

阿見町議会会議録

平成21年第2回定例会

(平成21年6月9日～6月19日)

阿見町議会

平成21年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	21
◎会期日程	22
◎第1号(6月9日)	25
○出席, 欠席議員	25
○出席説明員及び会議書記	25
○議事日程第1号	27
○開 会	28
・会議録署名議員の指名	28
・会期の決定	28
・諸般の報告	29
・議案第43号から議案第50号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・議案第51号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	35
・請願第1号(上程, 委員会付託)	41
○散 会	41
◎第2号(6月10日)	43
○出席, 欠席議員	43
○出席説明員及び会議書記	43
○議事日程第2号	45
○一般質問通告事項一覧	46
○開 議	47
・一般質問	47
千葉 繁	47
藤井 孝幸	71
紙井 和美	83
細田 正幸	97
○散 会	108
◎第3号(6月11日)	109
○出席, 欠席議員	109

○出席説明員及び会議書記	109
○議事日程第3号	111
○一般質問通告事項一覧	112
○開 議	113
・一般質問	113
難波千香子	113
柴原 成一	130
・休会の件	134
○散 会	134
◎第4号（6月19日）	135
○出席，欠席議員	135
○出席説明員及び会議書記	135
○議事日程第4号	137
○開 議	138
・議案第43号から議案第50号（委員長報告，討論，採決）	138
・議案第51号（委員長報告，討論，採決）	144
・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	146
・意見書案第1号（上程，説明，質疑，討論，採決）	148
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	150
○閉 会	152

第 2 回 定例会

阿見町告示第92号

平成21年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月2日

阿見町長 川 田 弘 二

- 1 期 日 平成21年6月9日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成21年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	6月9日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月10日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第3日	6月11日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第4日	6月12日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第5日	6月13日	(土)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	6月14日	(日)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第7日	6月15日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第8日	6月16日	(火)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第9日	6月17日	(水)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第10日	6月18日	(木)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

第11日	6月19日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・委員長報告・討論・採決・閉会
------	-------	-----	-------	-----	--

第 1 号

[6 月 9 日]

平成21年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成21年6月9日（第1日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

2番	久保谷	充	君
10番	久保谷	実	君
16番	櫛田	豊	君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	坪田	匡弘	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	横田充新君
消防長	瀬尾房雄君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
水道課長	坪田博君
予科練平和記念館 整備推進室長	湯原幸徳君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成21年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成21年6月9日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第43号 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第44号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第51号 21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約について

日程第6 請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願

午前10時00分開会

○議長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成21年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承を願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（諏訪原実君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

17番 佐藤幸明君

18番 細田正幸君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2，会期の決定の件を議題にします。

本件については、去る6月2日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長小松沢秀幸君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長小松沢秀幸君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小松沢秀幸君） おはようございます。会期の決定の件について御報告いたします。

平成21年第2回定例会につきまして、去る6月2日、議会運営委員会を開催をいたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から19日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月10日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、6月11日は同じく10時から本会議で一般質問、2名。

4日目、6月12日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月15日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、6月19日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成をいたしました。各議員の御協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

以上。

○議長（諏訪原実君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月19日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの11日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 最初のあいさつの次に報告事項を申し上げるという予定ですので、まずあいさつをさせていただきます。

○議長（諏訪原実君） よろしくお願ひします。

○町長（川田弘二君） 本日は平成21年度第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります、開会に先立ちまして報告事項を申し上げます。

平成20年度繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行例第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。平成20年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並

びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成21年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 議長より報告いたします。

本定例会に提出された案件は、町長提出議案第43号から議案第51号のほか、「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願、以上10件です。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成20年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、5月25日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成20年度阿見町土地開発公社決算報告書及び平成21年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第43号 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第44号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第44号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第45号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を議題と

いたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第43号から第50号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第43号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億2,924万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ136億98万2,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第16款県支出金では、妊婦健康診査拡充支援事業費補助金を増額するほか、スクールライフサポーター活用調査研究委託金及び理科支援員等配置事業委託金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、コミュニティ事業助成金を新規計上。荒川本郷地区都市計画街路整備事業及び、阿見吉原土地地区画整備事業における平成20年度から本年度への事業繰越分の計上により、荒川本郷地区都市再生機構負担金を新規計上するほか、阿見吉原地区道路整備負担金を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、4月の人事異動等に伴う職員給与関係経費の増減が主なものでありますが、そのほか第2款総務費では、自主防災組織に対する防災用資材の購入に対して補助するコミュニティ事業補助金を新規計上。

第3款民生費では、職員給与関係経費を補正するための財源として、国民健康保険特別会計繰り出し金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を増額、介護保険特別会計繰出金を減額するものであります。

第4款衛生費では、保健衛生総務費で妊婦の健康診断等委託料を増額するほか、妊婦健康診査費助成費を新規計上。

第5款農林水産業費では、職員給与関係経費を補正するための財源として、農業集落排水事業特別会計繰出金を増額。

第7款土木費では、公共下水道費で職員給与関係経費を補正するための財源として、公共下水道事業特別会計繰り出し金を減額。公園費で、維持補修工事費を増額するものであります。

第9款教育費では、小学校学校管理費及び中学校学校管理費で石綿——アスベストであります——除去のため維持補修工事費を増額。小学校教育振興費で、該当の小学校にスクールライフサポーター活用調査研究事業及び理科支援員等配置事業を実施するための経費を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、住民情報ネットワークシステムについて期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、議案第44号から第50号までにつきましては、主にそれぞれ人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第44号国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に212万を追加、歳入歳出それぞれ45億9,412万円とし、その財源については、一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第45号、公共下水道事業特別会計補正予算は、既定の予算額から237万3,000円を減額、歳入歳出それぞれ22億7,462万7,000円とし、その財源については一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第46号、土地区画整理事業特別会計補正予算は、既定の予算額から909万2,000円を減額、歳入歳出それぞれ6億9,390万8,000円とし、その財源については本郷第一土地区画整理事業保留地処分金を減額するものであります。

議案第47号、農業集落排水事業特別会計補正予算は、既定の予算額に14万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ4億4,514万6,000円とし、その財源については一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第48号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から404万2,000円を減額、歳入歳出それぞれ19億6,795万8,000円とし、その財源については事務費等一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第49号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に967万4,000円を追加、歳入歳出それぞれ5億7,967万4,000円とし、その財源については職員給与費等繰入金を増額するものであります。

議案第50号、水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ1,088万4,000円を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長の説明にありましたように人事異動、それからさきの期末手当の減額ですか、人事院勧告の、それが乗っていると思うんですが、結果的に一般会計予算から水道関係補正予算まで、職員の期末手当が0.2カ月分減額なるっつう説明は受けてるわけで

すけども、職員の期末手当の減額と特別職の0.15カ月の減額ですか、それ合計して幾らになるか知りたいと思いますので、教えてもらいたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

さきの臨時議会で期末・勤勉手当の減額という議決をしていただきました。

それで、まず金額のほうの前にはですね、今回の補正予算ではその人件費の減額は計上しておりません。と申し上げますのは、あくまで今回の期末・勤勉手当の減額につきましては、現在の民間等の社会情勢を勘案して、一時的に、臨時的に減額措置をしたものだというようなことで、正式に人事院勧告が8月ぐらいに出ます。その人事院勧告に基づきまして、いろんなもろもろの人件費等を調整いたしまして、後の議会のほうで計上していくというような考え方でおりますので、今回の補正予算には計上しておりません。

で、金額のほうなんですけども、減額の金額ですけども、期末・勤勉手当の削減の金額ですけども、職員分で2,441万円余りです。それと、議員の方の減額が98万円余りというような減額の金額になります。ただ、今回の補正予算には計上しないというようなことでございます。

○18番（細田正幸君） はい、わかりました。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 今回の補正につきましては、人事異動が終わりまして職員給与が確定したというようなことで、大部分がそういったことだと思いますけれども、3月のときの予算時に職員給与、平均は幾らだということで質問をさせていただきました。

今回、21年度の体制決まりまして確定を、給料のほうもしたというようなことで、職員の平均給与がどのぐらい変わったのか。まあ新卒も含めてということだと思いますので、人件費ということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えをいたします。

まず、3月の議会で職員給与のとらえ方でいろいろお話があったかと思えます。ですので、まず職員給与のとらえ方について御説明をいたします。

今回の補正予算の第43号、一般会計補正予算の資料の一番後ろのページですね、30ページをごらんいただきたいと思えます。

平均給与と言った場合の給与の算出の仕方なんですけども、こちらに一般職ですけども、ごらんいただきますと、まずこの総括の表の中の補正後の職員数319人っていうのがあろうかと思えます。その横に給与が12億1,900万余り、それと職員手当が10億と400万余りと。その計で

22億2,400万1,000円という合計がございます。

まず、この計ですね、計が職員がもらう給料等になるということなんですけども、ただその中にですね、職員手当ということで次の下の表を見ていただきたいんですが、職員手当の中には扶養手当とか住居手当とか通勤手当というのがございます。ただ、その中で、表の下のほうですね、退職手当負担金というのが職員手当の中に含まれております。この退職手当負担金は、職員の退職手当のための負担ということで、県で総合事務組合というのをつくってございまして、そちらのほうに負担するもので、これは町が負担するものでございます。

ですので、この3億5,000万余りを先ほどの計の22億2,400万から引かなければいけません。それを引いたもので、職員数319を割ってくということになります。それが平均給与ということになります。で、申し上げますと、587万1,000円が平均給与ということになります。ですので、給料と職員手当の合計から退職手当負担金を除いて職員数で割ったものが587万1,000円と、平均給与と。

ただ、これは一般職だけですので、そのほかの職員は特別会計等にも職員がございまして、割り振ってありますので、その職員の合計が355人ということで、同じような計算で平均給与を求めますと、580万4,000円というのが今回の新しい職員の平均給与ということになります。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうしますと、3月には708万という回答いただいてまして、それについては人件費ということだったので、通常市町村がどのぐらいの平均給与だって、職員に対してって言うと、人件費からってということで708万ってというのが出たんだと思いますけど、今の説明を聞きますと、将来いただける金額も——退職手当なんかそうですから、そこに入ってるというようなことで、前のときはですね、708万。それを引くと580万になると。

そうしますと、我々が源泉徴収表で、民間の働いてる人たちがね、平均給与幾らですかって言われた場合の、源泉徴収表に出てくるものは、金額は580万ということでいいのかどうか。

それから人件費ということで算出した場合には708万からどのぐらい増減があったのか。

その2点、質問したいと思います。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

民間の源泉徴収表ですか、で、いわゆる給与と言われてるものは、今申しあげましたような580万4,000円というような考え方になります。

3月にですね、708万というようなお話がありました。それにつきましては、先ほど申しあげました給与と職員手当の中の職員手当負担金を差し引かない、町が負担している職員手当負

担金を差し引かないもので、3月の時点で計算すると700万何がしになったというようなこと
でございます。今回、その計算で行きますと、697万1,000円になります。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうすると、1人当たりにかかるのが697万円ということで、理解しま
す。そうしますと、よく私らが、今それぞれ給料がもう民間ではね、下がってきてまして、役
場の職員幾らぐらいもらってんだと、こういうふうな。いつも広報あみあたりで詳しく説明は
していますけれども、私らが直接言うのには、幾らぐらいだっというので708万って言うと、
いや、たくさんもらってんなって、こういう話になるわけですね。

そうすると、これから私たちが聞かれたときに言うのには580万っていうふうに回答したほ
うがいいということですよ。我々も源泉徴収表の中には、退職引当金だとか共済を含めた金
額は入っていませんので、そうすると余りにも高いんじゃないかっていつも言われますね。で
すから、その辺のところは580万ということで回答したいと思えますけれども、それでいいん
ですよ。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。職員がですね、直接受けとる、もらうっていうんですか、
金額ということで、それでよろしいかと思えます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第50号については、会議
規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました付託表のとおり所管常任委員会に付託
することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告
されるよう、お願いをいたします。

議案第51号 21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議案第51号、21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契
約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第51号，21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約について申し上げます。

本工事は，霞ヶ浦平和記念公園4万2,000平方メートルのうち，廻戸近隣公園を除いた2万400平方メートルについて公園整備として行うもので，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，本年の6月から平成22年1月31日までです。工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，何とぞ慎重審議の上，議決いただきますよう，お願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより，質疑を行います。なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） この件について，工事内容が読んでいろいろ，土工事とか，広場園路工事，施設工ベンチ31基とか，雨水施設，照明灯10基，芝張りとかありますけれども，これだけではちょっと，平面図を示してもらわないとどういうイメージになるのかさっぱりわからないので，図面で示してもらいたいなというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。予科練平和記念館整備推進室長湯原幸徳君。

○予科練平和記念館整備推進室長（湯原幸徳君） はい，済みません。皆様のほうには図面を渡してなかったようですので，今，図面を配付するように手続をとりまして，内容を説明させていただきたいと思いますので，しばらくお待ちいただきたいと思います。

○18番（細田正幸君） あと，その間にちょっと関連で質問あります。

○議長（諏訪原実君） はい。

〔「答える人いないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） その間答える人が。はい，ちょっと。

時間かかる，この資料配付するのに。10分ぐらい。

○18番（細田正幸君） かかんない，かかんない。

○議長（諏訪原実君） じゃあ，関連でいい。

18番。関連。細田正幸君。

○18番（細田正幸君） これは関連なのですが。既に、今、町長が説明したように、これは、今、建物の周りだっつうふうに大体わかるんですけども。今、完成している都市公園ですよ、これ、せんだって管理の面で、あそこにきれいなトイレがあるわけですけども、トイレの手洗いの蛇口が、まだ1週間前にならないんですけども、あそこ見に行ったら2個ともとれてて使用できないんですよ。都市計画課ですか、聞いたら直してありますっつう返事だったんですけども、その後点検して直したのか。

あともう1つは、あの手洗い場、今は最新型の手洗いは、手をかざせば自動的に水が出てくるわけですよ。都市公園のやつはそうじゃなくて、手前のボタンを押して何秒か水が出てくるっつう装置なんですけども、それだと蛇口を回っからとられちゃうと思うんですけども、そうじゃなくて、やっぱり最新型の手をかざせば水が出ると、そういうふうに改めないともた蛇口とられちゃうんじゃないかなっつうように思うんですけども、その点の管理状況はどうなっているのか、お答え願いたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） はい、お答えいたします。

ただいまの件につきましては、ちょっと私の手元に資料等ございませんので、確認してからもう一度答弁したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（諏訪原実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前10時45分からといたします。よろしく願いいたします。

午前10時37分休憩

午前10時45分再開

○議長（諏訪原実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま図面が配付されました。予科練平和記念館整備推進室長、湯原幸徳君の説明を願います。

湯原幸徳君。

○予科練平和記念館整備推進室長（湯原幸徳君） はい、それではお答えをいたします。大変失礼いたしました。

それでは、整備内容、概要書に書かれております土木工事とか園路広場工事等について説明をさせていただきたいと思います。

まず、図面のほうを見ていただきまして、まず土木工事ですけれども、現状の地盤ですけれども、この分のついてはまだ仮に盛り土をしておるといふような状況ですので、敷地全体の雨

水計画それと廻戸地区近隣公園との整合を図る必要があるために、全体的に敷地の地盤を調整する必要があるということで土木工事が必要になっております。

それと、広場の園路工事ですが、まずアスファルト舗装ですけれども、公園内の園路ですね、曲がりの園路の部分、それとコンクリート舗装についてはですね、記念館の周りに市松模様のデザインがございます。そういうデザイン的要素も含めてコンクリート舗装で行うということ。

それと、平板舗装ですけれども、これは駐車場から記念館へのエントランスですね、この125号線の出入りから歩道の部分、この部分が平板舗装ということになります。

それと、ダスト舗装については北側の一番上の部分ですね、北側のその細長い部分、これがダスト舗装ということになります。ダスト舗装っていうのは一般の舗装ではございませんで、砕石の上に石灰岩ダストと言いまして、それを乗せて点圧をするということで、通常の舗装よりは3分の1程度で整備が可能だということで、将来的っていうか、記念館ができたときには臨時的な駐車場ということも考えられるということで、必要最小限の中で、草刈り等もなく済むような形で、ダスト舗装で、その北側の部分の細長いところは整備をしたいということで、考えております。

それから施設工ということでベンチ31基、これは記念館周りにベンチを31基つけるということで。

サイン、5カ所サイン工事のほうなんですけど、これは125号線の入り口に1カ所予科練平和記念館というふうなサインを入れます。それから駐車場、Pという駐車場のサインを1つ、それと雄翔館・雄翔園の誘導の部分ですが、このところに誘導のためのサインを2カ所入れます。それから雄翔館・雄翔園の出入り口にその説明案内を1カ所、計5カ所を入れるということで考えております。

それから、水飲み場所は1基ということで、記念館のすぐ左側の方面に今予定をしております。

それから、防火水槽については、これは消防法の規定によりまして、記念館の大きい駐車場と記念館の園路の間、この辺になりますが、ここに40トンの防火水槽を1基設置するということです。

それから、自転車置き場につきましては、正面玄関の左側のこの辺ですね、この辺に約15台程度の自転車置き場をつくる予定となっております。

それと、雨水施設は敷地内の園路周り、駐車場内等の雨水施設、それと暗渠を一部入れます。これは、芝をここに植えるということで、やはり水の関係がありますんで暗渠を入れて、芝生の養生等を図るために暗渠を入れるということ。

それと、照明施設は10基配置をします。

そのほか、敷地の中は芝張り工という形になります。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 先ほどの関連質問の。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 先ほどの廻戸地区近隣公園の手洗いの件につきましての御質問にお答えいたします。

手洗いの蛇口が破損しておったという件でございますが、修理のほうを発注いたしまして修理が済んでおりますということです。修理は終わっておるということでございます。

それとですね、センサー式の手洗い、いわゆる手を出しますと水がひとりでに出るとい、そういった蛇口に切りかえてはいかがかという御質問でございます。

確かに、最近そういった手洗い所が多くなっておりまして、非常に便利でございます。手を出せばさっと水が出ると。また、蛇口等に触れることがないので衛生的にもいいのかなというふうに考えられます。で、これに変わるかどうかにつきましてですが、修理する場合に、それに切り替える場合には電気工事等も伴うと。また、その機械の仕様とかそういったいろいろと現場の状況等、その辺のところもございまして、今ここでつけ替えるとかつけ替えないとか、そういったことはちょっと申し上げにくいので、この件につきましては、現場のほうをよく確認いたしまして検討いたしたいと、そのように考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私、1週間ぐらい前だったと思うんですけども、これも都市計画課、電話で経済課のほうから問い合わせたら、直ってますって同じ回答があったんですよ。で、その後行ったら直ってなかったんで、あそこの管理状況はどこがどんなふうに責任を持つのかなって疑問を持ったんですが。今回もそういうことがありますので、いつ発注していつ終わったのか日にちをきちんと言ってもらいたい。

ちなみに、私が壊れてるっていうふうに、なくなったと思ったのはもう1年も前なんですよね。そのときからずっとないわけですから、イタチごっこだつう話もありますけども、イタチごっこならば、何回あそこの蛇口を修理したのかもあわせてお答え願いたいというふうに思います。

もう壊れているのは、1年も前から壊れているんですよ。ないんですよ。

○議長（諏訪原実君） それでは、ちょっと時間がかかりますので、再度暫時休憩といたします。御了承願います。

会議の再開は11時5分といたします。御了承願います。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） はい、お答えいたします。近隣公園の水道の破損と修理に至る経緯につきまして御説明いたしたいと思えます。

議員おっしゃられるとおり1年ほど前ですね、壊れたということなんですけれども、男子トイレのところの水道栓につきましては2カ所ありまして、そのうちの1つがそのときに壊れたということでございます。その後、壊れたほうは使用中止にいたしまして、残りの1カ所ですと利用いただいていたわけですが、先日残りの1カ所が壊れたというお話を受けまして、それで修理のほうを発注したということでございます。完了につきましては、6月8日に報告を受けております。

議員おっしゃられた直ったという報告を受けたという話でございますが、実は公園の外にですね、水飲み場がございまして、そちらのほうも修理しておったという経緯がございまして、その修理の完了の件が議員のほうに誤って伝わったというように考えられます。その、議員に報告したときには、外のほうの水飲み場のほうの水道が修理が終わったと。そのときは確かに、中の手洗いのほうの水道については修理は終わっていなかったと、そういった状況でございます。そこを議員確認されて、まだ直ってないということで、今日の御質問になったのかと思えます。

情報の確認につきまして、ちょっといろいろと不手際があった、誤解があったということでございます。そういったことで、6月8日に完了したということで報告を受けております。

発注の時期、御質問でございますが、5月28日ごろに現場を見まして発注したということでございます。

以上でございます。

○18番（細田正幸君） 2個が使用可能になったということですね。

○都市整備部長（桑田康司君） ええ、2つ修理いたしました。

○18番（細田正幸君） はい、わかりました。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いをいたします。

請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第6、請願第1号、「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いをいたします。

散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時09分散会

第 2 号

[6 月 10 日]

平成21年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成21年6月10日（第2日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

10番	久保谷	実	君
16番	櫛田	豊	君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	坪田	匡弘	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	横田充新君
消防長	瀬尾房雄君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
児童福祉課長	高須徹君
障害福祉課長	柴山義一君
健康づくり課長	朝日良一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
商工観光課長	木内良夫君
町民活動推進課長	飯野利明君
都市計画課長	菊池彰君
指導室長	富田耕太郎君
生涯学習課長	建石智久君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成21年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成21年6月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成21年第2回定例会

一般質問1日目（平成21年6月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 千葉 繁	1. 町観光事業について 2. 新型インフルエンザ対策について	町 長
2. 藤井 孝幸	1. 阿見町総合体育館建設促進について	町 長
3. 紙井 和美	1. 「障がい者の自立と共生」地域で安心して暮らせる町づくりについて	町 長
4. 細田 正幸	1. 耕作放棄地を花見山に変える提案	町 長

午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） 皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（諏訪原実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いをいたします。

それでは初めに、9番千葉繁君の一般質問を行います。

9番千葉繁君の質問を許します。登壇願います。

ちょっとなれないもので。

9番千葉繁君の質問を許します。登壇願います。

〔9番千葉繁君登壇〕

○9番（千葉繁君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回の私の質問は、町観光事業についてと新型インフルエンザの対策について、2点でございます。

初めに、町観光事業について質問いたします。

観光事業につきましては、最近になって、各議員の皆さんからいろいろな角度で質問や意見が出されております。私も、所管であります産業建設常任委員会の中でもお尋ねをしてきました。そもそも、これまでの当町の観光事業は、核となる名所などが余りなかったせいもあり、また必要に迫られたわけでもなく、余り一生懸命とは言えないような状況でありました。

しかし、最近になってこの事業が取りざたされクローズアップされた背景には、このところの当町における開発行為により、プレミアム・アウトレットの民活による集客力や、阿見町の歴史遺産を全国にPRできる予科練平和記念館の建設により、多くの方々が阿見町を訪れることになったことが挙げられます。

このように当町には、現在の冷え切った社会情勢とは裏腹に明るい兆しが差しており、町にとって千載一遇のチャンスととらえ、事業の成功に向け力を注がなくてはなりません。また、

観光資源の発掘や再発見を行い、来町者を町に滞在させる仕掛けを町が先導し、また後押しをしながら新たな産業を創設させることも重要なことでもあります。

観光事業を通じて町が活性化され、にぎわいを見せ、経済効果が図られる、こんなことが町の大きな発展につながっていくのではないのでしょうか。しかし、ただ簡単に観光事業が立案できるわけでもなく、なかなか具体的な事業が上がってこないのも現実であります。

こんな現状の中で、町では町に埋もれている観光資源を再発見・再価値化し、観光振興のきっかけづくりを行おうと、昨年からの観光プロデュース事業が立ち上がり、その会議で出されたアイデアや意見を積み重ねた提言により、新たな観光資源の創設に取り組んでおります。

実際には、その取り組みの成果として町内の竹やぶを竹林として再生し、循環型の観光交流空間を創造するよう提言がまとめられました。具体的には、皆さんも御存じだと思いますが、汚染浄化実験の実施による竹を活かした環境整備、竹炭づくりやタケノコ掘り、竹あんどんのイルミネーションなど竹を活かした観光、そしてタケノコを使った阿見レシピの開発による飲食店ネットワークの構築などが出されました。

荒れ果てた竹やぶが多い当町の現実を調査し、それを整備して観光資源に変えていこうという、その発想は大変によいことと評価するものであります。今年度事業化に向けた調査の予算が組まれ、実現が期待されております。しかし、このような事業化に向けた取り組みもされておりますけれども、まだまだこれからという段階であります。

このようなことから、まず1点目に町の観光事業の将来を担う観光プロデュース事業の進捗状況について伺います。

続きまして2点目に、町の観光を考える意味で重要な路線と考えています都市計画道路竜ヶ崎阿見線、わかりやすく言えば追原久野線の開通時期についてお尋ねをいたします。

この路線は、アウトレットのある圏央道阿見東インターチェンジから東部工業団地、そして追原の香澄の里工業団地を経由し125号バイパスにつながる区間です。大部分が開通しており、残りの部分は2キロほどであると聞いております。しかし、この区間には遺跡の発掘があり、試掘を行うということで開通がおくれておりました。

この路線が開通すれば、アウトレット来場者が町最大の観光資源であります霞ヶ浦に通じる路線となり、さらには来年開館予定の予科練平和記念館へ直行できる、誘導できるルートとなり、来客数の大幅な増員も期待でき、また交通渋滞の分散化にもなり得る路線であります。町でも、この案件はこれまで県に対し要望してきたところでありますけれども、開通に向け少しずつ進んでいる現状の中、開通時期を伺いたいと思います。

最後に、大室ストックヤードの将来ビジョンについて質問します。

ここは平成4年から7ヘクタールの広大な土地に菜の花が植えられ、開花時期には町民はも

とより他市町村からも多くの方々が見物に来ており、大変喜ばれております。しかし、菜の花をつくる地権者の方々の高齢化などもあって、今後の将来ビジョンについてそろそろ打ち出さなくてはならない時期に来ていると考えます。

現在の社会情勢からすると大変厳しい状況でありますけど、この土地が有効利用できるものなら、アウトレットと予科練平和記念館と3点セットでの観光スポット、観光ルートになるのではないかと考えます。ポジシヨンの的にも大変よい場所であり、大きな期待のかかる大室ストックヤードの将来ビジョンについて伺います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 千葉議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、町を取り巻く観光情勢につきましては、あみプレミアム・アウトレットが来月9日にグランドオープンし、さらには来年2月に予科練平和記念館が開館するなど、これまでになく県内外から数多くの観光客が来町し、町では観光振興を図る上で、またとない好機であると認識しているところであります。

こうした中、御質問の1点目の観光プロデュース事業の進捗状況についてであります。

当事業につきましては、既に御案内のとおり町の観光資源の実態や地域の実情を把握し、観光資源の利活用を図るため、町内に埋もれている観光資源を再発見・再価値化し、観光振興のきっかけづくりを行うことを目的に昨年度から実施しているものであります。

そのため、当事業を展開するに当たっては、さまざまな立場の方々から御意見をいただく必要があるため、大学教授等の有識者・商工会・JA・ボランティア等の団体・学生など10名のプロデューサーで構成する会議を組織しているところです。

まず昨年度の会議におきましては、町の観光資源の現況についての意見交換がなされ、その中からゆっくりとしたテンポで町の魅力を楽しんでもらいたいとの御意見等から、町の観光のテーマを「歩き」として位置づけたところであります。その後、このテーマに基づき霞ヶ浦湖畔や竹林を初めとする平地林、寺社仏閣などの観光資源の現地調査を行うとともに、計4回にわたる検討を重ね、会議のまとめとして町に対する提言がなされたところであります。

その内容につきましては、町の観光の基本コンセプトを「ゆったり、自然を、歴史を、歩く」とし、あわせてその他プロデュース会議の中では桜や霞ヶ浦、農業などを活かしたさまざまな観光振興策が議論されましたが、先ほど議員の質問の中にもありましたように、町内には貴重な自然資源として多くの竹林が存在することなどから、まず竹を活かした観光の振興を掲

げ、そのための諸施策について提言に具体的に盛り込まれたところであります。

これを受け、町としましては、提言されたさまざまな施策の早期の具現化を図るため、まず昨年度末には会議で出された観光キャッチコピーである「浦^{うみ}に在り、時を編み、風と遊ぶ」を取り入れた通年型の観光3連ポスターを作成しましたが、今年度からはできることから事業に着手していきたいと考えております。

具体的には、町内にある竹林の実態調査にあわせ、竹による観光空間づくりとしてモデル的な竹林カ所の間伐整備や竹林の整備によって生ずる竹を使ったまい・あみ・まつり等のイベントでの竹あんどんイルミネーションの点灯、タケノコなどの食材を活かした地域料理等の紹介、観光DVDや竹林などをめぐる「歩く」をテーマとしたマップの作成などの事業を実施してまいります。

今後とも、観光プロデュース事業の推進に当たっては、提言の具現化をより図るとともに、霞ヶ浦を活かした周遊観光や農産物の収穫などの体験観光など、新たなテーマについても継続的に議論し、町の魅力ある観光地づくりにつなげていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目の竜ヶ崎・阿見線の開通時期についてであります。

本路線は既存県道のバイパスとして位置づけられ、現在、阿見東インターチェンジから阿見吉原東土地区画整理事業地内を通り、阿見東部工業団地に至る区間が暫定2車線ではありますが、供用開始されております。加えて、あみプレミアム・アウトレットの7月8日のプレオープンまでには区画整理事業地内において4車線化による供用開始がなされるとともに、阿見東部工業団地から筑波南第一、通称香澄の里であります。工業団地を縦貫する県道稲敷・阿見線までの区間においては、暫定2車線にて新たに供用が開始される予定となっております。

さらに、ここが問題なんです。北側の国道125号バイパスまでの区間については、先ほども話がありましたが、埋蔵文化財の調査が行われ、供用開始は平成22年度以降になる予定であります。

いずれにしましても、当面は筑波南第一工業団地内の道路を通じて125号線につながると、そういう形になるわけであります。

今後とも県と連携しながら早期開通を目指し、事業の推進を図ってまいります。

次に、御質問3点目の大室ストックヤードの将来ビジョンについてであります。まず最初に、これまでの経緯等について少し触れておきます。

大室ストックヤードは旧建設省が霞ヶ浦しゅんせつ土のストックヤード用地として平成14年度まで借地していた大室地内の用地約7ヘクタールの土地であります。町はこの土地を含めた霞ヶ浦湖岸の約40ヘクタールの区域について、平成9年度に霞ヶ浦の自然環境保全や世界恒久の平和への寄与等を目的とした霞ヶ浦湖岸公園構想に位置づけたところであります。

この構想の中で、大室ストックヤードは霞ヶ浦と一体となったレクリエーション的ゾーンとして位置づけましたが、町による農地の借り上げが不可能であること、また財政再建等により公園整備に重点配分することが困難であることなどから、公園整備については当面具体的に進めることを断念せざるを得ないと判断しております。

この湖岸公園構想の中では、当面、霞ヶ浦平和公園、廻戸の近隣公園、それから今進めている霞ヶ浦平和記念館、これを優先的に、重点的に進めるという形で対応しているわけでありませう。

したがって、その大室の7ヘクタールの土地については、暫定措置として町が地権者組合に対し、毎年菜の花を咲かせるフラワーコリドール事業として委託し、草花等の景観作物栽培を実施してきたところであります。

御質問の将来ビジョンにつきましては、公園構想が現在も生きておりますので、将来的には構想に基づく事業化を目指してまいりたいと考えております。しかしながら、その実施時期や内容については、全体的な財政状況等を勘案した上で判断していくこととしております。

また、本年5月の地権者組合の総会におきましても、当分の間は現状維持として了承されているところであります。

以上のように、課題もありますが冒頭にも申し上げましたとおり、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館の観光集客力を最大限に活かし、霞ヶ浦を初めとする町内のさまざまな観光資源と結びつけた周遊観光を推進するなど、町の観光振興を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） それでは再質問をいたします。これからの数点は、これまでの質問をしてきた中で回答いただいて、そのまま、また具体化されてないというふうに思う案件でありますので、できれば現状をしっかりと把握した中で、具体的なことを言っていただけるとありがたいんですけども、何点か質問をしたいと思っております。

先ほど、霞ヶ浦の観光振興ということでお話がありまして、これについては阿見町の最大の資源でありますから有効活用していくということは当たり前のことなんですけれども、前の質問の中で、霞ヶ浦湖岸を筑波山を眺めながらゆったりと観賞できるように観光プロデュース事業の中で検討していくというようなことで、具体的には霞ヶ浦の周遊観光ということなんですけれども、先ほどは観光プロデュースの進捗ということで、その中でもこれまでに報道されたようなものが出ておりましたけれども、新しい事業の創出もしていかななくてはいけないので、この点については前の御答弁を、それをいただいておりますので、今観光プロデュース事業の中で、この霞ヶ浦湖畔を中心にした周遊観光というんでしょうかね、霞ヶ浦の観光振興について

うんでしょうかね、この辺がどのように話し合われているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。先ほど町長の答弁にもございましたけれども、霞ヶ浦の観光の振興につきましては、霞ヶ浦は町としても主要な観光資源であるため、やはりそういう湖畔を生かした観光の振興を図る必要が当然あるだろうと。

で、霞ヶ浦周辺の緑や眺望など、霞ヶ浦一体を有効に活用した観光を推進するということから、今現在のところですね、そういった霞ヶ浦周辺の施策として考えてるところとしましては、まず予科練が来年2月にオープンいたします、開館します。

それに基づいて、そこを基点としました周辺の近代化遺産の観光ルートの整備をすること。あるいは県事業にもありますけども、「いばらきよいとこプラン」という計画がありまして、その中にも阿見町として特に漁業体験観光の実施など、そういったものも考えて、今施策として考えております。

それから、22年度に予科練ゆかりの道、「関東ふれあいの道」ということで指定されておりますが、そこで平成22年度ウォーキング大会ということで、これは県の利用促進協議会と阿見町が主催で実施していると、実施するということであります。

そういった、今のところ施策を、一、二年の中でそういった施策も取り入れながら、さらにはここ最近一般質問の中でも出てますように、サイクリングロードとかですね、湖岸の桜堤事業ですか、それら等も考慮しながら魅力ある霞ヶ浦周辺の周遊観光づくりを目指したいというようなことでは考えております。

そしてまた、霞ヶ浦観光のですね、PRをどのようにしていくかというのも一番大きな問題かと思えます。今現在作成しております観光ガイドマップですが、あるいは広報あみ等によって町の、あみまち紀行等をホームページにおいて作成をしながら紹介をしていく。あるいは現在作成しております、現在広域的に作成しておりますけども、そういったパンフレットの中にも町に位置づけていただくと。

さらには茨城県での協議会で紹介をしている「四季物語」という中でも紹介をしていくということで、あらゆる的に、総合的に、今のところこの霞ヶ浦湖岸につきましては、物事の出来事、起承転結でいえば起こりからやっとな承というところに行ったところでもありますので、今後さらに魅力ある湖岸づくりというようなことで、検討してまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） ありがとうございます。具体的な施策が出てきまして、漁業体験だと

かウオーキング体験，こういうものが実行に移ってくるんだと思いますけれども，先ほどのお話の中に観光ガイドマップというのがありましたけれども，今新しくつくってるんですか。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） この観光ガイドマップですね，実は持参してきまして，こういったものが……。

〔「つくってあるのね」と呼ぶ者あり〕

○生活産業部長（川村忠男君） はい，ガイドマップを作成しております。ただしですね，若干修正するところも，部分もありますので，ちょっと在庫はございますけども，さらにもうちょっとですね，グレードアップしたようなマップを今後つくっていききたいと。これはアウトレットのオープンに間に合うかどうかはちょっとわかりませんが，こういうことでガイドマップはつくって，今現在ございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） ガイドマップっていうのは私も知ってますので，新たにつくっているということなので，中身が変わっていくのかなと。その中にですね，さっきサイクリングロードの話が出ましたけれども，これに湖岸のサイクリングロードの指定って前から言われてますけど，そういうのがなかなか出てないんですよ。

ですから，もし変えるのであればサイクリングロードを指定するというような，あ，PRをするという，そんなものを入れなくちゃいけないのかなというふうに思うんですけども，これ湖岸のサイクリングロードっていう，あれ湖岸が整備されてますから，あそこのところをサイクリングするんだと思いますけれども，これは自転車を持ってこなければできない話で，ですからそこら辺のところもこれからの検討材料だと思いますけれども，自転車を貸し出すようなね，そういったものも必要なのかなというふうに思います。

まあ，あそこのサイクリングロードというだけでは，だれも来てくれませんから，何かそこに誘導するPRだとか，そういうものがなければね，全然ほかの人たちはわかりませんよね。阿見町の人少しわかるかもしれませんが，できれば遠くから来ていただいて，サイクリングができるようなね，周遊ができるような形が一番望ましいので，その辺のところ，どんなお考えですかね。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） サイクリングロード，湖岸のですね，つきましては，これまでも一般質問でいろいろな方から御提案をいただきまして，いまだ実現がされていないという状況であります。

この湖岸のサイクリングロードにつきましては，平成10年度ですか，策定しました霞ヶ浦湖

岸公園構想の中でもサイクリングロードの位置づけはされてるわけであります。

で、今現在ですね、このサイクリングロードにつきまして、今度できます予科練記念館を基点としまして、ゆかりの道ですか、予科練ゆかりの道、片道約6キロぐらいございますけども、この事業化に当たってはですね、なかなか進まない。その理由としましては、やはり霞ヶ浦の堤防がかなり傾斜もなかなかきつい、高低差もあるというようなことで、安全面でなかなかそういった対策がとれるのかどうか。

最近、このサイクリングロードというのがブームになってまして、霞ヶ浦沿岸でもかなり実施している市町村も多くなっています。ちょっとインターネットで、ちょっとネットで調べたところ、行方市などはそういった両サイドに、ガードレールまでいきませんが、さくをつくって、やはり歩行者、自転車ですね、安全性を確保しているというようなところ、そういった安全対策の問題もあります。

そしてさらにはロードの途中にですね、防衛庁の技術研究所がございまして、あそこの部分がですね、湖岸沿いを走れないという課題もございまして。で、今のところふれあいの道としては、その技研のところは旧125号まで出まして、それから島津の集落を入り、そしてまたさらに霞ヶ浦湖岸に出るという、そういった一度125号道路に出なくちゃならないというそういった危険性もあるという、そこら辺も課題ともなっているということでありまして。

それからあとは管理者的には湖岸ですと、道路敷はもう町道になってますので、町の管理ですけども、その土手の部分はいくまでも国土交通省の管理になってます。そういったことから国土交通省との協議も必要でございますし、それから当然ながら道路の位置づけですので、警察の交通との調整も必要という、まあいろいろな、さまざまな検討課題があるということで、今のところまだサイクリングロードについては実施されてないということでありまして。

で、いずれにしましても、そういった構想の中の位置づけになっておりますので、それらをきちんと整理した中で事業を進めていきたいということでありまして。まあ、当面はですね……。ということで、今のところそういった状況になっております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 実現が近いかなと思った湖岸のサイクリングロードが、何か遠くなったような感じがしました。いろいろな安全対策を含めてですね、これは検討していかなくちゃいけないんでしょうけれども、何か大分早くサイクリングロードができるような感覚がありましたので、これはぜひとも早くやらなくちゃいけないと思いますね。

やっぱり自転車に乗りながら周遊するっちゅうことは、なかなかいいことですので、これは具体的にいつごろということを決めてやってもらいたいと思いますね。

それからですね、これ阿見町だけでどうなのかって私思うんですよ。これサイクリングロードですから、隣的美浦さんだって土浦だって、もう全体的にこの霞ヶ浦の周辺のね、自治体と一緒にあって整備するような事業じゃないのかなって。できればずっと一周できるようなね、そういうことになるので、その辺のところっていうのは行政側では話し合いみたいなのはしてないんですかね。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。サイクリングロードにつきましては、可及的速やかにそういった課題を解決しながら、実施に向けて検討してまいりたいということで御理解のほどをお願いしたいと思います。

それからですね、広域的な取り組みということで、今のですね、霞ヶ浦の周辺で促進協議会っていうのがございまして、沿岸市町村で。その中で今、土浦・潮来に、それから行方が単独でサイクリング事業を行っているということでもあります。ですから、今後はですね、こういった協議会のほうにも、ちょっと町のほうからもですね、協議をさせていただいて、できれば広域的なサイクリングロードにしていきたいというような考えは今のところ持っております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） できれば広域的な検討ということで、うちの町長は県の町村会長をやっておられますから、中心になって取りまとめていただきたいなというふうに要望します。

それからですね、観光については、今のところ当町では観光プロデュース事業が中心になって将来を担っていくというような状況になっています。まあメンバーとか、今まで具体的なことだとかって、そういう評価をするつもりはありませんけれども、果たしてこのままでいいんだらうかっていうふうに思います。

この今大きなチャンスを迎えてるところですから、できるだけいいものを早期にやっていくということも必要であろうかと思えます。それにはですね、私はこの観光協会をつくってですね、そういったところが中心になってやっていくということが必要なのかなというふうに思いますけれども、現時点でどんなふうにお考えか。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。まず観光協会の実態というかですね、県内ではですね、44市町村のうち観光協会が設立されていないのが6市町村ということで、そのうちの稲敷3町村ができてないということでもあります。

やはりこれからですね、観光プロデュース会議は中心となるのは、核とはなるんですけども、やはりきちんとした形で観光振興をしていくということであれば、そういった観光協会の組織

も必要になってくるだろうと思います。

その組織については、ここでつくるつからないという答弁はできませんので、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） ぜひとも観光協会をつくっていただいて、そこが中心になっていくというところで、実現に向けたですね、検討をしていただきたいというふうに思います。

それからですね、観光事業にはなくてはならないという特産品についてなんですけれども、この開発について、やはり力を注がなくなっちゃいけないというふうに思うんですけれども、その支援については、これまでも話が出ておりましたけれども、茨城地域資源活用プログラム、これと創業支援ですよね、この辺の内容についてお尋ねをしたいと思います。

これはNPOとか個人とかってというようなことなんでしょうけれども、創業についての支援という感覚がありますけれども、内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 確認ですけれども、茨城地域資源活用プログラムでよろしい…。

○9番（千葉繁君） はい。

○生活産業部長（川村忠男君） よろしいですね。この茨城地域資源活用プログラムにつきましてはですね、平成19年度に国のほうで中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律というのが制定されました。それに基づいてできたプログラムであります。で、これにつきましては、茨城産業体験創造基金を財源という形で、この財源につきましては国の中小機構のほうから約60億、それから茨城県の中小企業振興公社のほうから約15億ということで、茨城県産業体験創造基金としては、総額約75億円という基金を持っております。

この運営管理者はあくまでも財団法人の茨城県の中小企業振興公社が管理をしております。で、その75億円のうちの5億円の運用益——要は果実ですね、利子・利息等で、今現在、年で1億2,500万ということで、果実が発生しております。その果実を利用したプログラムということでもあります。で……。

○9番（千葉繁君） 支援対象はどこか、ちょっと聞かせてもらっていいですか。

○生活産業部長（川村忠男君） は。

○9番（千葉繁君） 支援対象。

○生活産業部長（川村忠男君） あ、支援対象。支援対象は中小企業者、それから起業者——まあ事業者ですね。で、既に既存の企業でも可能だということでもあります。

で、財源的には、まず事業計画の作成ということで200万が限度額と、あとそれから試作品で300万と、で、創業で100万ということで600万、その中小企業なり起業者につきまして対象になるということでもあります。

ちなみに参考に、このプログラムを利用した件数は今現在県内では6件ほどございます。で、近くでは土浦市でかの土浦の有名な料亭さんで屋形船ということで、土浦の花火大会にあわせて屋形船を出したと。まあそれはこのプログラムを利用して実施をしたということでもあります。

○9番（千葉繁君） もうオーケーです。

○生活産業部長（川村忠男君） 中身はよろしいですか。

○9番（千葉繁君） いいです。

○生活産業部長（川村忠男君） ああ、いいですか。はい。

じゃあ以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 済みません。その茨城県、これ県の事業だと思うんですけども、茨城地域資源活用プログラムについては、今まで6件というようなことで、当町ではきっとないと思います。まあ使いたいと思った人がいましたけれども、なかなか条件が難しいというような話がありました。

で、私はですね、簡単に使える制度で……。内容はちょっと私、確認はしていないんですけども、これちょっと使いづらいよという話を伺いました。私は、どうせやるならですね、町独自ですね、何か創業支援をやらなくちゃいけないのかなって。町の特産品をつくるためのものですから、それはやはり町でそういった支援策をしていかなくちゃいけないんじゃないのかなって思うように思いますけれども、今までの質問の中でも特産品支援には特化した条例や補助制度が必要であるというような答弁もしています。

やはりこれは町独自でやるべきことではないかなと。特産品をつくってそこへ皆利益を上げていくとかね、やる気を起こすだとかっていう、それについてみんなで知恵を出す。ここには農産物でいえば茨城大学の農学部があるわけですから、一緒にやったプロジェクトチームをつくって売り出していくだとかってようなことがなければですね、なかなかやってくれる人もいないですし、そういった意味では町独自のそういった研究費ですかね、そういった捻出をするような支援策が必要ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） いつもいわゆる産業対策についていろいろなやりとりがあるときに、私が言っているのは、町は当然それはいろんな形で関与しなきゃならないんだけど、町が直接具体的にやると、そういうことについては基本的には問題であって、やっぱり例えば農業者

であっても商業者であっても、そういう人たちがやはりいろんな条件の中でこういうことを具体的にやりたい、いろんな制度的なものを使ってやりたい、そういう形で、町が具体的にこうやったらいいだろう、ああやっていいだろうという具体的な事業そのものについて、町が直接乗り出してやるというのは、基本的に問題があるということです。

まあ町と一緒に話し合いをして、そういう方向づけをするについて関与すると、そういうことはいいんですけども、今の言い方だと町がやればいいんじゃないかというような言い方に私は聞こえたので、その辺については、じゃあちょっと問題があるという。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そのようなつもりはありません。町のほうが具体的に出してということではできるわけないですし、そういう支援をしてもらいたいという人がいた場合に、何がありますか、今阿見町で。それがなければ、やっぱり支援してもらおうとしてもできないから、こういった事業計画があれば、この辺のところは研究費として出しますよというような、そういうものはできるんじゃないでしょうかと、そういう意味なんですよ。どうですか。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） だから、そういう点でやっぱり関係者から直接問題提起があって、町がこうやれということではなくて、問題提起がきちんとあって、それを受けとめてやると。そういう基本的な考え方じゃないと産業対策とかそういうことについては、やっぱり問題があるということです。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） それについてはですね、町としてやはり支援策を出すんであればね……。あ、出さないのか。出してもらいたいんですが、やはりこういう計画があれば、この辺のところの費用は何とか賄えるよというようなね、少し広くですね、やっぱり見てもらわないと、向こうから具体的なものを出して、はい、だめですっていうわけではなくてですね、それから町のほうが、はい、これやりなさいではなくて、そういった計画……。これきっと県でやっているやつ事業もそうだと思いますよ。

しっかりした計画があって、これが実現できそうだと。こうすれば創業支援ができると、やりたいと思っている人に後押しができるということで、やってんですよ、きっと。だから町のほうでも、そういう計画が出てきたときには、やはり支援をしていかなくちゃならないと私は言っているんですよ。

ですから、今はないので、そういうものを創出したら……。だけど、今までのやつは特産品支援には特化した条例や補助制度が必要だって、こう答弁してんですよ。これをやってないので、じゃあ今変わったんですか。きっと同じだと思いますよ。だから、そういった支援が必要

だとするものがちゃんとした計画が必要なら、それはちゃんと内容については精査をするしかないでしょう。公金を使うわけですから。

創業支援ということですから、後押しということですから、その辺のところは町で考えなくちゃいけないということで思ってます。どうぞ検討してください。

それからですね、まだちょっとあるので。

先ほども、アウトレット周辺の開発についてなんですけれども、私はアウトレットの今言っていた追原久野線ですかね、あそこがこれからどんどん変わっていくというふうに思ってます。換地処分がされれば、どんどん地主さんも売ってですね、大方、食べ物屋さんが並ぶのではないかなというふうに思うんですけれども、どうしてもですね、あそこに物産館が何とか欲しいというようなことですね、やっぱり多く皆さんが来て、そのまま高速道路で帰られるようでは、何の意味もないんじゃないのかなと思います。

その中でですね、今度9日から4日間アウトレットの隣接でイベントをやりますよね。あそこの将来は、換地が終わればですね、地主さんに返すんでしょうけれども、イベントがどのような形になるのか、まだちょっとわかりませんが、あそこがある程度の期間が使えるのであれば、その換地までの間、あそこを、まあ土日だけでもいいから何か特産品の売り場とか何かということですね、考えていただけないのかなというふうに思うので、その換地終了がどのぐらいになるのか、その期間ですかね、教えていただきたいなと思います。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 御質問にお答えいたします。換地の終了ということですが、まあ現地が使用できるようになると……。

○9番（千葉繁君） ああ、そうそう。

○都市整備部長（桑田康司君） そういった意味の御質問と思われます。使用収益開始ということでございますが、あの追原久野線の沿道の土地でございますが、この土地につきましては、この地域につきましては、茨城県が大規模商業業務施設に続きましてですね、早期の使用収益開始を目指しまして今進めているところでございます。

現在あの場所につきましては、上下水道等の整備、それから造成工事等を進めております。で、その使用収益開始の時期でございますが、現在のところ平成21年度末から平成22年度初めにかけてを予定しておるということでございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） これは、確認しますが、追原久野線の沿線と、今言ったイベントをやる場所というのは基本的に同じですか。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 現在ですね、イベントをやっている場所につきましては、追原久野線のところからかぎの手にですね、土地がありまして、で、追原久野線沿線と、それと薬師山通り線のところの角地のところでございますので、使用収益開始がどの場所かといいますと、明らかでは……、はっきりとはしないんですが、要は沿線の利用を図っている場所としては、今回のイベントの部分の中の一部分、西側の部分ですか、追原久野線沿線の土地ということになります。

そこから東のほうに向かっての土地につきましては、また別の用途ということになりますので、そこは別かと思えます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） それではですね、今お話を聞くと、22年度、最長でも初めぐらいまではそこが使えるのだというようなことで理解しますので……。あ、21年度末からということですか。初めまでね。そこまでで、期間、その間でもね、そこが使えるのであれば、ちょっと検討をしていただきたいなど、これは要望しておきます。

それからですね、追原久野線の、その街区ですよ、用途なんですよけれども、どんな用途になってますかね。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） お答えいたします。追原久野線の沿道につきましては、準住居地域という扱いになっております。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうしますと、あそこは全部吉原地区の区画整理事業ということで、一体的にやっているんだと思うんですけども、かなり大きな面積でありますけれど、その中に今町有地っちゃうのはあるんですか。町で持っている土地というのは。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 土地利用の御質問でございますので、町有地といいますと、はっきり町有地というものは実は何カ所か……。

町有地というと、1つは防火水槽用地とかそういうのがあります。そういうのはちょっと今回の趣旨には外れると思いますので、利用できるような土地ということでいいますと、土地公社で買いました土地がございます。それが今回の区域の中に土地公社で買った土地がございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 土地公社ということは、まあ町有地みたいなものだというふうには理解するんですけども、その面積はどのぐらいですか。沿道に……。それと場所ですけど、追原

久野線の沿道にその場所はあるんですか。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） お答えします。この場所ですが、追原久野線沿いの土地からワンブロック奥に入った裏のブロックにございます。面積でございますが、仮換地を受ける土地としましては、721平米でございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） そうすると、ちょっと奥になるんでしょうけれども、その土地は、そういった意味では利用できないんですか。物産館にする土地になるというようなことにはなりませんか。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） まず土地の利用ということでございますが、当面の話、まず使用収益開始以前という話でございますと、まず水の問題、配水の問題、そういったいろんな問題もございますので、なかなかそういった現在の状態です、固定的な施設をつくって物産館というのはちょっと難しいと思います。

まあ店頭でやるにしても何にしても、ちょっと水の問題等ございますので、その辺が難しいかと思えます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 収益開始前じゃなくてですね、換地が全部終わった後ですよ。で、それを土地開発公社で持っている土地があるんでしょ。それをそういったとこにできないかって、そういう用途にできないかっていう話なんですよ。だからその用途は何ですか。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 失礼しました。公社で買った用地でございますが、用途地域としまして第1種低層住宅専用地域にございます。そういったことで、土地の用途からいって物産館というのはちょっと難しいかなと思えます。

それと、この土地でございますが、公社で買ったということでございますが、取得の目的が代替地ということになっております。そういった制約もございます。そういったことから現在の状況でそこを物産館にするというのは、非常に難しいと、まあ不可能ではないかと思えます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 場所的にですね、用途ができないということであればしょうがないんですけども、まあでも沿線にですね、もしかしたら県の県有地だとか、そういうようなこと取りかえてもらうなんちゅうことは——まあ変更ですかね、そういうのはできないんですか。そうすれば、沿道は商業施設はできますよね。そういったことはできないの。

○議長（諏訪原実君） 都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） 県有地との交換ということは、これはもう相手があつてのことですから、簡単にできるとかできないとか難しい話ですけども、簡単にお答えはできませんが、県有地との交換ということは、当然不可能なことではないと思います。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） それであるならば、できるところにそれを移して、そこへその物産館を建設するようなことは可能だというふうに、今、お話ですよ。ですから、面積的なこともありますけれども、私の気持ちとしては、何としてもあそこにそういうものをつくりたい。そういう気持ちはわかってくださいよ。

これやっぱりみんな、そういった知恵を出さなくちゃいけないっていうそういう時代ですから、何とかそこに土地を求めるといふのは、私だけじゃないですよ。みんなそう思うのが当然のことですから、やはりできるんだったらちょっと試みてもらいたいなというふうに思います。それは、ここでは答えは出ませんでしょうから、その辺のところはお願いしたいというふうに思います。

それからですね、大室ストックヤードのほうに移りますけれども、これまでですね、私ちょっと先ほども出てましたけど、平成10年につくった湖岸構想の中では、ここの部分は先を行ってクラインガルテンなんちゅうのが出てたんですね。まあ市民農園みたいな形で。これはもう11年たって今みんないろんなどこでやってますね。これ、阿見町は先に出てたんですけど、何かやらなかったと。

そういった意味でね、このストックヤードについては、地権者の皆さん、今までどおりあと何年かはいいよというようなことで言ってくれて、できればですね、あそこは観光の名所にしなくちゃいけない。それは何があるかと言ったら具体的に私もまだないですけども、いろんなツェッペリンの係留地だとか、いろんな話が出てましたよね。まあ、その経過なんかも聞きたいんですけども、今ブームですから、あそこにですね、市民農園みたいな——7ヘクタール、結構大きいですよ。

霞ヶ浦をバックにしながら農作物をつくるなんていうことはなかなかすばらしいんじゃないかと思うんですけども、またその前の産建で行ってきた笠間のようにね、滞在型のクラインガルテンみたいな形も、これまたいいんじゃないかと思うんですけども、その辺のところ、前は発想があつたのに今ないみたいですから、その辺のところもう1回思い返してやる気持ちはないでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。まず大室ストックヤードの跡地ですけども、

先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、霞ヶ浦湖岸公園構想の中に入っているということで、その構想がまだ生きておりますので、その構想の実現に向けて、時期がちょっと申し上げられませんけども、進めていきたいんだというようなことでございます。

で、湖岸公園構想は大きく4つのブロックに分かれておりまして、まず今先行してます霞ヶ浦平和記念公園の地区、それと大室ストックヤードの跡地の地区——これは親水的公園整備地区というような、構想の中では位置づけされています。それと、その間ですね、は、既存のハス田や水田等の農地的土地利用により保全を図る地区とか、ビオトープ等の自然環境復元を図る地区というような位置づけがされておりますので、今議員が言われた市民農園ですか、そういったことも広く考えれば、考えられる地区ではないのかなというようには思いますけども、先ほども申し上げましたとおり、まず町の財政状況、それと事業の優先順位ですね、平和記念公園、予科練平和記念館を優先しているわけですけども、そういった考えの中で、すぐには実現できませんということでございます。

それと、先ほど来、観光の話が出てますけども、霞ヶ浦湖岸公園構想は霞ヶ浦の町の区域の霞ヶ浦沿岸の中のわずか40ヘクタールのところですので、霞ヶ浦の湖岸を観光に使うというような大きな考え方の中で、また再整理もする必要があるのかなというふうには考えています。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 地元の、これ平成4年からですからもう17年くらいやっているわけでね、町としても長いおつき合いを地主さんとされている。そういうような中で、地主さんの要望も聞きながらですね、有効利用できるように。できれば観光をね、立ち寄れるような、アウトレットやって、立ち寄って、予科練平和記念館に……。そういった、そういう憩いの場所にしていただきたいなというふうに思います。

1回目の質問は終わります。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） まあ実際、この霞ヶ浦湖岸公園構想というのをつくった時点が、御承知のように平成9年ということで、その間10年以上たっていて、アウトレットにしても予科練平和記念館にしてもああいう形、こういう形で具体化したということで、状況が大きく変わっているわけですね。

だけど、あの構想自体はできるだけ活かす形で、これから対応していきたい。ただそれにはやっぱり財政的な問題とかいろんな大きな課題があるんですけども、やっぱり基本的には霞ヶ浦湖岸という位置を活かして、で、また環境という問題もあわせて考えながら、景観問題それから観光、そういう要素を考えながら今の時点で……。

やっぱり状況としても、あそこの農地という形になってるんですけども、実際はもう農地とし

て使うという意思是全然ないんで、それをいい形での土地利用を考えるということ。途中では御承知のように、あそこにできれば県がやってるね、環境科学センターの誘致なんかいうことまで考えた時期があったわけで、やっぱりその現在の状況に合った形で、真剣にできるだけ…

…。
やっぱり霞ヶ浦の湖岸にあれだけの土地がまとまってあるという意味は非常に大きいわけだから、それを最大限に活かすような形で、今の時点で十分考えて、一緒に考えていきたいと思えますんで、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 続きまして、2つ目の質問に入ります。

2つ目は新型インフルエンザ対策についてであります。近年の鳥インフルエンザの世界的な流行や人の感染の発生により、新型インフルエンザの出現が強く心配されておりましたが、メキシコ、アメリカ、カナダなどにおける新型インフルエンザの発生が確認をされ、人への感染はほとんどの人が免疫を持ってないために、世界的な感染が懸念される事態になりました。

また流行となった場合、大きな健康被害とこれに伴った社会的影響をもたらすことが想定されており、新型インフルエンザは毎年流行を繰り返しながら、インフルエンザウイルスと表面の抗原性が全く異なる新型ウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生をしています。

20世紀では大正7年に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4,000万人が死亡したと推定されております。日本でも約39万人が死亡しています。また、昭和32年にはアジアインフルエンザ、昭和43年には香港インフルエンザがそれぞれ大流行しており、医療提供機能の低下を初め、社会機能や経済活動におけるさまざまな障害や混乱が記録をされています。

近年においては東南アジアを中心に鳥インフルエンザが流行し、平成15年12月から21年1月の間で発症者403名、そのうち254名が死亡されたと報告があります。鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっております。

今回の新型インフルエンザのウイルスの特徴は、正式には豚インフルエンザH1N1型ウイルスと呼ばれ、これまで人の間で流行したことの無い新しいインフルエンザウイルスであり、豚のインフルエンザのほかに鳥と人のインフルエンザウイルスの遺伝子が集まってできたウイルスであります。

潜伏期間は1日から7日とされ、症状は38度以上の発熱、せきや鼻水、全身のだるさ、頭痛、筋肉痛などで、通常のインフルエンザと似た症状があります。また、感染すると患者さんはすべて感染症法に基づいて感染症指定医療機関など専門の病院に入院することになります。

県では、平成17年12月に策定した茨城県新型インフルエンザ対策行動計画を平成20年2月に改定し、全庁を挙げた組織体制の整備、新型インフルエンザ発生時における医療体制の確保、社会機能の維持のための県民・事業所等への要請、情報提供体制の充実を明確にしました。

また、県民の不安を解消するため、保健所や県庁に電話相談窓口を設置しています。ちなみに、平成21年4月25日のメキシコ及びアメリカにおけるインフルエンザの発生から6月7日まで、茨城県だけで1万と902件の相談があったと聞いています。国内の患者発生数も、5月16日に国内初めて感染を確認してから6月7日まで416名が感染し、昨日は船橋の中学生、3年生7人が感染されたと報道されておりました。

このように、新型インフルエンザの感染が当町にも近づいてきております。できるだけ万全な対応・対策を講ずることが必要になってきております。過日の全員協議会の折に、町長のあいさつの中で少し説明がありましたが、当町の対策はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 続きまして、2点目の新型インフルエンザ対策についての御質問にお答えします。

当町の新型インフルエンザに関する対応状況につきましては、国外発生から現在までの発生状況に応じながら対応してまいりましたので、その経過について説明いたします。

まず4月下旬の新型インフルエンザの国外での発生を受けて、4月中に関係各課において対応の協議を行い、5月1日には各部長による対策会議を開催いたしました。会議では、国や県が実施している検疫などの水際対策や相談体制などの新型インフルエンザに関する対応状況についての情報を共有したほか、町民への新型インフルエンザに関する情報の提供について検討し、茨城県庁や土浦保健所の新型インフルエンザに関する相談窓口を町ホームページに掲載すること。また、新型インフルエンザの感染予防法や発熱などの心配な症状が出た場合の対応方法などの必要な情報を記載したチラシを早急に全戸に配布することなどを決定しました。

会議の決定を受け、同日中に町ホームページに県等の相談窓口のお知らせを掲載し、5月8日にはチラシを全戸に配布しました。

次に、大阪府や兵庫県など国内での新型インフルエンザ患者の発生確認を受けて、5月19日に副町長及び各部長による対策会議を開催し、地域での感染拡大防止に対応するため国が示した基本的対処方針を踏まえた対応状況についての情報を共有したほか、国内での感染の拡大に備え、町長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置することを決定し、第1回の会議を5月28日に開催しました。

第1回新型インフルエンザ対策本部会議で決定した主な事項としては、1点目として新型インフルエンザの患者がまず県内、それから今度は近隣市町村、それから町内で発生した場合に、

各発生段階において対策本部会議を開催することとしました。

2点目としては、町民からの相談体制や町民への情報提供に関して、県内で患者が発生した場合に、健康づくり課内に相談窓口を開設することや、今後町民にとって重要な情報を速やかに周知することとしました。

3点目としては、接触機会の減少による感染拡大防止対策に関して学校・保育施設等の臨時休業の実施や、集会の自粛の実施及び要援護者支援対策については発生段階に応じた迅速な対応がとれるよう関係各課で情報を収集し、体制を整えていくこととしました。

4点目としては、今後発生が懸念される強毒性の新型インフルエンザの流行に備え、マスク・消毒液等の感染予防資材の備蓄を進めることや、町の新型インフルエンザに関する基本的な対処方針を示した新型インフルエンザ対策行動計画について速やかに策定することとしました。

これからは、対策本部会議において決定したとおり、県内や町内等での新型インフルエンザの患者の発生など重大な状況の変化に応じ、その都度対策本部会議を開催して、茨城県や関係機関と密接な連携をとりながら情報の一元化を行うとともに、町民にとって重要な情報については町ホームページ等で情報を提供するなど、町民の健康を守るため迅速な対応をとってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 大分短い期間の中で、ある程度のことが網羅されていますので、何点かちょっと心配な点を質問させていただきます。

まずですね、先ほど相談窓口ということで健康づくり課のほうにつくっていくというようなお話ありました。この相談窓口についてなんですけれども、調子悪い人が行って感染しては困るので、その辺のところはみんな電話対応ということになってますけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。相談窓口の設置につきましては、ただいま町長が答弁で申し上げましたとおり、第1回目のインフルエンザ対策本部会議で決定いたしましたとおりに、新型インフルエンザの患者が県内で発生した場合、そういう場合を受けて改めて健康づくり課内に相談窓口を設置するというところでございます。

現在も通常の業務の中で、そういう相談を受けているところではございますが、そういう状況、身近に迫った場合には、そういう相談の件数も増えるというようなことも予想されます。そういう状況に応じまして電話回線の増設とかそういうことも対応していきたいと……。

○9番（千葉繁君） 電話でやられてるんですね。

○民生部長（横田健一君） 電話で対応するという事です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 県からの通達の中でも来てるでしょうけれども、できるだけ市町村において電話の相談窓口を置いてもらいたいというような要望が出てるようでしたから、速やかにこれができたということで評価します。

それからですね、あと市町村の対応としてはいろいろありますけれども、先ほどの中でちょっと抜けてるかなと思いますのは、社会的弱者の対しての対応ということですね。特に独居老人ですかね。この人が感染したときに、どうやって生活支援をするのかということもあわせて考えなければいけないと思いますので、その辺のところは今対策をとっている……。対応ができるのであれば、お話ししたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。社会的弱者への対応ということで、主に独居老人がそういうことになるかと思えます。この件につきましては、先ほど町長の答弁では漏れてましたが、一応、関係各課で迅速に対応できるように検討するというようなことで、確認はしております。

具体的には国が定めた基本的対処方針及びに新型インフルエンザ対策ガイドライン、これらの方針に基づいて対応していくということになりますが、市町村の対応としましては、支援を必要とする世帯、まあ独居高齢者の世帯を把握して、医療福祉の確保を含め、生活の支援をするというようなこととなります。

例えば食料品であるとか生活必需品の供給を状況に応じて提供していくと、そういう対応が求められるということでございます。

また、独居高齢者が短期入所とか通所介護とか、そういうふうに事業所に通っているような方が、事業所が臨時休業というような状況になった場合、そういう方が在宅でいると、そういう方の支援が必要になるということも考えられてくるわけでありまして。そういう方につきましては、居宅介護支援事業者や訪問介護事業者を含め、関係事業者間の連携をとって、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者がその代替サービスを提供するというようなことを、厚生労働省のほうから事業者のほうに、そういう内容での通達が行ってるところでございます。

町におきましては、そういう在宅での高齢者へ必要に応じて見守りとか、そういう食事の提供の支援が行えるように関係機関と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） まあ独居老人に対しては感染したときの生活支援も含めてですね、予防

についても対応していただきたいなっていうふうに思います。要望します。

それから、学校関係の対応なんですけれども、各中学校で修学旅行が3年生ありまして、5月に行ったのが多いのかなというようなことがあります、その実施した中学校、3つありますけど、阿見中は私、自分の子供がいますので把握してるんですけれども、竹来中、朝日中ですね、その実施内容ですかね、いつごろ行ったのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） お答えいたします。修学旅行につきましては3中学校とも京都・奈良方面ですが、すべて実施しております。関西地区のほうで感染が報告されたのが5月の15日、いや16日です、16日かと思いますが、5月の10日から15日の間にすべての中学校——阿見中・朝日中が10日から12日、竹来中が13日から15日まで実施しております。

そういう中で、16日のそういう報道を受けて18日付で町のほうに、この教育委員会のほうから新型インフルエンザ発生に対応する三報という形で、こういう発生があったので、修学旅行等を実施中の学校にあっては、観察をきちんとしなさいよというようなこともございましたので、19日に臨時の校長会を開きまして、今後の対応、それから修学旅行、健康観察はすべてなんですけど、特に3年生の方、3年生の健康観察については十分注意をしてほしいということで指示をいたしました。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） それではですね、まあ潜伏期間が1日から7日間ぐらいあるというようなことで、こういってみると危ないところだったんだなんて思ってたんですけれども、帰ってきてから19日に校長会があったということで、まあ健康状況の把握はされたのかと思いますけれども、行った人に対してね、やっぱり健康状態の把握はしなくちゃいけないと思うんで、その辺のところはされたのかどうか。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） その19日の校長会の中でも、毎日、病気で欠席の場合には、病気の種類とか人数等を10時半までに毎日委員会のほうに報告してくださいということを指示いたしました。そういう中では、新型インフルエンザ、幸いにも発生はなかったと。現在のところも当然新型の発生はございません。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 新型のインフルエンザではなかったと……。何か竹来中でインフルエン

ザの感染があったというようなことで、何か保健所が入ったなんていう話をちょっとお母さんから聞いたんですけれども、その内容は……。まあ今、新型インフルエンザじゃなかったということなんでしょうけれども、その辺のことを聞かせていただきたい。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） お答えいたします。

竹来中でインフルエンザが発生したのは、12日あたりから多少ずつ増えてきたような状況でございます。

それで、特に増えてきましたので14、15日は部活動を中止したり、それからマスクの着用を義務づけたりということを実施いたしました。保護者の方から、多分16日の関西で発生したことについて心配になったのかと思います。保護者から保健所のほうに連絡がありまして、その時点で14人インフルエンザに感染しているという報告がございました。

それで保健所のほうから検体を抽出したいと。当然中学生でございますので、保護者の同意が必要だということで、11人ですか、同意の得られたお子さん——まあ中学生に、検体を。まあ保健所が来て採取しまして、調べたところすべて季節性のインフルエンザという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） はい、わかりました。

それとですね、感染者が発生したときにですね、先ほども冒頭でお話ししましたけれども、患者さんが入院をされるとか、受診をされるというふうになったときには、感染者が入院ができるっていうものはもう指定されているというようなことなんですけれども、県のほうに問い合わせしてみますと、国からの指定病院が13カ所。これは公にされてるということなんです。しかし、13カ所では足りないんで、県では50カ所ぐらい——37カ所ですか、追加をしてお願いをしているということでお話をいただいたんですね。

で、当町にとってはどこが近いんだということで、話しましたらば、国の指定しているところではメディカルだとか土浦協同病院だとかというような、筑波メディカルとか、そういうのが出てましたけれども、東京医大はなかったように感じられました。それで、その後の追加の病院について名前を聞かせていただきたいというふうに話をしましたら、それはちょっと、いろんな経営的な面でまずいというようなことで聞かせていただけなかったんですけれども、結果的に感染者が出たときには、そんなこと言ってらんないわけですよ。

できれば東京医大、近くの病院にかかりに行きたいということは当然だと思うので、私たち一般の人がかけるんではまずいだろうけれども、市町村の担当者レベルには、そういうことは

話さなくちゃいけないんじゃないのかという話をしましたらば、それはそうしますというようなことだったんですよ。

ですから、今のところですね、私は東京医大が入ってるとかどうかわかりませんが、その辺のところは教えていただけるということなので、その辺のところは問い合わせをさせていただいてね、もしそれに入っていないようでしたらば、町として県とともにですね、交渉すべきじゃないかと思うんですけども、その辺のところはいかがですか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。議員がただいまおっしゃったのは感染指定医療機関でございますが、これは先ほど議員がおっしゃられたとおり13カ所、県内では土浦の協同病院——土浦の保健所管内では協同病院ということが指定されておるわけでございます。

それで、これが蔓延するような場合は、やはりこの指定病院を増やさなきゃならないということで、先ほど来ある東京医大が指定されたのかということでございますが、正式には指定ということにはまだなっておりません。

そういうことで、私どものほうで東京医大のほうを確認いたしましたところ、県のほうからそういう要請を受けまして、そういう対応はできるというようなことを確認しております。それで、やはり病院としましてもほかの患者さんとかいう影響とか、発生時に多数来院されて混乱するんじゃないかというようなことで、現在そういう表示というものはしてないということでございます。

基本的に新型インフルエンザが疑われるとか、自分でやはり熱が出たとかいう場合には、まず保健所のほうに連絡をしていただくということになります。で、その保健所から、その発熱外来——協同病院なり東京医大を紹介していただいて、そういう連絡があつてからその病院に行く。直接患者さんが夜中に熱が出たから東京医大のほうに行っても、これは受け付けていただけませんので、そういう手順を踏んで行っていただければ、東京医大でも受け入れてくれるということでございます。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 東京医大で受け入れてくれるということですから、それにこしたことはない。事前の県とのやりとりではそういうようなことを言っていましたので、それであれば町としても県と一緒に交渉しなくちゃいけないのかなというふうに思ったもので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、先ほど行動計画をつくっていくと、策定をしたいというふうなお話がありました。期限も聞きたいんですけども、できるだけ早期にですね、まあ秋……。まあ今はい

いでしょうけど、また第2波として秋口にというようなこともありますので、行動計画をそれまでに間に合うようにですね、つくっていただいて、対処をしていただきたいというふうに要望しまして終わりいたします。

ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで、9番千葉繁君の質問を終わります。

次に、8番藤井孝幸君の一般質問を行います。

8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔8番藤井孝幸君登壇〕

○8番（藤井孝幸君） 通告に従い、質問をいたします。

今回の私の質問は、阿見町総合体育館建設推進、促進についてであります。

阿見町はスポーツ人口が他の市町村に比べ大変多いと聞いております。多くのスポーツの愛好家が汗を流し、わざを競い、全国レベルにある選手も剣道、陸上、バドミントンとおられるやに聞いておりますし、常に上位をキープする種目もあり、これは我々の誇りでもあります。

このことはよい指導者がいることはもちろんですが、実際におられますが、スポーツ愛好者の底辺が大変広いということではないでしょうか。各種少年団の結成、そして大会開催等が積極的に行われ、他の市町村の選手を招き、また遠征等を行いながら、スポーツの交流と実力の向上に励んでいるということになります。

子供たちばかりじゃなく、成人男女も同様です。健康の維持増進のためにさまざまな運動にチャレンジしている人々の数が大変多くいるのも現実であります。比較的年齢の高い皆様が、スポーツダンスを楽しんでいるのもその1つではないかと思えます。そして、阿見小中学校の体育館は、夜または土日はほとんどが埋まっているようでございますし、老若男女がスポーツを楽しみ健康であることは、町として大いに喜び奨励すべきことであると思えます。

阿見町は、生涯学習に長年真剣に取り組んできました。いち学習、いちスポーツ、いちボランティアの成果がここにあらわれていると思えます。これほどスポーツが盛んな町、5万の市制も夢ではない我が町に総合体育館がないのが不思議なくらいであります。

私は多くのスポーツ愛好者から、天候に左右されない、昼間でも自由に運動ができる大きな体育館がなぜないのか、ぜひ欲しいという声を多く聞きます。つまり、総合体育館の建設を多くの方々が望んでいると、待ち望んでいるということでもあります。

私は平成18年の5月に総合体育館建設推進のために、阿見町の体育協会内の室内競技のすべての部長、それと関係者——まあ13団体あるんですが、その代表者に建設推進の発起人になっていただきたいという旨依頼をいたしましたところ、全部長・関係者が発起人になることを快く引き受けていただき、総合体育館建設の署名運動を実施する計画ができ上がったわけであり

ます。

しかし、町がかねてからの計画でありました予科練平和記念館、その建設が具体的になったため、その総合体育館建設署名運動を中止をいたしました。今の時点でさらに借金をしての箱物を建設する時期ではないと私自身判断したからであります。建設の発起人になっていただいた体協各部長や関係者の皆様には、署名運動の中止とおわびの便りを出した経緯があります。

あれから3年、予科練平和記念館の建設も順調に進んでいるようですし、次は多くの町民が待ち望んでいる総合体育館の建設ではないかと私は思っています。金がないから、借金があるから何もしないでは行政の正しいあり方ではないというふうに思います。過去にも借金をしながら必要なものはつくってきましたし、どこの自治体も多少の借金を抱えながら住民に必要な事業は実施をしています。町民が必要とするものであれば、多少の借金をしてでも町民に希望を持たせ、町民が誇れる施設をつくることもまた重要な施策ではないかというふうに思います。

今阿見町に町民が、我が町にはこれがある、見に来いよという誇れる、自慢できる施設は何でしょうか。大きな大会を開催するには、他の市町村に施設借用をお願いに行かなければなりませんし、気軽に天候に左右されない運動をするには、龍ヶ崎、土浦、牛久、つくば市へと足を運ばなければなりません。4万8,000人の町としてこれでいいのでしょうか。

総合体育館建設の効果は、スポーツ愛好者の競技のみのためだけでなく、運動スポーツを通じ健康の維持増進、長い目で見れば医療費削減にも効果は十分であります。また町民相互の触れ合いの場として、文化活動と近隣市町村の交流の場として、さらには各種大会を開催し、全国からスポーツ愛好者が我が町に集い、町の活性化にもつながるというふうに思います。

効果の面だけではなく、常続的に必要な維持管理費を心配する面もあるでしょうが、その経費を最小限にする方法は幾らでもあります。予科練平和記念館も負の遺産とならないようにいろんな工夫をするのと同じように、英知を結集すれば多くの効果が期待できると確信をいたしております。

体育会系町民の夢、スポーツを愛好するみんなの願い、そして誇りが持てるような総合体育館建設がぜひ必要だと思い、私は質問をいたします。

その質問の第1、平成13年に基本設計まで実施した総合体育館の建設を中止した理由は何だったのでしょうか。お尋ねをいたします。

2番目、阿見町のスポーツ人口はどれくらいおられますか。

3番目、阿見町には総合体育館は必要なのでしょうか。それとも不必要なのか。必要であるとすれば何のために必要か、その理由をお尋ねいたします。

4番目、どのような条件が整えば、総合体育館を建設するのでしょうか。例えば、どれだけの町民が希望すれば建設するのかと。また、町債がどの程度になれば建設するのかをお尋ねい

たします。

健康と福祉の町、みんなの声が響くまちづくりに、ぜひとも前向きな御答弁を期待をいたします。

終わります。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 藤井議員の質問にお答えします。阿見町総合体育館は、阿見町総合運動公園の中核を担う施設として、昭和60年度の都市計画決定時に建設が計画されました。その後、総合運動公園は国庫補助事業の採択を受けて、野球場や多目的広場等の整備が進み、屋外施設についてはおおむね整備が完了したことから、平成13年度に総合体育館の建設に向けた建築基本設計を実施しております。

この建築基本設計に当たりましては、都市計画決定時に作成した総合運動公園基本設計をもとに、近隣市町村の視察調査や体育協会等の施設に対するヒアリングを実施するとともに、社会情勢等を総合的に考慮して計画の見直しを行い、施設の規模や構造等を決定したものであります。

総合体育館の設計概要としては、各種の公式競技が可能なメインアリーナとサブアリーナを主として、トレーニングルーム、会議室、事務室等を配置し、本格的スポーツから健康増進や生涯学習など、幅広く町民が利用できる施設としており、延べ床面積が約8,200平方メートル、総事業費として約41億円を要し、国庫補助事業の採択を受けて建設する計画としたものです。

そこで1点目の御質問。建設中止の理由であります。この建築基本設計の結果に基づき総合体育館の建設時期について検討しましたが、総事業費41億円に対して国庫補助金の限度額は約11億円であり、30億円が町負担となります。

また、当時の国庫補助事業はマイナスシーリング等により満額は望めず、さらに普通交付税の減額や町税減収等により財政的には非常に厳しい時期となり、建設に伴う財源が確約できない状態で多額の費用を要する総合体育館の建設を実施することは困難であると判断し、事業の一時休止を決定して現在に至っております。

ここで歳入についてだけ述べておりますけれども、この時期にはいろいろな形での事業が実施されております。特に、阿見町としては非常に基盤整備事業がおくれておりまして、土地区画整理事業もやっと軌道に乗った段階。それから総合福祉会館、霞クリーンセンター、それから最終処分場、もろもろの事業がこの時点にかなり集中していたわけです。で、そういう状況の中では、この総合体育館の建設を強行はできないという総合的な判断のもとに一時中止をした

わけです。

次に、御質問の2点目のスポーツ人口についてであります。国・県並びに町において統一されたスポーツ人口指標はありませんが、平成18年度に教育委員会で実施した阿見町スポーツ活動意識調査の中で、スポーツ実施率を調査しており、週1回以上スポーツ——いわゆる運動、スポーツ、運動、同じようなものですが、かなり幅広くとらえて、を実施した割合が全体の48.6%を占めております。この割合をスポーツ人口としてとらえますと、約2万3,000人が当町のスポーツ人口であると考えられます。

また、把握できるスポーツ活動の人口としまして、阿見町体育協会会員20団体で2,456名、阿見町スポーツ少年団会員25団体で742名、町内3中学校の部活動でスポーツをしている生徒は871名、学校体育施設を含む体育施設利用団体は126団体で2,550名、公民館を利用してスポーツ活動を行っている団体数は67団体で1,110名であります。これを合計しまして7,729名が各種団体に登録し、スポーツ活動を行っております。さらに、町民参加のスポーツイベントとして行われている町民運動会の参加者数は、3中学校区において1万1,500名の参加があります。

いろいろ、数え方はいろんな数え方がありますが、いずれにしても町民の約半数の方が何らかの形で日常的にスポーツ活動を行っており、これからも健康体力づくりや町民交流を推進するため、生涯スポーツ、レクリエーション活動を推進してまいります。

次に質問の3点目の総合体育館の必要性についてであります。総合体育館は、総合運動公園の中核施設としての位置づけだけではなく、阿見町全体の公共施設の中でも重要な施設であると考えております。先ほどのスポーツ人口にもありましたように、多くの町民や団体がさまざまなスポーツ活動を行っており、阿見町第5次総合計画においても町民が安全で快適に利用することができるよう、より身近な生涯スポーツ施設の運営形態について検討する必要があるとしております。

現在のスポーツ施設は、総合運動公園の屋外施設や町民体育館等が中心であります。今後のスポーツ人口のさらなる増加や多様化するスポーツやレクリエーション活動に対応し、町民だれもが利用できる環境を整えるために、総合体育館は阿見町にとって必要であると認識しております。

最後に、御質問の体育館建設決定の条件についてであります。総合体育館のような大規模事業は、その時代の潮流や社会経済情勢等を勘案するとともに、中長期的財政計画や町民ニーズに基づき総合的に判断して、事業実施を決定するものと考えます。

そのため、要望人員数や公債費が幾ら残っているかといった、指標による事業実施の条件を設けるといようなことはしてはおりません。しかし、特に現在のように100年に一度と言われる未曾有の経済危機に対し、国と地方が経済危機対策に取り組んでいる最中であって、本年

度一般会計の約3分の1に当たる41億円の大規模事業の実施を検討することは非常に難しいと考えざるを得ません。

スポーツに取り組んできた議員の思いはわかりますが、このような大規模事業につきましては、全体的な景気が上向きになって経済が安定し、中長期財政的にも余裕を感じられるようになった時点で検討していくことが必要だろうと考えております。

まあ、いずれにしましても、これまでいろんなところで説明したように、全体として非常にいい財政状況になってきていたわけでありましたが、それで、特に19年度の決算等は非常に良かった。ところが20年度の後半になって急に世界的な金融危機、そういう影響がもろに及んできたという現在の状況であります。

で、そういうふうな状況の中で、この事業にすぐ取り組むというのは総合的に判断して一般的に無理であろうと考えております。ただ必要性については十分理解しておりますので、これからの全体的な状況の推移を見て、皆さんとともに判断をしていく必要があるだろうと考えます。

○議長（諏訪原実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後1時からといたします。よろしく願いをいたします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま11番吉田憲市君、小松沢秀幸君、倉持松男君、退席をいたしました。したがって、ただいまの出席議員は12名です。

〔「13です」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 13名です。

それでは、質疑に入りたいと思います。

8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 後ろのほうは若干少なくなりましたが、寂しいですけども、私と執行部のほうは熱いバトルをやしましょう。

午前中の質問の引き続きなんですけど、私は総合体育館の建設を推進をするということで質問をしてるわけですからね。推進をするということで。今やれって言ってるわけじゃないんです。

で、推進をするというためには、どういう条件を整えばやるんですかという質問をしたんですよ。ね。それ条件は何も答えてないのよ。

〔「財政状況を……」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） 総合的に判断するとかね、要望、人員、指標を設けることはしておりませんか、中長期的財政余裕ができてから検討するとかちゅう、これはもう通り一遍と私もそういう……。これだけストップした意見が出るとは思わなかったのよ。

私が期待したのは、まあ、私の期待はどうでもいいかもしれませんが、町民が望む施設であれば、私はつくるべきだと思うんですね。それで、町民が……。それは数が1万人なんか5,000人か、それはわかりませんよ。数は言わないけども、ある程度町民がね、たくさん望むというのであれば、私は前向きに建設を考えていいと思うんですよ。何、中長期的とか指標は設けていないとか言わないで。

それで、ついて私はちょっと質問します。これ、町長が答弁書いたわけじゃないだろうから、この、これは読みましたか。一部ちょっと読んだような形跡の答弁がありましたけれども、これ読みましたか。だれかその……。

で、ここのね、18年度に、ちょっと古いんですけど、阿見町スポーツ活動意識調査という中で、42ページに阿見町のスポーツ事業への要望というのがあるんですよ。これちょっと読んだ人言ってください。どんなことを書いてるか。この答弁を書いた関係者ですよ。お願いします。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） お答えいたします。これは教育委員会のほうで、前に、先ほど町長の答弁にありましたように、その基礎調査を実施しております。そういうものをまとめたもの。それから、これは町のスポーツ事業として、教育委員会のほうから作成したもので、つくってほしいと、年代ごとに、そういう要望が、この中でまとめられているということでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 先ほども町長答弁ありましたけどもね、総合体育館の建設は必要だという、これはもう認識は一致したんですよ。要は、どういう条件がそろえばやるかという条件が私は欲しかったんですけども、金がないから今は検討しないという、そういう冷たいあしらいなんですよ。

それではね、前向きじゃ全くないわけ。私が期待しているのは、こうこうこうこうこういう条件がそろったら必要だからやりますという、その答えは、当然私は執行部として、ある程度用意してると思ったんですよ。これは何かつれない返事ですのでね、ちょっと質問させていただきましょう。

スポーツ人口も多いしですね、この今、先ほど言ったこれで、阿見町のスポーツ事業の展望、これはもうスポーツしている人だから当たり前ちゃ当たり前なんでしょうけど、これにはね、

10代から70代までの要望が載ってるんですよ。共通して言えることは、総合体育館を建設してくださいと書いてるのよ。よその町にも行かないでいいように。

この住民の要望については、軽いのか重いのか。ちょっとお願いします。教えてください。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 答弁の中でもお話ししましたけども、私自身も総合体育館はできるだけ早くつくりたい、つくるべきであると考えています。

しかし、どういう条件といたら……。要は、基本的にはお金の問題に帰着するんです。そういう中で判断せざるを得なかった。だから、総合体育館についても用地の取得まではやった。何とか進めたいということであつたんだけど、今の状況の中で、13年にはああいう形で設計はしたんだけど、その中で、13年以降の状況の中で、総合体育館に取り組む条件でのがなかった。

条件がなかったってのは結局は歳入の問題、歳出の問題。特に起債の残高の問題。これまで、それが相当問題になってきた。だけど、これまでね、いろんなことやってきたけども、その中で行財政改革も進め、そういう中で何とかおこなっていた基盤整備についてもかなり進んできた。そういう状況の中で……。そこで、これはいい流れになってきたなと思った。ところが20年度後半からこういう状況になってる。

19年度あたりの財政状況が続けば、かなり早い形で対応できるような時期が来たかもしれない。今はだから。要は、要望があるということはわかってるし、前から十分わかってます。それで必要性はわかってる。必要性についてちゃんとお話ししてます。

で、そういう中で、健康と福祉のまちづくりを進めてるわけだから、その中で非常に重要な施設であるという認識は、ちゃんとお話ししました。で、そういう中だけでも、結局基本は、財政問題が基本であるわけで、やっとならぬこれまでの行財政改革の中で一時……。まあいつときあれですよ。2年ぐらいで100億ぐらいの施設投資をやった時期もあったわけで、そういうツケがかなり残ってきていて、やっとならぬかその辺がね、解消されてきた。

だから、いつまでとは言わないけれども、そういう状況の中で判断しながらやってくんだと。そういうことですよ。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） まあ、町長の言われるのはもっともなんですけども、総合保健福祉会館、それから霞クリーンセンター、それから最終処分場ね。これの……。まあ、総合福祉会館はもう元金は払わなくてよくなったし、霞クリーンセンターも22年か、24年か、で、もう終わり。あとは、大きなものはですよ、大きなものは最終処分場が残るといふ。これも25年ぐらいまでにはめどがつこうという、そういう状況になってるから、いつどういふ財政状況になったらそ

の気になるかということが、私は知りたかったんですよ。

だって、19年度からね、25年度までちゅったら町債は半分になるんですよ、半分。だから41億という額は、そんなに難しい額じゃない。またいろんな補助金もあるでしょうから、それを検討すればね、25年には楽に……。私、今すぐつくれっち言ってるわけじゃないんですよ。これぐらいになったら楽になるから、そこからやりますという話であれば。やりますとは言わなくてもいいけど、検討の余地がありますという話であればいいんですよ。

まあ、状況を勘案しながら、やるちゅうことは、そういうことなんですよ。財政状況を見ながらね。だから、私は今すぐやれっち言ってるわけじゃないんです。じゃあ、財政はいつごろになったら楽になるんですか。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） いつになったら楽になるか。そういうことは私今言いません。現在の経済状況、まあ、100年に一度ってのは大げさな言い方かもしれんけども、客観的に見て今の中でね、財政がどういう形になって……。

だから、全体として状況はよくなってきていた。しかし、そこへまた物すごいショックが来ている。これは阿見町だけの問題じゃない。けど、その中での話なんだから、今いつなんてことは言えないけれども、懸命の努力をして財政状況の見通しをつけようとしている。その中で、必要性というものは十分認めているんだから、その中で状況ってのが見えてきたらやると。

いつってことは、今いつって言えたって、そんな無理な話だよ。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 町長ね、今、町長大分頭に来てるみたいだけど、いつ建てるって言ってるわけじゃないのよ、私は。いつ建てるって言ってるわけじゃないの。いつごろになったら財政状況が……。だって3年すれば、100年の何とかも、3年すれば回復するって言ってるじゃないですか。

だからいつごろ……。それはもうわからないけども、ね、町もほら、ずっと町債の返還の推移とか財政状況の推移は読むわけでしょう。だからいつごろになったら、それが町としては好転するかという話を私は今聞いたんですよ。いつとは言えないちゅうて、そんな状況で予算も、町の将来設計なんかできないじゃないですか。だから、それを言ってるわけですよ。だって… …。ね。

〔「だから、町の優先順位かなんかを話し合っ」 「町長」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） いやいや、まだまだ私質問終わってない。

で、やっぱりね、借金をしながらでも必要な予科練記念館とか建ててるわけですよ。だから、私は町民の要望がたくさんあるものであれば、前向きに検討してくださいって言ってるわけで

すよ。今つくれと言ってるわけじゃないし。いつごろになったらできる可能性があるかという話を私は聞きたかったんですよ。

だって町の借金っていうのはだんだんだんだん少なくなってんだもん。そりゃあ。もちろん収入も減ってきますよ。収入も今の状況であればそんなに伸びないとは思いますが、それはそれで公債が減ってくるから、まあツープイとはいかないけども、ある程度のバランスはとれるでしょう。

だから、借金は少しずつやりながらでも、建てるべきものは建てる。必要性は認めてんだから。そやから、その大体おおよその時期はいつぐらいになるのでしょうか。町の財政状況の推移を検討して。そこまでやっていただいたんですか。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） だからそういう点で、前向きに考えてないわけじゃないですよ。

○8番（藤井孝幸君） それはわかっていますよ、わかっていますよ。

○町長（川田弘二君） わかるでしょう、それは。

○8番（藤井孝幸君） よくわかっています。

○町長（川田弘二君） そういう中で、現在の状況がおさまって、で、一方では、今言ってるようにね、公債費がかなり減ってきた、そういう状況がある。ただ、プラス要因として下水道事業とか、またその他の事業で多少は増える要因がある。

そういうこともあると同時に、一番問題なのは、この歳入状況がどういう形になるか。まあ、歳入が減れば多少地方交付税が入ってくるというそういう要因もありますけれども。

だから、いつと言ったって、例えば3年、5年という……。だから言うとしたら、まあ5年もすれば何とか見通し立つんじゃないか、これぐらいの言い方しかできないじゃないですか。

それ以上言ったって、これは無理な話だと思う。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） じゃあ、質問の内容を変えましょう。

5年、大体、おおよそ5年ぐらいなら何とかなるというお話ですよ。まあ、それはそれでいいでしょう。まあ平成25年か26年には、大きな霞クリーンセンターとかね、さわやかセンターはもうないんですけど、全部借金終わっちゃう、公債が終わっちゃうからね。まあそれが1つの目安だと思うんですよ。私はそれが、それをまず聞きたかったんですよ。まず1つはね。

それと、じゃあちょっと質問を変えて、金があるなしの話ではちょっと、ないことはわかってんだから、私も。で、もう1つね。

第5次総でね、これで、5次総の中にですね、スポーツ・レクリエーションの項ちゅうのがあるんですよ。これはまあ、町長はここ、細かくは読んでないでしょうけども。「新たな施設

に関しては、町民の利用形態や管理コストを十分勘案し、整備を推進します」と書いてあるんですよ。新たな施設はね。

じゃあ町民の利用形態がどのように。まあ、現状をどうとらえているかね。町民の利用形態、スポーツ施設のよ。町民のスポーツ施設の利用形態が、どのようになつたら、この新たな整備施設を推進するか。施設整備を推進するか。現状は、利用形態はどうなのか。そういうふうに書いてんだからね。利用形態を十分考慮、勘案しながら整備を進めますち書いてるから。

じゃあ、新たな利用形態はどういうものなのか。現状はどうなのかお尋ねします。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） その辺大まかな話なんで、私のほうで答えますけれども、利用形態というのは、現在阿見町で非常に熱心にスポーツに取り組んでいるという実態はある。で、その実態として町民体育館も十分活用する。それから学校の、まあ、藤井議員の質問の中にもあったように、学校の体育館っていうのも空きがないほど活用されている。そういう形で利用実態はある。

それから、屋外の施設についても非常によく使われている。それで、特にこの近隣でも、阿見町の野球場は、とにかく1カ所で4面もとれて大会をやるのが非常にいいというような形で、非常に多くのところから期待されているし、何かがあると使われている。そういう状況がある。いずれにしても、いろんな形で。だから、あそこの町民総合運動公園、あそこの利用するのは非常にいい形でね、使われているという実態がある。

だから、そういうことは当然総合体育館ができれば、そこで今まである程度不便を感じながら、各小中学校の体育館を使っていたような人たちも、総合体育館でより質の高いスポーツをやれる、そういう状況ができるわけだから。

だから、さっき3年か5年かという議論があったけれども、いずれにしても、どういう形態になればどうだということじゃなくて、そういう実態があるということは、総合体育館に対する要望も非常に強いわけだし、総合体育館を建設すれば非常に多くの利用がされるということが保証されてるわけだから、それが結局要望と結びついてるわけなんで、そういうことだと思いますよ。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 要はですね、先ほどから何回も、建てることについての必要性とか、建てることについては認識は一致しているんですよ。要は、どういうふうな財政状況を見てやるかという。まあ町長は5年、おおよそ5年ぐらいという。これもまた私も納得できます。

で、要はね、ここに書いてる、5次総に書いてる利用形態をどのように、利用形態がどのように変化したらなるかちゅって。今言う話はもう、小中学校の体育館は夜はね、昼は使えな

いから夜と土日ですよ。夜は……。昼を使いたいというんだったら、もう別な施設に行ってしまうんですよ。つくばとか牛久とかに行くんですよ。そういう利用形態になったら、新たな施設を考えるというふうに私はとるわけですね。

それから、その利用形態をどういう認識で、利用形態がこうなったらもう積極的にやりますよと。5年とか先ではなくて、積極的にやりますよと。それを聞いているんです。どういう利用形態になったら、今その時期ではないのかということ聞いてるんですよ。ね。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。総合計画に記述してある、この利用形態や管理コスト、運営コストっていう記載の部分ですけども、総合体育館を財政状況が一番だということをつくりますと。つくる方針を立てる場合に、こういった利用形態や管理運営コストをどのぐらいかかるのかとか、こういった利用形態に対応するのかというのを考えてつくりましょうと。つくるときの条件ですか、設計と、そういったものについて、こういったものを勘案してつくりましょうという意味で記載をされているということだと思います。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） そういうことなんですよ。あなたの言っているとおり。で、今その利用形態を新しい施設をつくるのに、そういう利用形態になってないのかということ今言ってるわけね、おれが。なってないのかと。

それと、金のことは当然ありますよ。金はね。当然金がなけりゃできないんだから。だけど、そういう管理コストなんかを考えれば、私も壇上で言ったように、いろんな経費節減の方法はあるんですよ。だから、私が実際に欲しい、求めたいのは、今はこういう状態で、現状分析でこうなっていると。それで財政状況がこうだから、あと何年ぐらい、おおよそ何年ぐらいしたら建てるんじゃないかとか、もっと前向きな答弁が欲しいわけ。

やらない答弁じゃなくて、やらないという答弁じゃなくて、こうこうこういう条件がそろったらやりますよという答弁を私は求めてるんですよ。だから、これを余り、しっかりとした答弁をしてくれてないんですよ。銭がないからやめたで、終わりなのよ。それはね、余りにも答弁が粗雑過ぎる。もっと丁寧に答えてもらわないと。どうですか、その辺。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 財政的な条件ということで御質問ですけども、町長、先ほどお答えしましたとおり5年程度先になるだろうということなんですけども、担当のほうの考え方もしますと、藤井議員が言われているように、過去の大規模施設ですね。霞クリーンセンター、さわやかセンター等が平成24年度に償還が終了いたします。あと懸案なものは区画整理事業ですね。これ中郷も……。岡崎は終了しまして、当時13年度のときに、先送りという判断をした

ときに、区画整理事業の先行きが大変不透明で、当時バブル崩壊の影響がまだ残ってまして、土地が下がり続けていたと。町の財政が大変なことになるというようなことで先送りしたと。区画整理事業が大きなネックになっていたというようなことでございます。

で、この区画整理事業も岡崎が終わりまして、中郷も今年度換地処分になるというようなところまで来ました。残りは本郷第一の保留地のほうがまだ十数億残っております。で、これがうまく処分ができませんと、もう先に地方債のほう、保留地見合い分ということで、仮で事業を先行してやっておりますので、こちらが出なくなると町の一財がまた発生してくるというようなこともございます。これから先の話ですね。

それと今は、予科練平和記念館のほう、来年度完成しまして、今度安全安心な町づくりの中の、まずは耐震化で学校のほうが先行して整備しますということで、これは当初よりもさほどお金がかからないというようなことで今始まったばかりでして、そのほかにも公共施設の耐震化も率先して、優先してやらなければいけないというような状況をまず考えまして、そういったものを優先してやっていくというようなことで、そういったものを見通しがついて、なおかつ今歳入のほうですね、が、こういった景気でこの20年度の決算も、かなり歳入で5億程度落ちるだろうというような見込み立っておりますけども、さらに企業のお話を伺いますと、今年よりも来年、さらに収益のほう悪くなるかもしれないというような状況がありますので、そういったことが改善されまして、町のほうも歳入のほうも回復してきたと、くるだろうというようなことの見通しが立てば、こういった体育館の事業についても検討できるというふうに考えています。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 金がないからね、やらないという話は、これはよくわかるんですけども、金がないからやらないじゃなくて、こうこうこういう条件がそろったらやろうという、一応意思はあるというふうに確認はしたつもりでおりますけども、それで大丈夫ですよ。

それで、この阿見町第5次総合計画後期基本計画策定に係る町民意向調査というのを19年にやっていますよね。この中でね、やはり阿見町に住みたくない理由っちあるわけ。住みたい理由はなんですか、住みたくない理由はなんですかというのがあるのね。

それはいろんな面で。ちょっと、このアンケートもね、よく読むと矛盾してるのが結構あるんですよ。一方ではこっちを要求してて、一方ではこっちが要らないみたいなことを言う部分もあるけども、これはもう一応町民の総意として考えておくとね、アンケートだから、考えておくと、やっぱり、住みたくない理由の中に、公共施設が整ってないという、それが14項目あって、上位のほうに――6番目にいっているんですよ。町民のアンケートではね。

だから、そういうことで、やはり公共施設とはいろんな施設がある、さわやかセンターとか

ね、いろんな施設があります。その中でもやっぱりスポーツの、これの、あるようにね、これにもあるように、やっぱり公共施設が整ってないということもある。入ってると思うんです、体育館もね。

だから、そういう意味では、私は早急にね、建設を……。町民の要望も大きいんだから、町の英知を結集してね、どうすればできるかという、やれない理由じゃなくて、どういう条件がそろったらやれるかということ、今から私は考えていってほしいというふうに思います。

で、終わります。

もうこれ以上銭がないというのやっているとね、しょうがないもんね。ほいで町長が時々出てきて話をするとね、何となく私もちょっと責めづらくなるのよ。

よろしくをお願いします。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。町長が答弁します。

○町長（川田弘二君） 今回藤井議員のほうからこういう形で問題提起をいただいたわけけれども、やっぱりお金の問題、見直しについて苦労していると、大事なことにしてもどうしても、まあ、余り考えないという形になる。

そういう意味で、こういう形で問題提起をしてもらったということは、ある意味ではいいことだと思うんで、たまには問題提起してもらって。

○8番（藤井孝幸君） ああ、そうですか。はい、どうもありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、事前の通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

障害者の自立と地域の中でともに生きる社会を実現するため、国では平成18年10月に障害者自立支援法が施行されました。その後さらに改善し、内容を充実させるため、毎年抜本的な見直しが図られています。

全国でも障害者の人数は年々増加しており、内容は先天的な障害のみならず、事故や疾病による後遺症でなるケースも増えているのが現状です。したがって自分自身、及び自分の身近な人にいつ何どき降りかかるかもしれないということであり、だれもが安心して自分の地域で暮らし続けるためにも、我々が住む阿見町の身近な福祉の環境整備は大変重要であると考えます。

そこで、障害を持った方への支援と当町の現状、支援を充実させるためには今後どのような施策に取り組んでいくのかをお伺いいたします。

まずは1点目、重度の障害を持った人への取り組みについてお伺いいたします。障害者の中

でも肢体不自由の方が自身で車いすを動かせない場合や、たんの吸引等で医療的ケアを必要とする方などは、ただ移動するだけでも家族や介護者の手助けが必要となります。障害者対策の中でも重度障害は、残念ながら行政の対策としておくれがちであり、家族に身に大きく比重がかかっているのが現状です。

当町ではどのように取り組んでいるのか、支援策と現状をお聞かせください。

次に2番目、養護学校生等放課後児童対策事業についてであります。これは平成13年4月11日、障害を持つお子さんが、養護学校や特別支援学級から下校した後の放課後の居場所づくりとして、県内初の行政主体としてスタートをいたしました。週2回水曜と木曜の2時半から5時まで中学生までが対象ですが、養護学校は高校生までが通っており、何とか対象年齢を引き上げてもらいたいとの要望が常に寄せられております。

放課後児童クラブは現在児童福祉課所管なので、もろもろの規定がございますが、障害児童対策として所管を障害福祉課に変えるなどし、また高校生と小中学生を分けるなどして、事業の方向性を見直して改善を図っていく必要があるかと考えます。実施場所の選定や職員の数等にも課題はあるものの検討すべき時期ではないかと思いますが、いかかでしょうか。

次に3点目、障害者地域生活支援の核となる地域自立支援協議会の設置について、現在どのように検討しているのかお伺いいたします。

次に、町の委託先である阿見町社会福祉協議会と町、行政との連携を密にとっていくことは、福祉対策を充実させていく上でも大変に重要であります。社協と町、行政は連絡協議会などで意見交換を密に図っているのか、双方の意見が反映されているのかお尋ねいたします。

次に5番目、当町の障害者デイサービスと福祉作業所は平成19年度から地域活動支援センターとして一体となりましたが、それぞれの利用人数、希望者の受け入れ体制、自立訓練をしていけば成果はどのように出ているか等について、現状をお聞かせください。

次に6点目、平成17年9月議会の私の一般質問において、福祉作業所や福祉会館等の清掃業務を作業所の仕事の一環に入れてはどうかとの質問をいたしました。当時町シルバー人材と協議をして検討すると答弁がありました。その後の進捗状況をお聞かせください。

次に7点目、当町では、ほかにもあすなろ——いわゆる現在のあみ福祉工場や若草園や恵和会など、就労施設や社会福祉法人が幾つかありますが、それぞれ町との連携をとり合いながら両者が少しでも自立しやすいようにするためのネットワークを図ることも、大変に重要かと思えます。

町内官民が一体となって進めてこそ、中身の充実した効果的で総合的な支援になると思えますが、それについての考えと当町の現状をお聞かせください。

次に8点目、子ども家庭支援センター、県内で2つ目の土浦市にあります社会福祉法人のど

うしんの利用について。以前、阿見町でも利用できるようにしてもらいたいと窓口をお願いいたしましたが、その後の進捗状況と利用の状況をお聞かせください。

9番目、健全児と障害児がともに触れ合い過ごすことは、両者にとって心の教育の上では大変にプラスになると考えます。当町の保育所での障害児受け入れの状況をお聞かせください。

以上9点にわたり、障害者福祉対策の充実について御質問いたします。前向きなる御答弁を、よろしくお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇をお願いします。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 紙井議員の質問にお答えいたします。

かなり質問が細部にわたっていますので、私も十分具体的に細部についてはまではわからない点があるんで、この中で基本的なことについてお答えして、あとはやっぱりやりとりで確認していただくような点も出ると思いますが、よろしく申し上げます。

国において、障害者の自立と地域の中で共生できる社会を実現するため、平成15年4月に支援費制度が施行されました。これは、身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されていたため、サービス水準の地域格差が見られることや、精神障害者が制度の対象になっていないといった制度上の課題があったものであります。

また、社会情勢の変化を受け、地域社会への移行や就労への支援の一層の充実が求められるようになったという事情もあります。このようなことから、この制度にかわって平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神といった障害種別ごとに対応してきた障害福祉サービスから、年齢や障害種別等にかかわらず、身近に必要なサービスが受けられるようになる一方で、利用者負担についてはサービス量に応じて利用者がそのサービスの一部を負担することになりますが、所得に応じた利用者負担の上限が低く抑えられるなどの再編が行われ、障害者の地域生活支援と就労支援の一層の充実を図ることとなりました。

町でも、この法の趣旨に基づき、平成18年度に阿見町障害者福祉計画を策定し、障害者の方々に適切なサービスを総合的かつ計画的に提供しているところであります。

阿見町の障害者手帳台帳登録者は平成21年3月末現在、身体障害者1,228名、知的障害者230名、精神障害者118名、総数1,576名となっており、20年度と比較すると22名増加しており、近年の推移を見ますと、議員御指摘のとおり障害者手帳を所持する方が増加している傾向にあります。

そのような中で、1点目の重度の障害を持った人への取り組みについては、居宅介護、生活介護、移動支援、社会適応訓練・作業訓練や入浴サービスを提供する地域活動支援センターな

どの福祉サービス。また、補装具の給付、日常用具の給付などの支援を行っております。

なお、町が社会福祉協議会に委託している地域活動支援センターにおきましては、医療行為——まあ身体介助が必要な重度身体障害者の方に、本人や家族のニーズに沿った福祉サービスが提供できるよう、看護師を雇用し対応してきたところであります。

町では平成12年度に策定した阿見町障害者基本計画が今年度最終年度となることから、新たな計画の策定に当たり、町内の在住の障害者の方々や福祉施設へ入所している方も含めたアンケート調査を実施してまいります。このアンケート調査により得た障害者の要望等を踏まえ、福祉サービスの充実に努めてまいります。

2点目の養護学校生徒等放課後児童対策事業の高校生への対応について、養護学校に通う高校生まで対象にしてできないかという点について、お答えいたします。

町における発達障害児等の放課後児童クラブの受け入れは、基本的には町のさわやかセンター内で開設している養護学校生徒等放課後児童クラブで実施しております。現在、小学生から中学生までの11名が入会しており、5名の女性の臨時児童厚生員が受け入れに当たっております。

受け入れ対象児童を中学生までに限定している理由につきましては、クラブ開設に当たって、大変御尽力をいただいた紙井議員は十分御承知のことと思っておりますが、児童の年齢差による体格・体力や行動に対しての安全で適切な対応が可能である範囲として、中学生までとしたのであります。養護教諭等の専門知識、多様な経験を持つ者や男性職員等の人材確保が難しい現状があるのであります。

また、実施場所であるさわやかセンター内のプレイルームは、健康づくりや障害福祉、子育て支援などの各種事業が数多く実施されているため、現在週2回の実施場所を確保するのが限度という状況であります。

以上のことから、高校生まで受け入れ範囲を拡大して、安全で安心な受け入れを実施していくことは極めて困難であると判断せざるを得ません。

3点目の、障害者地域生活支援の核となる地域自立支援協議会の設置については、現在、平成5年4月に設置された阿見町地域ケアシステム推進事業が機能しております。この事業は、高齢者や障害者等に対して、最適、効率的かつ確実な保健・福祉・医療の各種在宅サービスを提供するため、地域社会全体で取り組む総合的ケアシステムの構築を進め、だれもが安心して暮らせる福祉コミュニティーを推進し、年6回定期的に開催しております。また、緊急性のある困難事例については、個別ケース検討会を開催し、必要に応じた福祉サービス等を提供しております。

議員質問の地域自立支援協議会の設置については、今国会の法律改正（案）において、自立

支援法第89条の2「自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について、自立支援協議会を置くことができる」とされており。

しかし、町としましては、これにかわる組織として、前に説明した地域ケアシステムが十分役割を果たしておりますので、これからも阿見町地域ケアシステム推進事業の充実を図りながら、よりよい福祉サービス等の提供を推進してまいりたいと考えております。

4点目の社会福祉協議会と町との連携はうまく機能しているのかという点についてであります。現在、生涯福祉事業では、地域活動支援センター事業——障害者デイサービス、福祉作業所と訪問入浴サービス・移動支援事業を委託しております。その中で、利用者の障害程度区分に合ったサービス等を提供するため、必要に応じたミーティング等を行いながら連携を密に行っており、利用者に合ったサービス等を提供しております。

5点目の学校卒業後の進路についてであります。デイサービスと福祉作業所の現況については、現在デイサービスと福祉作業所は平成19年4月より地域活動支援センターとして事業を行っており、その中で障害の状況と障害者やその家族の希望により、デイサービス班と共同作業班に分かれております。デイサービス班では職員4名により日常生活訓練・社会適応訓練及び創作的活動やレクリエーションなどの活動を行っており、作業班では職員5名により日常訓練・社会適応訓練及び生産的活動として自動車電装部品の組み立て、食品パックのラベル張りなどの作業を行っております。

さて、議員御質問の地域活動支援センターの現状であります。希望者の受け入れ体制としましては、地域活動支援センターを見学していただき、面接後、町障害福祉課に利用申請し、利用決定を得て通所可能となります。利用定員については、デイサービス班が20名、共同作業班が25名となっております。現在の利用実人数は、デイサービス班で1日平均16名程度、共同作業班で平均12名程度となっております。

自立訓練の成果については、利用者や家族及びセンター職員により、年間計画を立案し、楽しく通所できるような配慮と社会適応訓練や機能訓練等を行うことにより、現状の機能を損なわないよう、いろいろなサービスを提供しております。

6点目の福祉作業所・保健福祉会館内の清掃業務についての検討については、本年度阿見福祉工場あすなろに総合保健福祉会館敷地の環境整備と社会適応訓練等の提供の場を設け、除草作業を年2回委託しました。また、シルバー人材センターに委託しております館内清掃業務については、現段階では障害者の就労について事務レベルで協議しているところであります。これからも障害者の就労の場の拡大等を検討しながら、地域社会での生きがいを持てるよう就労

の場を提供していきたいと考えます。

7点目の町内の就労施設、社会福祉法人との連携については、現在町内には、あすなろ会あみ福祉工場、若草園、恵和会社会復帰センター、町社会福祉協議会において、障害者自立支援法による障害者の生活訓練、就労訓練の福祉サービスを提供しているところであります。

町としましては、引き続き障害者が施設において福祉サービスの利用ができるよう支援に努めるとともに、今年度から町と各福祉施設との情報交換や福祉サービスの共通認識を深める場を設けるとともに、施設紹介等の啓発を図るため、さわやかフェアへの参加を促しながら連携を深めてまいります。

8点目の子供の家庭支援センターどうしんの利用状況についてであります。御質問の内容は、家庭内で養育者が病気や事故、育児疲れ等により一時的に子供の面倒を見ることが困難になった場合に、短期的児童養護施設等で子供をお預かりする子育て短期支援事業——ショートステイですが、の委託先施設である、子ども家庭支援センターどうしんの利用状況についてのことかと思えます。

町では、今年度4月から社会福祉法人茨城県道心園が運営する子ども家庭支援センターどうしんと委託契約を締結して、この事業に取り組み始めたところであります。4月に申し込みが1件だけありましたが、最終的には利用されませんでした。そのほか御相談、お問い合わせは数件入っております。

現在の事業の周知方法は、地域子育て支援センターで編集・発行しております子育てハンドブックへの掲載並びに町内の子育て関連施設・機関、小児科・産婦人科医院等への配布のほか、町の乳幼児健診時等での配布、民生委員児童委員協議会児童婦人部や子供に優しい町づくり推進会議委員の皆様への事業紹介、説明会を通して、地域の子育て家庭への周知を図っております。

9点目の保育所の障害児受け入れの状況についてであります。町の保育サービスにおきましても、障害児保育には可能な限りの受け入れを心がけております。

現在、町内には町立・私立をあわせて7カ所の保育所があり、町立の6保育所で受け入れ体制をとっており、7名の児童が入所しております。入所児童の状態等をよく把握した上で、必要に応じて看護師または保育士を余分に配置して対応しております。私立保育所における障害児保育については、事業者の運営方針、計画等により対応の有無が決まります。

いずれにしましても、障害者のニーズをよく把握し、それぞれの状況等に応じたサービスができるよう努めてまいりたいと考えております。

どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 多岐にわたる御答弁、大変にありがとうございました。

まず、重度障害を持った方の取り組みについてお伺いいたします。先ほど、身体1,228名、知的230名、精神118名、合計1,576名ということでありましたけれども、この中で重度障害を持った方、胃ろうですとか、本当に人の手を介さないと移動できないような方ですとか、そういう方は何人ほどいらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。重度障害者といいますと、身体障害者では1,2級、それと知的障害では㉔とA、精神障害者1級というような方が該当するかと思われま。身体障害者につきましては708名。知的障害については119名、精神障害者は22名、合計849名というようなことでございます。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。849名、かなりいらっしゃると思うんですけども、この重度障害に関してやはり全国的にそうですけれども、なかなか法の援助を受けにくい、ちょうど落ちこぼれてしまうというところが多々あるかと思ひます。

そういった中で、今回デイサービスに胃ろうを必要とする、医療ケアを必要とする方がお一人入ったとお聞きしましたけれども、それについてお伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 重度障害の一級の方、まあ胃ろうの方が昨日町から委託してる社協のほうに通所されてるというようなことで、まあ胃ろうということで、医療的行為が必要ということで、看護師が行わなければ、そういう行為ができないということで、当初社会福祉協議会ほうには、そういう人材の確保ということがなかなか難しく、いろいろ募集はしていましたが、なかなか見つからないということで、その間、家族等に昼の時間来ていただいて、そういう胃ろうの補給というんですか、そういうことをしていただいていたんですが、つてをたどってそういうできるという方が見つかりまして、この方については町が臨時職員というようなことで採用しまして、その方に対応していただいて受け入れしたと。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、現段階ではそういうことで受け入れをしているということでございます。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） これはお聞きしましたところ、町長がぜひに看護師を広報でとってということで、率先的にやられたということをお聞きしました。なかなか重度障害の方で看護師を募集してということは、他の市町村でも少ない中、非常にこれは画期的な足がかりとなるかなっていうふうに考えております。

また、そういったお子さんを持った保護者の方、また御本人は、すごく朗報ではないかなというふうに考えております。これを足がかりに、まあ職員の確保というところが一番難しいところではありますけれども、どうかこれを進めていただきたいというふうに思っております。

で、次に、養護学校の児童対策事業に関してですけれども、これは当初やはり立ち上げたときに、小学1年生と高校生の体の大きな人が一緒の部屋ということはまず難しいということで、最初からこれは、予定の中には一緒ということは入っておりませんでしたけれども、ただ中学を卒業して、そのまま子供たちは行けると思って、ずっとそこに行く行くっていうふうに欲しているわけなんです。それを親が、もう卒業したからだめなんだよって言い聞かせているような状態なんですけれども、まず場所がないこと。

確かに男の方は高校生になると非常に体も大きくなりますから、養護学校でも体格のいい男性職員が、教員がしっかりとサポートしたりしております。そういったことから、男性職員の確保ということもやはりこれはあきらめないで、先ほどのつてってありましたけど、つてとかをいろいろ利用しながら確保に取り組んでいただきたいということと、あともう一つ、場所がなかなかない。これも非常にネックでした。

で、最初放課後児童クラブを立ち上げたときにも、場所をどこにするか、選定するかということで、非常に勘案しておりましたけれども、さわやかセンター週2回ずっと続けられるということは、これは非常にありがたいことです。ただ、保健福祉センターのあり方、利用形態に関して、これもう一度……。

まあ、今のこの質問とは、これ少しかけ離れますけれども、福祉センターの利用形態をここでひとつ見直してみてもいいんじゃないかっていうふうに考えているところであります。牛久なんかは土日もうずっと時間、もう6時ぐらいまで延長して利用できるように、福祉に充実した建物というふうになっておりますので、そういった福祉関係でばんばんと利用できるような形態に、今後変えていかなくてはいけないんじゃないかなっていうふうに思っております。そういった利用形態を見直すということを、まず要望したいと思います。

次に、地域自立支援協議会に関してですけれども、地域ケアシステム、これは県のほうで地域ケアコーディネーターに御相談くださいということで、理解度チェックシートということで、これは白黒でコピーなんですけれども、こういうときにはこういうことを利用してくださいよというのを、県のほうからこういう冊子が来ています。

ただ、私今回いろんな方に調査した結果、このことを知らない方が多くてですね、もっと周知の方法があるんじゃないかなっていうふうに思っているところです。周知方法は、先ほども少し触れていただきましたけれども、もう一度どのようにやっているか。

で、あと第5次総合計画の中で、個別施策の展開という中で、障害者福祉のサービスの充実というところで、地域自立支援協議会を中核とした連携ネットワークを構築して、相談・支援などを展開して、新たな福祉サービスの提供に取り組むということですか、盛んに地域自立支援協議会を設置してというふうに記載していますのでね、これで十分カバーしきれものなのかどうか、ちょっとそのところを、簡単に結構ですから教えていただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えをいたします。地域ケアシステムの周知ということですが、先ほども答弁でお答えしましたとおり、いろいろな機会を通じて、団体を通していろいろな形で周知してるということですが、そのほか地域ケアの大会とか、そういうことで講演会を開いたり、そういうことも計画してやっております。そういう機会を通じて、地域ケアシステムについて今後とも周知を図っていききたいというふうに考えております。

それと、自立支援協議会、これが5次総のほうにも取り入れられているということですが、まあ5次総策定時点におきましては、国のほうからそういう協議会の設置というものが求められて、県のほうからも担当者のほうに設置するよというふうな会議等もございまして、設置するよというふうな方向で検討してまいったわけですが、今回、先ほども答弁で申しましたように、今国会で提案されてる内容については、それは設置義務ということではなく、それが設置することが、努めるよ、設置するよ努めるものとするよというふうなことで、この地域ケアシステムについては、全国で見ると茨城県はかなり先進的に取り組んでいるよということで、全国的に見るとそういう制度が定着してないよという他県が多くあります。そういうことから、これは全国的にそういう体制をとるべきだよというふうな国のそういう考え方があって、そういう障害者向けの、そういう自立支援協議会を設置するよというふうな法律の案が、今提案されているよということであろうよというふうに判断しております。

町においては、ですから先ほど申しましたように障害者を取り巻く、そういうあらゆる問題について、いろんな医療・福祉関係が集まって、ケアを必要とする人に適切な対応ができるよ、現在そういう形で機能しておりますので、今後ともそういう内容を充実して対応していきたいよというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひとも周知徹底していただいて、よりよく効率的に使えるよなものにしていただきたいよというふうな要望いたします。

次に、社協と行政の連絡協議会で、意見交換を密に行っているか、双方の意見が反映されているか。これ、私牛久によく見に行くんですけども、非常に社協と市とがしょっちゅう話し合いのバトルをしてるわけですね。

社協はいろんな案を出して、こういうことをしたいんだけどどうだろうって。で、市は、それは難しいけど、じゃあ何とかやってみようっていうことで、物すごく連携をとっているの、いろんなことが大きく広がっていているというところがあるんですね。できれば、まあ阿見町もそういうふうにやっていたらいいんじゃないかと思うんですけども、そういったぐらいの勢いでお願いしたいなというふうに思っているところです。

障害者施策というのは、本当に日進月歩で、10年、20年おくれれば本当に後進国のくくりになってしまいます。で、社協の中にも非常に勉強熱心な方で、若いバイタリティーあふれる方がたくさんいらっしゃるんですね。そういった方がやはり。新旧の考え方っていろいろあると思うんですけども、新しい考えも取り入れていく、空気をつくっていくっていうことも大事なかなと思いますので、委託している町のほうでは、それをよく見てあげていただきたいということを願っているところであります。

また、社協のほうから町に進言があれば、何とかそれをお互いにクリアできるように、お互いが切磋琢磨しながら新しい意見が埋もれていかないように、どうかとにかく両者しっかりと連携とっていただきたいというふうに思っています。

次に当町のデイサービス。障害者デイサービスと福祉作業所で、平成19年度から地域支援センターとして一体というふうになりましたけれども、希望者の受け入れ体制について。これは利用者のニーズは反映されているのか。

また、実はある方が非常に悩んで相談に見えまして、今まで月曜日から金曜日まで5日間デイサービスを利用していたと。ところが次年度から、おたくは週4日になります。水曜日は来れませんのでということを書面のみで通達に来て、不服がある場合は社協に申し出て下さいということがありましたので、何人かのお母さんが社協に不服申し立てに行かれたそうです。

そうしたところ、理由としては、おたくはちょこちょこ休むので、どうしても入りたい方がたくさんいらっしゃるから、そちらに回させていただきますというような内容で、それ以上の申し立てをしたところ、それ以上の不服があるのであれば町長に直接進言してくださいと言われて、皆さんそこでぼしょってしまったんですね。

そういったことで、非常にがっかりしている方がいらっしゃいました。こういうことは本当に利用者が突然ね、事前の通告もなく次年度から4日ですよ、3日ですよって。3日っていう方もいらっしゃるんですね。今把握してるのは3名だけなんですけれども、書面で通達に来て、それをそのまま通っていくものなのか、事前の協議はしないものなのか、町はそれを知っていて協議はしたのか、その辺のことをお伺いしたくてこの質問をさせていただきました。

そのあたりについて、お伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） 障害福祉課長柴山義一君。

○障害福祉課長（柴山義一君）　じゃあ、お答えさせていただきます。私も4月からということで、これにつきましては新年度に入りまして、そういうことがあったということは事実です。

で、なぜかという、当初の定員というのが先ほども申したように、デイサービスについては20名、それから共同作業については25名という定員がございまして、特に回数をですね、調整したという形については、デイサービスのほうだと思います。

それについて、先日、社会福祉協議会デイサービス班のほうと局長も交えてお話し合いを持ちまして、近々ですね、そういう再度通所希望者の調査をしまして、気持ちよくデイサービスに通っていただけるようにお話をしましたので、近々そういうお話があると思いますので、ぜひ利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございます。早速とそのようにやっていただきたいと思います。言われた本人は非常にびっくりして、仕事をどうしようかっていう状況でありますので。

で、また来年度美浦養護学校から、7名の卒業生が来ます。まあ、全部が町内に来るかどうかわかりませんが、実際阿見町に住んでる方は、全員阿見町に来ていただきたいというのが本音ですけれども、受け入れ体制がそのようであれば、なかなか入ってきにくいということがありますので、とにかく税務署でね、事務処理をするような、そういった淡々としたやりとりではなく、何かがあるときにはしっかりと話し合ってから、納得して進めていっていただきたいということを、強く要望したいと思います。

あと作業所に関して、仕事の内容とか、どこから仕事をとってくるのかということも、またひとつお伺いしたいと思います。

○議長（諏訪原実君）　民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君）　お答えをいたします。作業の内容については、先ほども答弁申し上げましたように、自動車の電装部品の組み立てであったり、食品パックのラベル張り、気体捕集袋の作製とか、小バエとり容器の組み立て、パッキング包装などがあります。

それと……どのようなところから仕事を見つけるかということでございますが、通所された方々が携われる作業を年間通して絶えないように、また安全で、その仕事を受けた納期に余裕がとれるようなことを念頭に作業が、受ける業者ですね、業者と作業種別を選択して、仕事を見つけるわけでございますが、主にその仕事を見つける先は、近隣の地域活動支援センターとか、ハローワーク等の関係機関に問い合わせたりして職員が探しているというようなことでございます。

○議長（諏訪原実君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。折からの、不況の折で、なかなか健常者でもリストラに遭う大変な景気の悪い時期でありますので、仕事はなかなか来ないかというふうにも考えております。

ただそういう中でも、例えば先ほどの牛久ですけれども、自分たちでパンをつくる、何ですか、資格をとって、パンづくりを子供たちに教えて、それを売ってというようなことを編み出したりしてるんですね。

ですから、そういうことも少し考えていっていただきたいということと、あと以前ですね、作業所の裏庭で畑仕事をやっていたんですね。ジャガイモをとって、それを収穫していたという経緯があったんですけれども、そういったことも先ほどちょっとお聞きしたら、なかなかやる人が少なく職員の手も大変でということをお聞きしましたけれども、そうではなくって、子供たち、まあ園生、利用者たちが生きがいを持って何か仕事に取り組める、電気部品だけずっと1日やってるのではなく、それに仕事が合わない人はその辺うろろう歩いちゃってるわけですからね。

そういうことがあると、本人の自立のためにもよくないと思うので、いろんな手だてでいろんな方法で、いろんな仕事をさせてあげるっていうことも、これ自立の1つになるかと思しますのでね、そういったことをまた勘案していただきたいというふうに要望いたします。

次に福祉作業の、前年、17年の9月に質問した内容ですけれども、福祉作業のことで、福祉作業所の人が清掃作業の一環を取り入れてはどうかということですが、今、庁舎の中で、町の施設すべて含みまして、障害者の雇用はどれぐらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

これは町の職員の障害者の雇用ということでよろしいのでしょうか。

○5番（紙井和美君） はい。

○民生部長（横田健一君） それを法定雇用率といいますと、国・地方公共団体の法定雇用率は2.1%ということで定められております。阿見町におきましては、その法定雇用障害者数の算定となる基礎となる職員の数が260名ということで、それに対して障害者の職員が6名ということでございます。実質雇用率は2.31ということになっておりまして、基準は満たしているというようなことでございます。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひともね、障害者の方でもできる仕事、たくさんあるかと思えます。ほかの市町村から来て、ここは障害者・健常者一体となって暮らしている町だなということで、非常にイメージもいいのではないかと、住みやすい気持ちになる

んではないかっていうふうに思っておりますので、この障害者の雇用率、どうか推進をこのまま続けていっていただきたいというふうに思っております。

で、また7番目の社会福祉法人が幾つかあるけれども、それを町との連携をとっているかどうかというところですが、これは施設でつくっているものを町内で販売するっていうことを考えてみてはどうかっていうふうに考えているんですね。

先ほど、町長の答弁の中にも、いろんな若草園であるとか、あすなろ福祉工場であるとか、恵和会であるとか、連携をとっていきますというお答えをいただきましたけれども、そこからさらに前に行きましてね、例えばですね、阿見町のデイサービスでは、いろんな小物を作製してるんですね。

親御さんからこれはお話があったんですけども、非常に内容のいいもの——例えば瓶でペン立てをつくったり、コースターをつくったり、写真立てをつくったり、枝を持ってきて写真立てをつくったり、十分売れるような内容のものを、いつも家にどんどんどんどんつくって持って帰ってくるので、家の中こういっぱいになるぐらいになるそうなんです。

それを何か、どっかに還元して、たとえ本当に幾らでもいいので、どこかに置いてだれかの手に渡れば、つくるほうも生きがいが出るんじゃないかというお話をいただきました。で、また若草園というところでも、おもしろ消しゴムといった小物をつくって、いろんな、障害の方に差し上げたりとかいうのをしているところもあったりですとか。

あと、まい・あみ・まつりで、国際交流の人が外国から来たときに、プレゼントとしてお渡しするお土産の中に、福祉作業所から、福祉施設から仕入れたものがあるんですけど、それは残念ながら牛久から仕入れていたんですね。そうじゃなくって、連携がとっていれば、阿見町の中でつくっているものをそのまま使おうっていうことになろうかと思うんです。

だから、これ1つをとってみても連携がなかなかうまくいってないのかなっていうふうなことを考えた次第なんですけれどね。そういったことはいかがでしょうか。御答弁願います。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。阿見の町内にある、あすなろとか若草園、恵和会、そういう組織と今まで一堂に会して話し合いを持つ機会がなかったということで、今年度そういう機会をぜひつくって、それぞれの状況とか意見交換をしながら、どういう方向で進めていったらいいかということで協議の場を持っていくということで、今年度ぜひ進めたいというふうに考えております。

そして、先ほど議員からも提案ありましたように、作業所なりそういうところで作られた消しゴムとか、そういうようなものをですね、さわやかセンターの玄関の、正面玄関入ったところにラウンジというか、ロビーがあると思いますが、そういうところにガラスのショーウイ

ンドーがありますので、そういうところにぜひ展示をして紹介をしながら、そういうつくられたものを、いろんなところで活用できるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひ、そのように進めていただきたいと思いますので。生きがいになると思います。どうかよろしく願いいたします。

それと、先ほどのどうしんですけれども、要望のあった方が、この4月から使えるようになったってことを全然御存じなかったんですね。そういったこともあって、知らない保護者の方が多かったので、せっかく本当に内容のいいものですから、センターに関しては、他市町村では、各学校——養護学校、一般の学校、保育所にどうしのチラシを配布しているんですね。もし、そういうことができれば、そういった形で配布しながら、また、さわやかセンターのところに置いておくなり、目につきやすいようにして、周知徹底していただければ、どんどん利用できるのではないかなとふうに思っております。

で、最後にですね、保護者の相談の中で、よくあるんですけれども、このどうしんを利用するに当たって、これをどうやって知ったかっていうと、普通、障害のお子さんは障害認定って受けますけれども、そうすると障害施設、いろんな施設に支援制度で行けるんですけれども、ADHDですとか、アスペルガー症候群、そういった発達障害に関しては、本当に多動で、もうここにじっとしてられないし、社会生活も営めない、クラスの中にも走り回って大変な迷惑になると、親御さんはもうすごくちっちゃくなってるんですけれども、ただ知能検査をしたら、知能指数は高いんですね。

そうしたところ、障害認定が受けられないということになって、ちょうど障害でもない健常者でもないというはざまのところにいるっていう状況で、浮いてしまっているのだから、行くところがないから、このどうしんを使いたいということから、発端だったんですね。

これはもう国を挙げて全部悩んでいる部分でありますので、町内でも発達障害に関して、もう少し力を入れていっていただきたいというふうに思っているところなんです。で、注意欠陥や多動の障害があって養育するのが大変に困難であるにもかかわらず、知能指数が高いため認定が受けられないと。ぜひ行政で取り組んでいただきたいと。

これは、「町長さん！あのね」にちょちょこと出ています。ホームページにも、「町長さん！あのね」にこの内容は何回か出ているので、町長の目にとまっているかと思いますが、突然で申しわけないんですけど、町長の見解をお聞かせ願えればありがたいなと思います。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 今、急な話なんで、状況がよくわかりませんので、私としては状況を

きちんと理解して町がやるべき、あるいはやれると考えればやったほうが良いと、今のところそういう漠とした話しかできません。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 済みません。急だったんで、思ったとおり漠然としたお答えでしたけど。

要するに、こういったことを意識の中に常に入れておいていただきたいんで、ホームページにしょっちゅう出ていますのでね、「町長さん！あのね」の一覧ごとに出ていますし、投書が幾つかあると思います。私のところに相談に来た人も、町長に直接言ってくださいってお話ししますので、そういったこともありますので、ぜひ意識の中に入れていただきたいというふうに思っております。

また、本当に最初に申し上げましたけれども、障害というのはいつ何どき自分の身に降りかかるかもわからない、そういったもの、要素を大変含んでおります。ですから常に自分の身に置きかえたらっていう、そういうことを考えながらね、町の中を優しくしていくということは、すべての人に対しての人間教育になるんじゃないかなというふうに私は思っています。

そういったことから、福祉の町阿見町ということが高く掲げながら、これからも充実した福祉行政に進めていっていただきたいということを申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで5番紙井和美君の質問は終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後2時35分からといたします。よろしく願いをいたします。

午後 2時26分休憩

午後 2時35分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま2番久保谷充君、15番大野孝志君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は11名です。

それでは次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） それでは、私は通告いたしました1点について質問をいたします。

阿見町の耕作放棄地を花見山に変える提案でございます。今年度から耕作放棄地の解消の取

り組みが始まると聞いておりますが、補助を出して荒地を解消しても、その後の作物をどう作付するのかということが問題になってきます。

現在、このように耕作放棄地が拡大したのは、畑に作物をつくって販売しても、種代、肥料代、機械代、労賃を差し引くと何も残らないという現実、これではとても生活できないということで、畑作をやめて毎月安定した給与がもらえる仕事について、阿見町の農村の生活が成り立っているのだと思います。その結果として、畑はやむなく耕作放棄地になってしまったというのが、現実の姿であるというふうに思います。

これは、大きく言えば、今まで国の農政が農業を守る、自給率を高める政策をとってこなかった結果であって、耕作放棄地にやむなくせざるを得ないというのは農家の責任ではないというふうに思います。そうかといっても、このまま耕作放棄地を放置するのも問題ですので、荒地を解消し、その後に花を楽しめる花木を植えて、農村公園をつくったらどうかと提案をいたします。

いい見本が福島県福島市の花見山公園です。今では、4月から5月にかけて桜、芝桜、レンギョウ、コブシ、ボケ、菜の花等が咲き誇り、一大観光地になっております。年間全国から20万人ぐらいの人が花見山公園を訪れるというふうになっております。私も2度ほど花見山公園に友達で行った経験がありますけれども、あそこの集落全体がスロープになっていて、農家があるわけですが、農家の垣根もきちんと花木などで植栽されており、1つの本当の観光地というふうになっているわけです。

これのきっかけも、1人の農家の人、阿部一郎さんの善意で、最初花木を植え——まあ自分の土地を開墾して桜の木を植えると。そして、昭和34年に一般に開放したというふうになっております。また、プロの写真家の秋山庄太郎さんが福島に桃源郷があるということで、その写真を写真雑誌などに発表して有名になって、現在の一大観光地になっているというふうに聞いております。

私は、この阿見町の荒地を、そういうような見本があるわけですから、荒地を観光地にすると。花木を植えて、みんなが楽しめる場所にするということもできないことはないのではないかというふうに思います。

農村公園があり、農家に宿泊できる農家民宿があり、都会の人が週末に来てゆっくり宿泊し自然を楽しむ、町内の人でも楽しめることができるというふうに思います。また、荒地を牧場にしてもよいと思います。

これらの耕作放棄地、荒地を解消し、そして解消した後どうするかというのは、やはり今までそのまま放置されていたわけですから、その後の支援がないと、せっかく補助を出して耕作放棄地を解消してもつくるものがないというのでは、仕事が前へ進まないのではないかとい

うふうに思います。そういう点で、町の支援の方法を考えたらどうかというふうに思います。

よく日本ではボランティアという言葉がいろいろ使われますけれども、日本ではボランティアといったただ働きをするつつうかね、善意で働くというふうに意味がとられておりますけれども、ヨーロッパなどではボランティアにはちゃんと対価があるということで、ただ働きという考えはありません。そういう点では、きちんと荒地を解消するためにもボランティア—善意の意思だけではなくに、きちんと対価が得られるようにするということが、現実的に荒地解消にプラスになるのではないかというふうに思います。

そして今、町の耕作放棄地の面積に比率、また私が住んでいる上条地区は特に多いというふうにも聞いておりますが、上条地区の荒地の面積の比率はどうか質問をいたします。また、各集落のパーセンテージも後でありましたら表をもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 細田議員の質問にお答えします。耕作放棄地は、我が国の食料供給力確保はもとより、国土保全・水源涵養等の農業の有する多面的機能の発揮の観点から、また、病虫害・鳥獣被害の発生・拡大、農地利用集積の阻害、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響、さらには廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっており、その対策を進めることが全国的な急務となっております。

このため、国はその要因や状況が地域によってさまざまであり、地域の実情に応じた取り組みが必要であることから、地域全体で耕作放棄地対策に取り組み、対策を実行する組織として地域耕作放棄地対策協議会という仕組みを設けるとともに、その設置を呼びかけ、対策について支援・推進しているところであります。

当町におきましても過日、町行政、JA、認定農業者や農業後継者組織の代表、茨城大学農学部や本件にかかわる有識者等により構成された阿見町耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、再生利用に向けた取り組みについて着手したところであります。参考までに、この協議会の会長は私が当たるといことになっております。

そこで、まず、当町の市街化調整区域内の耕作放棄地の現状について説明いたします。

平成20年度調査の結果、市街化調整区域内には381.2ヘクタールの耕作放棄地があり、そのうち人力・農業用機械で草刈り等を行うことだけで、直ちに耕作ができることが可能な土地が165.8ヘクタール、草刈り等をしただけでは直ちに耕作することはできないけれども、伐根とか深耕、客土等の対策を実施することによって利用可能になる土地が216.3ヘクタールという

ことになります。

これを地区別に見てみますと、阿見地区56.4ヘクタール、朝日地区151.5ヘクタール、君原地区121.7ヘクタール、舟島地区52.5ヘクタールとなり、登記地目農地合計面積に対する耕作放棄地面積の割合は15.2%となっております。この結果からも、市街化調整区域全域にわたり耕作放棄地が分布していることが確認できたわけであります。ちなみに市街化区域についてはちょっと調査の対象外になっています。

ちなみに、議員御質問の上条地区につきましては、16.7ヘクタールの耕作放棄地があり、登記地目農地面積における耕作放棄地の割合は19.08%となっております。

耕作放棄地の発生の要因は、細田議員もいろいろ挙げておりましたけれども、農業従事者の主力を担ってきた世代が高齢化し、規模縮小や離農が進み、農地を利用する担い手がいなくなっている状況下で、土地条件が悪い農地を中心に耕作放棄地が増大したと考えられます。その要因としては、結局何をつくってもなかなか、基本的には採算が合わないというのが1つ基本にあることは間違いありません。

さて、議員御提案の「花見山公園」は、福島県福島市の南東、阿武隈川右岸の丘陵地中腹にある集落で、本来出荷目的で商品として生産していた花木生産農家が「きれいな花を皆さんに楽しんでもらいたい」という善意で私有地を開放したところ、色とりどりの花々のコントラストによる美しい風景が地区一帯に広がったことから、特に春の花見シーズンには観光客が集まり、「花見山」と呼ばれる観光地となった事例であります。

これを1つ事例に見習ったらどうかという提案であります。三百何十町歩あるわけですから、これだけではとても対応できないとは思いますが、やはり当然問題提起を受けて、いろいろと検討していきたいと考えております。

従来からも、この多くの面積に対する比率は非常に少ないんでありますけれども、町内における取り組みの例ってのが幾つかあるわけであります。議員御承知の上条地内の「のらっくす農園」もその1つの事例であります。

「のらっくす農園」とは、農作業でリラックスを目指そうという名称由来で、茨城大学農学部の先生を初めとする4名でまず活動を開始し、町内及び周辺市町村に在住する定年退職者、会社員、大学教員、主婦、学生などの一般市民と農業者が連帯して「美味しく安心して食べられる農産物を自分たちの手で」ということを目標に始めた有機農園であります。

もともとは耕作放棄地であった土地を再生し、里芋、ラッキョウ、ネギ、ニンジン、ジャガイモ、サツマイモ、ヤーコン、落花生、アスパラガス等の栽培に取り組み、町内スーパーマーケットの地元野菜コーナーや農園内での直売を行っております。現在では敷地全体で2.9ヘクタールあり、ヤギの放牧によりさらなる耕作放棄地解消・敷地拡大を図っているところであり

ます。

また、幼稚園児への食農教育の一環として、サツマイモの定植から収穫までの一連の農作業体験等も行い、隣接する果樹園ではクリやカキのもぎとり等にも対応できる環境があり、その他季節ごとにもちつきやそば打ち、コンニャクづくりの体験講座も対応可能で吉原周辺の開発による集客効果も利用し、貸し農園等新しい事業への意欲もある事例であります。

いずれにしましても、これらの取り組みは地域ぐるみで農地を活かした美しい農村景観を守り、農業振興や観光に寄与したいという事例であります。このほか、御承知の島津地区での南高梅の団地の事例、この場合はかなり荒れていた土地を再生して、そこに2.何ヘクタールかの梅林をつくって、花の時期には花を楽しみ、また梅の実をもぎとりで販売する、こういうような形で非常に梅の団地として評判を高めている、こういう事例もあるわけであります。

いずれにしても、耕作放棄地の増加を放置しておくことは、農業生産の減少による食料自給率の低下や地域の景観を損なうなど農地の多面的機能が失われてしまい、多くの問題の発生につながるのであります。

そこで、当町の耕作放棄地の対策であります。これまでは非常に限られた部分的な形で、今言っている事例、このほかにも幾つか事例がありますけれども、こういう形で対処してきたわけですが、これからは先ほども触れました阿見町耕作放棄地対策協議会において、耕作放棄地の実態等を踏まえ、まずは将来に向けた基本的な対策方針を定めていきたいと考えております。

具体的には、この耕作放棄地の分布状況、実態を基礎としまして、その状況に応じてまとめて耕作放棄されて団地化して解消すべき地区、こういう地区。町内全部の、全体の図面に耕作放棄地の状況というものを色分けしまして、分布状況を一目でわかるような整理をしておりますけれども、とにかくそういう実態を基礎にしまして、こういう団地化して解消すべき地区とか、あるいは耕作放棄地も非常に点在していて、周囲はかなりよくつくっているようなところがある。そういうところについては、担い手にできるだけ吸収して利用してもらうような形にすとか、さらには原野化して解消が困難で、新たな整備が必要な地区等、そういうものについても、やはり地域として対応できる条件をつくって、対応できるところについてはその部分についての対応をする。

そういう形で、耕作放棄地をするっても、実態としていろんな形態があるわけですから、その実態に応じた形での区分をして、それぞれの対応が必要だろうと。それで、そういうことを前提にして、やっぱり基本的にはその耕作放棄地をだれがつくるのか、また、そこに何をつくるのか、こういうことを基本的な採算性の問題も考えながら整理して、方針を決めて、やれるところについては順次具体的に対策をしていくと。こういう基本的な考え方の整理が必要だと

いうことになっております。

一方で、方針策定と並行して、今できるものは具体的に取り組んでいくということで、とりあえず国の緊急対策事業みたいな形での事業が、枠が来ておりますので、そういうことも活用しながら、まず集落営農組織が耕作放棄地を活かして、新規作物に取り組む計画のある箇所とか、あるいは耕作放棄地の条件がよくて、担い手に解消・集約できる農地、そういうものに限定した形で、ある程度モデル的な形で、今年度は非常に急な話なんで、3ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を、具体的に取り組んでみようということです。

なお、国の耕作放棄地に対する援助の考え方ですが、耕作放棄地再生利用活動事業といいますが、国から50%以上の……。かかる費用の50%以内は財政支援をしましょうと。で、この分については、普通は県等を通して町に補助金が来るんですけども、緊急であるということもあって、直接阿見町耕作放棄地対策協議会へ国からお金が入る、そういう仕組みとなっているわけでありませう。

で、この分については、町の予算には含まれないで、直接地元へ来る、こういう形になります。ただ、これだけで、国からの交付金だけではその事業費として不十分な点がありますので、町としてもある程度必要な予算については検討して措置していく、こういうことが必要になるわけで、当然その分内容がはっきりした中で、この分については町の予算としても計上しなきゃならない部分が出てくるという、そういう。

いずれにしても、国の今の、本年度予算成立してすぐ、また補正を組むという、そういう流れの中での対策ですから、まだ十分内容が詰まってない部分もあるんですけども、まずやれるところ、せつかくそういうもので対策しようという形が出てきてるんだから、それはできるだけ有効に、将来も活きるような形で役立てようと、今検討してるところです。

ただ基本的には、だから三百六十何ヘクタールという、市街化調整区域の中だけでもそれだけの不耕作地があるわけですから、その対策としてはやはりさっき言ったような状況をきちんと分析して、それぞれの、ある程度中長期的な見方に立った対策をやっていかなきゃならない。

で、その場合の基本が、じゃあだれがつくるのか、何をつくるのか。場合によっては、町としても応分の支援をしていかなきゃならない。そういうことになるんだろうと思います。

まあ、議員からは、具体的には花見山のようなという形で、実際には地域ぐるみで農地を活かした美しい農村景観を守る取り組みをやったらいだろうという提言だと受けとめておりますけれども、今言った全体の状況、それから国の対策の流れ、そういうものを積極的に受けとめて、町独自の特徴ある耕作放棄地対策に積極的に取り組んでいきたいと考えますので、議員の皆さん方の御理解・御協力をお願いしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長から全体的な話がありました。あと「のらっくす」の話がありましたけれども、1つちょっと違ってる点があるので「のらっくす」については訂正してもらいたいなど。

で、現在2.9ヘクタールに増えましたけれども、最初耕作放棄地を「のらっくす」がやったんじゃないんですよね。あれは実際、私がこの2.9ヘクタールのうち1ヘクタール貸してるわけですから、そのうち8反分ぐらいは今までたばこ屋さんに貸してたんですよね。で、たばこ屋さんがやれなくなったということで、その後「のらっくす」の4人の人に、茨大の先生初め貸したわけなんで、あそこは、メーンのところは、今作物をつくってるところは耕作放棄地じゃなかったんですよね。だから作物ができるわけですから。で、その周りの今ヤギを放牧して荒地を解消してるところは、まさしく耕作放棄地だったわけですよね。それが現状です。

あと、私が具体的に提案したというのは、私の集落、御承知のように野球場から入ってくると右左かなりの面積が集団で耕作放棄地になっていましてね、右側は一時農業委員会で2年ぐらいコスモスを植えて、コスモスの花を楽しむという場所になっておりましたけれども、その後農業委員会が撤退したらまた荒地になったのが現状なわけですよね。

で、あと左側も、あそこは全体で恐らく3ヘクタールぐらいあるんじゃないかと思うんですけども、あそこは御存知のように阿見町が1つは原因をつくったんですよね。最終処分場をつくる時に谷津田の土をどこへ持っていくかと、捨てる場所がないっつうことで、上条のあその場所へ土盛りをして捨てたと。で、その後耕作はしなかったわけですけども、あの土が、井砂っていうんですか、雨降ればすぐ下へ流れちゃうっつうことで。

今はつるですか、クズにもなるつるだっつうんですけども、あれが一面になって、その後例えば花木なんか植えて物になるかどうかちょっとわからないですけども、私がお花見山って言っているのは、上条のその地域を想定して言っているわけなんですけども、あそこは恐らく作物は無理だと思うんですよ。そういう状況なわけで。

で、それは町も一端責任あるわけですから、ただ埋めてもらってほっぽっとくわけですから、じゃあ地域であそこを荒地じゃなくて何とかしようというときには、地域ぐるみで美しい農村にするっつうことになると思うんですけども、そういう場合には、今町長の答弁で言ったように国だけの補助じゃなくて、町もそれなりのことは考えるということなんでしょうか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 実際問題として、先ほどの説明にもありましたけれども、いわゆる耕作放棄地の中にも、まあ草刈りをやったり、ちょっと機械で草の処分をすればすぐ使えるような、まあ耕作放棄地としての初期の段階のものもあるし、かなりもう年数がたって、かなり手

を加えないと利用できないようなそういう部分もかなり面積としてあるわけですね。

だから一概に言えないんだけど、結局国が金を出そうというのは、ある程度対策費がかかって、そういうものについては国も金を出すと。で、実際に草刈りをやる程度で対処できるものについては、そんなに金はかかんないわけで、あとはだれがつくるか、何をつくるか、そういう基本的なところが、方向が出れば対応できる話で。

で、そのために実は20年度の予算で対策協議会のほうに、草刈り機械とかそういう簡単な条件のところでは対応できるような、もう物が来てるんですよ。ええ。だから、今のところ具体的な、国から金がどういう形で来るのか、その辺の仕組みも十分わかんないんだけど、国から来て、また別枠で何か地元負担についても対策ができるかわかんない。

まあ、いろいろあるけれども、国の予算措置ってのが、とにかくその辺の基本もわかんないままやった、ある意味ではいいかげんな形の制度があるので、これから明確になってくるでしょうけれども、それぞれの地域で、地域として対応するような部分と、あるいは既にさっきの話の中にもありましたように、既に基本的には地域で大体農業をきちんとやって、いい形で農地利用がされていて、その周辺にはある程度放棄地がばらばらある、そういうものについては、それを取り込んでいくというような形の対応。

あと、実際には、恐らく「のらっくす農園」になって、ああいう形での土地利用ができたから耕作放棄地になんなかったけども、場合によってはそのまま放置しとけば、あそこだって耕作放棄地になってたんだろう。

そういう形で、実際に利用権の設定という形で認定農業者等に、実際につくらない人たちの土地を集めるというような形で、既にそれはもう前もっての耕作放棄地対策だけれども、そういうこともやられてる。だから、いろんな形があるんでね。

ただ、基本的な考え方としては、国の補助の対象になって、足りない部分についてはもちろん議会とも十分協議した上で、これは必要である、有効であるということが認められるものについては、町としてもお金の手当てはする。そういう基本的な考え方でいくべきだと思いますから。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 耕作放棄地の解消については、全体的な計画を、例えば380ヘクタールについてやるつつうことも大事なことだと思うんですよね。しかし、そのまま見てたんではますます耕作放棄地が増えてくわけですから、私は例えば借り手があったから貸したと。あと今年になっても上条の耕作放棄地が2カ所ぐらいあったんですけども、定年退職したグループが借りたいつつうことで、これは私が紹介してやって、2人で大体1ヘクタールぐらい貸してもいいよつつう人が出たんじゃないかと思うんですけども、そういうふうにそれなりに努力

してるわけですよ。

あと、私はこれは政府の主に清明川土地改良区の補助事業で、農村環境整備事業、これも手を挙げて農村の環境をよくするつつうことで、荒れ地を開墾して、上条のお店の前に3畝ぐらいの荒れ地があったんですけども、それもきちんと大きい花壇になってるわけですよ。それから今言った、その町の残土捨て場の一角も一反分ぐらい青空美術館つつうことで鉄の——これは東京都上野の博物館でいつも上位入賞をとってる大坂健という人なんですけど、たまたま友達だったんで、10点ぐらい置いて、青空美術館つつうことできれいにしてるわけですよ。

そういう点では、そういう意欲のあるところは、少しずつでも解消の方向に向かうと。で、そのためには町も支援していくという方向ならば、じゃあ、まとまってやれば町も支援してもらえるっていうことならば、私は少しでもその耕作放棄地がいわゆる地域的に美しい農村になると。

美しい農村になれば、今いわゆる農村の宿泊施設ですよ、農家民宿なんつうのもぼちぼち出てるわけですから、特に農家は後継ぎの若い人は、都会で若夫婦は住んで、部屋がいっぱい空いてるつつうちはあるわけですよ。で、そういうとこを農家民宿ですか、そういうふうにもできるわけですよ。

だから、そういう点では、そういう意欲のあるところには、きちんと支援しますという方向を出せば、じゃあやってみようかなつつうとも増えるわけですけども、まあその点、支援しましょうぐらいの話では、何か頼りないつつう感じもするんですけども、国も荒れ地を解消するには、例えば10万以上かかれば5万円が補助出すとか、10万以下の場合には3万円を補助出すとか来てるわけですよ。

だから、それにやっぱり見合う、今度はきれいになった後については、そういう意欲のあるところは町もそれなりの支援をしますと。そういうふうにはっきりしとけば、私は地域まとまって、じゃあ何かやろうつつう機運も生まれると思うんですけども、その点、今の答弁では何だか支援するんだかしねえんだか、こっちの希望に合わなんだらだめだなんだかちょっとあやふやなんで、一部でも耕作放棄地、例えば農村環境の改善になれば町としても支援したいと、そういうことをきちんと方針を出してもらいたいなというふうに思うんですけども、その点はどうか。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） だから、まあ基本的には、まだつくったばかりの耕作放棄地対策協議会、ここにだけ押しつけるっていうのはなかなか無理な点もあるんだけども、せっかく農業関係者、これは耕作放棄地対策をしていく上で関係するいろんな団体の代表が入ってる組織ですから、そこでやはり基本的な考え方を整理して、で、それと同時にやっぱりもう1つの条件と

しては、だれがつくるかという場合には、それぞれの地域で話を中心的になってまとめてくれるような人とか、そういうことが非常に大事。細田議員もある程度地元で耕作放棄地対策に協力したって具体的な事例もあるようだから、そういうことは積極的にやっていただいて、それぞれ地域としてまとまるような形もつくるということ。

あともう1つは、やっぱり新しい発想で、ある程度まとまったところで、あした難波議員の質問にもまた耕作放棄地対策の話が入ってきますけれども、新しい作物、余り労力がかからず、かなりまとまった面積でつくれるような、そういうものをやっぱり導入するってことを具体的に考えないとだめだと思うんで、そういう場合にただ採算性の問題、一番基本の、そういう問題があるんで、例えばそういうものをつくる場合に、それを例えば油に変える場合の設備投資とか、あるいは新しい付加価値をつけて売るといったような農産物についての、そういう加工施設とか、そういうことがやはりどうしても必要になってくるんじゃないだろうかと思う。

そういう場合に、やっぱりいろいろ分析した上で、場合によっては町としてある程度の支援をしていく、そういうようなことも当然必要になるだろうし、やはり今度はとにかく本気で対策するという形でやらなきゃなんないわけで、そういうことについて具体的に突っ込んだ検討をするし、関係の地域の人たちとも十分に協議をしていく。そういう中で進めていきたいと考えます。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町として、協議会ですか、放棄地対策の協議会ができた。そこだけで全体を、大体の方針は出るけど、じゃあ具体的に、例えばこの60近くになる集落の放棄地をどうするのかとなったらば、ちょっと手が回らないっていうふうに思うんですよね。だからそういう点では、耕作放棄地についてはどこの農村でも困ったなど、実際思ってるわけですよ。

だからそういう点では、いわゆる先ほどの県の中小企業の新しい事業の支援策じゃないんですけども、まず景観があるわけでしょう。町では耕作放棄地は調べたと。それはわかるわけですから、じゃあ、その地区についてはどんなふうにしてうつつう計画の集まりをやるしかないわけですよ。で、今度じゃあ具体的に、その荒れ地を解消するにはお金がかかるわけですから、じゃあ国の緊急対策のやつを利用しよううつつうことになるわけでしょう。

そしたら、私の地区ならば、町がいわゆる残土したところは作物——ジャガイモつくれとか作物できないわけならば、具体的にじゃあ花木を植えよううつつうふうにもなると思うんですよね。そのための計画には、恐らく専門家も入れて意見を聞かないと、私は具体的にならないうつつうふうと思うんですよね。だからその点で、そういう意向をやるのであれば、じゃあ計画の段階から町のほうも考えましょうよということになれば、私で言えば、じゃあうちのほうの地

区がそういうふうになってくから、そういう対策の協議会じゃないけど、集落の協議会みたいなのを立ち上げて、考えようつつうふうにも提案できるわけですよ。

それが今の答弁で、いわゆる放棄地対策の協議会に任せるみたいな話に。まあ町長は町として支援していきたいつつうふうに言ってますけども、具体的になったら、あれは出せないこれは出せないってなったら、せっかく立ち上げて立ち消えになっちゃうわけですよ。だからそういう点では、きちんと一歩でも前に進めるような支援をしてもらいたいなつつうふうに思うんですけども、その点は、支援は今していきますつつうことは間違いはないですか。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） さっきも言ったように、耕作放棄地対策協議会ですべて計画、具体的な計画までするんじゃないで、そこでは基本的な考え方の整理、それから仕組み——例えば国から来て町からどの程度出すか。まあ、その仕組みをつくるには、当然議会とも十分協議しなきゃならない。

だから、基本的な考え方なり制度なりそういうものは、協議会あるいは議会等の協議の中で基本的な考え方を整理。で、実際にやるのはそれぞれの地域がやるわけですから、この方針に従ってどうですかという形で、具体的な計画っていうのは、それぞれの実際にやるのは土地をってる人たち、その人たちがやるわけだから、そこ、そこでの受け手がどういう形で受けとめるか。で、また、町とどういう協議をするのか。で、町がすべてこうやってやれば絶対いいんですよとかいうことじゃなくて、実際にやる仕事は地域がやるわけですよ。そういう形をつくっていくということ。

で、基本的な考え方の整理ができてれば、ああ、じゃあそういう形でやるんだったら、うちのほうが何とかまとめてやろうという話になれば、そこで具体化していく。そういう形がだんだん広がっていく。そこで初めて、具体的な放棄地対策というのが、形を整えて進むということになるわけですよ。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今町長が言ったように具体的にはそれぞれの地域の人が動かなければできないわけですから、それなりには地域で、当初言ったように全部条件が違うわけですから、一律に決めてこれじゃなければだめだつつうことになる、外れるわけですよ。

だからそういう……。じゃあ、耕作放棄地を解消するような方向でやろうつつたら、その地元の意向に沿うような支援対策をしないと、ああ、そんならやらないつつうようになるわけですよ。だから、そこが私は一番肝心だと思うんですよ。

例えば国の、先ほど言った農村環境整備事業で、私の地区でやってるんですけども、お金が年間150万ぐらいもらうわけですよ。そのうち4分の1は町から出しているわけでしょう。

その2階建て部分でお米のいわゆる農薬半減，有機質肥料を使えばまたお金もあげますよっつうことで，実際私も肥料でもらってるわけですよ。その協議をするために，いわゆる1つの集落，協議会にいわゆる事務費として20万は国からくれるわけですよ。その20万があるおかげで，じゃあ先進地への視察もできるし，実際にエコ栽培をしているところもできるわけですよ。

だから，今度の荒れ地対策でも，そういうまとまり，そういう方向があれば，そういう準備費みたいなやつも考えますよっつうことになれば，私は具体的に前に進むっていうふうに思いますので，その辺，地域の実情に合った協議でお金を出せるようにしてもらいたいなというふうに思うわけですよ。

その点はオーケーっつうことなんですか。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） まあ，いずれにしても実際にやるという前提で考えるわけだから，そういうことで地元の意向がきちんと……。地元が言うことが100%全部入れるというわけにはいかないかもわかんないですよ。ただ，基本的にこの程度だったら了解がついて制度ともうまく整合性がとれる，そういう点で，やっぱりできるだけ弾力性を持たせてやるという前提で考えなきゃできないでしょう，これ。

○18番（細田正幸君） これをやってくれって言ってるわけ。

○町長（川田弘二君） 最初から，最初から20万出すとか，30万出すとかそういうところまで決められませんよ，これは。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） まあ，町長の話で，私は国の政策のやつで具体例を言ってるわけで，そういうふうにしなければ前へ進まないだろうと。で，やるっつう，地元で熱意があれば協力すると，お金もじゃあ支援をしましょうということですから，そういうことであれば，やはり全町へ，町も荒れ地対策に本腰を入れますと。そういうことがあれば支援しますというふうに，ちゃんと振りを，広報をしてもらって，荒れ地の，まあ少しでも減ったほうがいいわけですから，解消に役立ててもらいたいというふうに要望して，私の質問を終わります。

○議長（諏訪原実君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

午後 3時26分散会

第 3 号

[6 月 11 日]

平成21年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成21年6月11日（第3日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

16番	櫛田	豊	君
-----	----	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	坪田	匡弘	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	横田充新君
消防長	瀬尾房雄君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
健康づくり課長	朝日良一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
環境課長	大野利明君
指導室長	富田耕太郎君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成21年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成21年6月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成21年第2回定例会

一般質問2日目（平成21年6月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 女性の健康支援・がん対策の取り組みについて 2. 耕作放棄地の活用について 3. 廃食油回収によるバイオディーゼル燃料の普及について	町 長
2. 柴原 成一	1. 小・中学校における農業体験学習について	教 育 長

午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） それでは、定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承を願います。

それでは議事に入ります。

一般質問

○議長（諏訪原実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほど、お願いをいたします。

初めに、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、女性の健康支援・がん対策の取り組みについて質問いたします。

がんは人ごとと思われがちですが、実は日本人の2人に1人はがんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっております。その数字自体に驚く人も多いのですが、がんによる死亡率も年々増加し、50年前で10万人未満でしたが、平成15年には34万人を超えております。

先進国では生活習慣の改善や新薬の開発、がん検診の受診率向上で早期発見・早期治療が可能になり、がんによる死亡率が下がっております。しかし、日本は経済協力開発機構OECD 23カ国中、検診の受診率は最下位であります。

この現状を変えるべく政府はがん対策推進基本法を制定し、がん医療先進国に対する道筋をつけました。10年後にがん死亡率を20%に減らすという目標であります。ポイントはがん検診であります。しかし、特に検診が一番有効といわれる女性特有の子宮頸がん・乳がんはアメリカでは4割近くが検診を受けていますが、日本は2割です。

当町におきましても子宮がん検診率11.5%程度。他の自治体に先駆け、平成17年度から対象年齢を20歳以上とし、検診の普及・啓発を行っており、高く評価するものであります。しかし、一向に検診率が伸びません。特に20歳代の女性では5%未満という絶望的な状況です。乳がん受診率に至っては8.5%前後で推移。受診率の低さとともに、検診で指摘されても精密検査や治療を受けない人が多いことも課題であります。

子宮頸がんは、若い女性に急増しておりますが、我が国では年間約8,000人が罹患し、約2,500人死亡しており、原因はヒトパピローマウイルスで、だれもが感染し、10年かけてがん細胞に変化いたします。検診と予防ワクチンでほぼ100%予防できるとも言われております。予防ワクチンは日本では未承認であります。この秋にも承認される見通しであります。

また、乳がんにあつては40歳代から50歳代に激増し、我が国にあつては3万5,000人が罹患し、約1万人の女性が生命を落としております。2年前の7月に「余命1ヶ月の花嫁～乳がんと闘った24歳 最後のメッセージ」が放送され、大反響を呼びました。

若年性乳がんについてもっと知ってほしい、若い人には自分と同じ思いを味わってほしくない。これは乳がんを発症し、24歳6カ月で生涯を閉じた長島千恵さんの遺言です。それに関した本が発刊され、たちまち40万部を突破し、映画も完成し、今年5月9日から全国で反響を呼んでおります。

そしてまた、彼女の思いを、乳がん検診プロジェクト「余命1カ月の花嫁・乳がん検診キャラバン」が昨年から行われ、今年も桜前線とともに3月末に沖縄をスタートし、5月22日北海道札幌会場まで29会場で約3,000人の20代・30代の女性が受診し、キャラバンを通して早期発見の大切さを啓発しております。

国においても現下の厳しい不況を克服するために、政府が発表した経済危機対策にも女性の健康支援策やがん対策1,298億円が盛り込まれております。女性が安心して検診の中で、社会の中で活動していただくことは、ひいては活力にもつながるものとして、また少子化対策にも資するものとして盛り込まれました。

平成18年3月定例会でも御質問いたしました。当町の積極的な取り組みを期待し、以下4点お伺いいたします。

1点目、今年、今年度、女性の健康支援対策事業が大幅に拡大されました。乳がんや骨粗しょう症など予防に役立つ事業を、健康パスポート発行や女性の健康実態調査、がん予防と連携した取り組みなどが各地で実施されております。阿見町の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、今年度市町村のがん検診事業を支援する地方交付税が大幅に増額されました。がん検診の効果や必要性などの情報提供に、どのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。特に、毎年9月はがん制圧月間ですが、住民挙げてのがん制圧月間にすべきと考えますが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

3点目、21年度補正予算が5月29日成立し、新経済対策では子宮頸がんでは20歳から40歳まで、乳がんは40歳から60歳までの間、それぞれ5歳刻みの対象者の検診の無料化などが打ち出されております。この事業は5年間の継続実施が確認されておりますが、当町の取り組みについてお伺いいたします。

4点目、国が平成18年度に策定いたしましたがん対策推進基本計画では、平成23年度までにがん検診率を50%以上にすると目標を定めております。当町の今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇を願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 女性の健康支援・がん対策の取り組みについての御質問にお答えします。

まず、1点目の女性の健康支援対策事業につきましては、県からの情報によりますと、今年度に国が都道府県等に委託して実施するもので、事業の目的としましては、女性特有の子宮がんや骨粗しょう症等の疾患予防を初め、女性の健康づくり対策を推進するための効果的な事業展開手法について検証する取り組みを進めるものとのことであります。

この事業については、茨城県においても今年度に受託する予定とのことで、健康パスポートの発行や女性の健康実態調査の実施などの具体的な事業内容について、これから国との協議を進めていくと県から聞いております。

町としましては、現在、事業の詳細が示されていない状況でありますので、事業を受託する県からの依頼により、町として取り組める状況であれば協力していきたいと考えております。

次に、2点目のがん検診についての情報提供につきましては、がん検診の必要性・内容・申し込み方法などの情報については、広報やホームページ等により町民の方々に周知しておりますが、あわせて健康診査・予防接種予定表を全戸に配布してお知らせを行っております。

また、検診会場においては、乳がんの自己検診法などの指導を実施したり、がんを予防するための生活習慣についての啓発を行うなど、がん検診の効果や必要性についての情報を町民に提供しております。

次に、9月のがん制圧月間についての取り組みとしては、今年度はがん対策を含めた疾病対策と健康管理の推進についての情報提供を、広報あみ9月号で掲載したいと考えております。

次に、3点目の子宮頸がんや乳がんの検診の無料化の取り組みにつきましては、県からの情報によりますと、この事業が国の経済危機対策として平成21年度補正予算に計上されている女性特有のがん対策の推進のための事業であり、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図ることを目的に実施するとのことであります。

具体的な事業の内容としましては、子宮頸がん検診及び乳がん検診について、国の定めた特定の年齢に達した女性に対し、検診費用が無料となる検診クーポン券とがんについての正しい知識をわかりやすく記載した検診手帳を市区町村が配布するもので、国の補助を受けて今年度

のみ実施するというものであります。この辺が、どうも国の施策としては非常に問題がある点じゃないだろうかと考えているところであります。

対象となる特定の年齢につきましては、子宮頸がん検診につきましては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がん検診につきましては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳とのことであります。

町としましては、これからも国や県からの情報の収集に努め、事業の円滑な実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のがん検診受診率の向上についての取り組みについてであります。国ではがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について、がん対策推進基本計画を策定し、平成23年度までに受診率を50%以上とすることを目標としました。

あわせて、がん検診の受診率の算出方法について、これまでは各市町村が独自の考え方により算出していたため、国として同一基準で比較・評価することができなかつた状況を受けて、統一的な考え方に基づいて、国では全市町村の平成18年度のがん検診の受診状況等を算出し、平成20年度末に示したところであります。

それによりますと、平成18年度の当町のがん検診の受診率は、肺がん検診が38.3%、胃がん検診が13.8%、大腸がん検診が14.8%、子宮がん検診が14.8%、乳がん検診が8.0%となっており、残念ながら国の目標には遠く及ばない状況となっております。

受診率を向上させるための取り組みとして、町では子宮がん検診と乳がん検診について、集団検診の日程で都合がつかない方や医療機関での検診を希望される方に対し、医療機関で受診できるようにしておりましたが、平成21年度からは、町内にある霞ヶ浦成人病研究事業団健診センターの協力により、新たに肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検査・肝炎ウイルス検査・腹部超音波検査・骨粗しょう症検査など集団検診と同じ検診を受けられるようにし、受診機会の拡大を図ったところであります。

さらに、乳がん検診につきましても、特定の年齢に限定しておりますが、レントゲン撮影によるマンモグラフィー検査を、1方向からだけだったものを、検査精度の高い2方向からとすることで検診内容の充実を図り、検診率の向上に取り組んでいるところです。

これからは、国が算出している全市町村の受診状況等のデータなどから、受診率が高いような市町村などの状況を調査し、参考になるような取り組みがあれば検討するとともに、健診業務を実施している茨城県健診協会や町内の医療機関などの関係機関との連携を図りながら、がん検診の受診率向上に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。もう阿見町でも本当にさまざまな工夫を凝らしまして、調べましたところ、他の市町村よりもかなり力を入れて、このマンモにしても、いろんながん検診にしても、本当によくやっているなということを感じています。

あと、子宮がんとかそういう子宮頸がん、普通年齢が65歳までですけども、その以上って、阿見町本当にそれは感心するぐらい取り組んでいただいているんで、本当に高く評価しております。

しかし、本当に検診率が上がらないというのは大変課題がありますけれども、まずお聞きしたいことは、まず女性の疾患ということで、乳がん・子宮がんでありますけれども、阿見町で総合健診もちろんやっていただいておりますけれども、総合健診では去年から検査方法が変わりまして、今度は個別に送っていただいておりますけれども、またこの乳がん・子宮がんというのは、さわやかセンターあるいは行かないと申し込みが今できないような状況になっています。

だから、関心がないともうますます検診率が低くなるんじゃないかなっていうふうに危惧してるわけですけども、そういった面で総合健診と同じように、個人のお宅に個別郵送ですね、まあ自分の名前で作るとやはり受けるんじゃないかなという、そんなように思うんですけど、その辺のところはできるかできないか、御検討をしていただきたいと思うんですけども、お考えいかがでしょうか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） ただいまの質問にお答えいたします。

乳がん・子宮がん検診の案内の個別郵送はできないかということでございますが、先ほども町長の答弁で申し上げましたように、受診率の高いような市町村などの状況をよく調査しまして、そういう個別に発送しているところの受診率が高いというような取り組みについて、調査研究していきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。何らかのやはり変えて、いいところからいいものをとってきていただきたいと思います。

また、総合健診と比べるわけではないんですけども、やはり女性に関しては受ける方が少ないということで、土曜日とかね、そういうのもやっていただいてないんですけども、この人数の関係もあるかと思うんですね。検診車を委託してるということで、そういった面でも働く女性が受けない、若い方が受けないってのは現実なので、そういった面も先進事例を見ながら取り入れていただきたいとは思いますが。そういった曜日等のほうも、先ほどと同じような感じになるんですけども、そういうところも今後考える余地があるのかどうか、お聞きい

たしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

土曜日の検診につきましては、先ほど申し上げましたように医療機関のほうで受診ができるということに、大体の医療機関では現在のところ受診できるということになっております。

集団健診のような検診車を使いました検診につきましては、実質そういう形で土曜日に実施するというような場合につきましては、ある程度の人数を確保するとか、あとは委託先であります総合健診協会との協議がやはり必要になってまいります。

また、子宮がん等の検診におきましては、医師が検診するというふうなこともありまして、医師の確保ということも、そういう課題もありますので、今後そういうことを検討しながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） そうしましたら、集団検診と医療検診、子宮がんと乳がんで、そうしましたら、今のお話だとかなり医療のほうへ行ってるのかなという、そういうような感じで御答弁伺ったんですけど、実際はそうなんでしょうか。もし統計わかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

子宮がん検診については、県の医師会を通して県内医療機関と契約しているため、120カ所で受診が可能であるということです。町内では、町内・土浦・つくば市・牛久市などの23カ所が医療機関の窓口として案内をしております。その23カ所のうち15カ所が土曜日か日曜日どちらか受診できるというようなことでございます。

乳がん検診につきましては、町内・土浦・つくば・牛久・龍ヶ崎の医療機関、29カ所の医療機関を案内しておりますが、その29カ所のうち25カ所が土日どちらか受診できるというようなことでございます。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） あ、はい。わかりました、ええ。ちょっと聞いているのは、受診されてるね、比率を今お聞きしたんですけども、はい。何かほとんど医療機関に行ってるのかなという、その状況を。そこまではとってないんでしょうかね。比率。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、今のその医療機関で受診されてるっていうのは、まだちょっと今、詳細なデータがありませんので、ちょっと今お答えできません。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。そうしましたら、この統計っていうのはほとんど集団検診の統計ということですね。じゃあ、実際はもっと多くの方が受診されているというような考え方でよろしいんですね、そういう考え方で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） そうですか。はい、わかりました。そうしましたら、受診のことはわかりましたけど、なかなか上がらないという状況ですけれども、これは諏訪中央病院の有名な方なんですけど、鎌田院長って方がいらっしゃるんですけど、この長野でもかなり受診率が低いつてことで、この方は集落とか健康づくり教室とか、早期に見つかるとう助かるよつてことで、かなり歩かれまして、年間80回の会場を、来ていただけないんならこつちから訪問しようということて、先ほども御答弁で幾つかのところを啓発されてるつておつしゃつてましたけれども、かなり検診率が上がったつていうことなんですけれども。

ちなみに、我が町では、何例か先ほど挙げていただきましたけれども、がんの普及・啓発を具体的にやつている教室とか、またそういうのを力を入れているところがありましたらぜひ教えていただきたいなど。また、今後もこういうところに力を入れていつたら増えるんじゃないかなという、そういう普及のほうのお話伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

そういうがんに対する普及啓発についてどういふうに考えているかということかと思ひますが、先ほど答弁でも申しましたように、基本的には町の広報紙、ホームページ等を通して周知はしているところてございますが、そのほかに女性の健康問題などに関するテーマを絞つて講演会等を考えるというよつなことで、受診率の向上や健康管理にそういう講演会を開催するというよつなことで、稲敷の医療機関の連絡協議会というよつなことも密接に連携をとりながら、東京医大などに働きをかけて、そういう講演会を実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ぜひそういう面ていろんな方向をね、やつていただきたいと思ひます。私も5月に講演を聞いてきたんですね。やっぱり女性特有の。そのときにアンケートを皆さんとりまして、後で結果をいただいたんですけど、やはりそこに来た方て、受けたことありますかってことは半分以下だったんですね。そんな方が聞いた後は、受けたと思ひましたかって言つたら、全員、1人以外だったんですね。やっぱりそれだけ講演を聞いたら受けたと思ひうと思ひますので、ぜひね、そういう啓発の、ぜひやつて、数多くね、まあ限り

があると思いますけれども、やっていただきたいと思う次第でございます。

それであと、まあこれからということで、この3番ですね、新経済対策ということで、今回本当に国のほうで盛り込まれましたけれども、決定日が基準日といいますか、6月30日ってことで、これは新聞にも載ってましたので、言えると思いますけれども、そのクーポン券には、県のほうからも指示があるかと思えますけれども、施行日は町で決められるということで。この、そうですね、もう名前も準備してそろそろ始まるのかなとは思いますが、その対象人数と、また、あと施行日から6カ月がクーポン券の有効期限になってますので、阿見町としてはどこら辺で目標を立ててやろうとしているのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

先ほど、いつから実施できるのかというようなことで、基準日のことについてのことでございますが、6月30日というふうにおっしゃってましたけれども、国のほうでは国の補正予算が成立したのが5月29日ということですので、この5月29日が施行日というふうに伺っております。ですから、その日を基準にして無料で、それ以降検診を受ける方は無料で受けられると、それ以前に受けた方についてはちょっと対象外になるというようなことでございます。

それで、対象者でございますが、対象者につきましては子宮がん・乳がんあわせて3,000人ぐらいというふうに予定をしております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。ありがとうございます。3,000人の方がいらっしゃるということで、数多くの、全員がね、受けていただければうれしいんですけども、50%ということで1,500の方が受けたら、本当にそれだけのまた罹患率っていうか、なるかもしれない方を救えるのかなと思えますので、また丁寧に、ぜひやっていただきたいなと思います。

あと、町でやってます年齢設定が、先ほど5歳刻みでなっておりますけれども、かなり年齢設定が1年ぐらいずれておりますので、その辺も丁寧にやっていただかないと、かなり町が混乱するのではないかなと思います。例えば、44歳の方が実際この今回の新経済対策では、実は45になった人でなければだめだとか、今度は逆、その辺がね、もう本当にね、どうして来ないんだろうとかあるかと思えますので、その辺は本当に具体的に周知の徹底をお願いするものでございます。

またかなり相談員っていうか、問い合わせがあるぐらいならうれしいんですけど、あるかなど。そういう場合には、今後そういう快い相談員っていうんですか、そういう対応できる相

談員も置いていく必要があるかなと思いますので、その辺も要望でございますけれども、ぜひそういった面もよろしく願いいたしたいと思いますので。

本当に、阿見町の皆さんが本当に元気で、女性、男性問わず、入れるような、そういう体制づくりをともどもに、また一緒に築いてまいりたいと思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 先ほどの医療機関での受診率についてちょっとデータがないということで、ちょっとデータの的にちょっと古くなりますが、19年度の場合について申し上げますと、乳がん検診の場合、約25%で、子宮がん検診を医療機関で受けた割合が31%というようなことでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい。引き続きまして、2項目目の御質問をいたしたいと思います。

耕作放棄地の活用について。いろいろな議員から御質問が出ておりますけれども、今回は、阿見町独自の特徴ある耕作放棄地解消対策の取り組みについてお伺いいたしたいと思います。

近年、水田・畑の耕作の放棄地で、トウモロコシ・サトウキビ・小麦・米などから生産されるバイオエタノールが、国や地域によって活用する穀物には違いがありますが、エネルギーの自給率の向上や地球温暖化の防止、環境対策の視点から注目されております。

政府は平成23年までに国際バイオ燃料5万キロリットル生産する方向性を示しております。2030年をめどに、我が国のガソリン消費量の1割に当たる600万キロリットルを国産で賄う構想を打ち出しております。最近ではバイオマスの資源確保のために、トウモロコシ・大豆等の生産等に影響を及ぼすなど、生産バランスの難しさも出ているようでございます。バイオディーゼル原料のヒマワリについては、輸入品との価格差の中で、かなり農家には生産はコスト的にも難しい面もあると聞き及んでおります。

そこで、世界が認める第三の新しいバイオ燃料作物として、茨城大学が進めておりますスイートソルガムがございまして、スイートソルガム利用のメリットといたしまして、サトウキビと違って4カ月から5カ月ぐらいと生育が早いこと。また、比較的低温でも生育が可能であり劣悪な土壌で生育ができること。また、連作もできること。また、搾りかすは家畜の飼料にも利用可能であります。食糧生産、経済との、先ほどあったような競合の懸念がないことでもあります。

耕作放棄地で、スイートソルガムからのエタノール製造はクリアしなければならない課題もかなり多いとは思いますが、将来性のあるエネルギーとして注目されております。

茨城県内の地域を対象として、向こう三、四年で耕作放棄地の利用・修繕，耕地や水系の環境浄化を図るとともにバイオ燃料の生産・流通・消費を促進し，都市・地域社会での利活用を具体化するために，研究組織，茨城大学バイオ燃料社会プロジェクトを発足させ取り組んでおります。各地から問い合わせが入っているとも伺っております。

阿見町において持続性のあるスイートソルガムによるエタノールエネルギーを検討する意義は十分にあると考えております。当町では，地域耕作放棄地対策協議会を立ち上げ，地域耕作放棄地再生利用実施計画の策定に入りますが，農業者の要望等もございしますが，モデル地域をつくれぬのかどうか。農地の耕作防止，地球温暖化抑制やエネルギーの地産地消の観点の上から，栽培を奨励すべきと考えます。

課題を整理して実行するために，今後どのように活用されていくのか，以下3点お伺いいたします。

1つ，スイートソルガムを利用した産・官・学・民連携の取り組みについて，現状をお伺いいたします。

2点目，栽培システムの確立に向けて，町としてどのようにすべきと考えておられるのかお伺いいたします。

3点目，今後バイオエネルギーとして実用化に向けてどのようにお考えか，方向性をお伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

町長，自席にて。

○町長（川田弘二君） どうも習慣になってっから。

次に耕作放棄地の活用についてお答えいたします。

阿見町に耕作放棄地が多いことは，昨日の細田議員の一般質問で答弁し，御理解いただいたことと思います。

そこで，まず1点目のスイートソルガムを利用した地域産学連携の現状についてお答えいたします。

スイートソルガムとは，サトウキビの一種で，甘味剤原料や家畜飼料として農家で栽培されてきたソルガムの変種であります。スイートソルガムの搾りかすから高濃度のエチルアルコールを製造し，ガソリン燃料とまぜたり，病院で使う消毒用アルコールや理科の実験などで有効活用することが可能と言われております。

茨城大学農学部の新田教授らが中心となり，新しいバイオ燃料作物によるエネルギー地産地消と地域環境の修繕をテーマに，茨城大学バイオ燃料プロジェクトを発足させ，地域連携協力協定を締結している当町のほか，茨城県，日立市，茨城県工業技術センター，酒造会社等と連

携を図りながら研究を開始したところであります。

その中で耕作放棄地を多く抱える阿見町には、耕作放棄地を活用した栽培生産への期待がされております。現在までに、プロジェクト主催のワークショップにおいて、町の耕作放棄地の現状について説明・発表を行い、今年度茨城大学農学部で試験栽培するための圃場の確保や今後の展開について、密接に連携、協議を重ねているところであります。

この点について、昨日、細田議員の質問にお答えでいろいろやりとりがありました。これから、やっぱり耕作放棄地対策の1つのポイントとしては、何をだれがつくるかという、そういうこととの関連で、非常に重要な取り組みであると考えております。

次、2点目、3点目の栽培システムの確立とバイオエネルギーとしての実用化については、関連しておりますので一括してお答えします。

現在の段階としては、茨城大学において今年度から本格的にスイートソルガムを用いたバイオ燃料生産システムの開発と最適化を図り、首都圏近郊の地域農業の新しいあり方として、増加する耕作放棄地での栽培システムの確立を目指し、研究している段階でありまして、今すぐ農業者がまとまった生産に取り組み始める段階にまでは至ってはおられません。

新田教授によれば、スイートソルガムは、一般的に農家が緑肥作物として栽培しているソルガムの一種なので栽培は容易とのことありますが、反面、生育適地の問題、生育高が4メートル以上になることによる隣接地への日照に関する問題、収穫機械の問題、運搬手段の問題、精製プラントの問題、そして生産コスト・収益の問題、精製した油の利活用の問題等が考えられます。それらの課題を整理することができれば、将来にわたり耕作放棄地や環境問題等の解消に非常に有効で可能性のある取り組みになると考えております。

これからも大学との連携を図りながら、その研究経過を十分に見きわめ、阿見町耕作放棄地対策協議会において、町独自の特色ある解消策を模索するとともに、実用化に向けて取り組むべき課題の整理を行い、関係機関と一体となって検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、非常に可能性があるという受けとめ方をしておりますので、できるだけ早急にこの研究の成果というものをきちまとめて。それから、問題はこの耕作放棄地に適したものであるかどうか。先ほどもちょっと触れましたけれども、この耕作放棄地対策では何をどの程度つくるかという、それが非常に大きな課題になりますので、これが比較的労力がかからず、まとまった面積で栽培できるということになると、耕作放棄地対策の非常に大きな役割を果たすものとなると期待されますので、一連のお話をしましたが、早急にそういう方向が具体化できるように考えたいと。

場合によっては、じゃあこういうものをつくって、油をとれるというんだけど、そういうやっぱ設備投資とか、そういうものに対する町としての手当てとかそういうものも具体的に問

題になってくるわけでありますから、それぞれの問題が整理された段階で議会とも十分に協議をしながら今後の対応を考えていきたい、こう思っております。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい。希望あるお話、御答弁ありがとうございました。大変に期待するものでございます。

昨日もたまたま議会が終わりました帰るときに、そちらの大学の農場で新田先生と生徒さん十数名がこのスイートソルガムを植えておりました。で、これは十日ごとに植えてるんだということでお話されて、そこにベンチャーの社長が来まして、機械を買ってくれと。先生はもう今、もういろんな予算を取るので大変苦慮されておりました。

あと、ここで阿見町に対して本当によくやってくださって感謝していると、そういうお話もありました。それで、その中で阿見町のほうで耕作放棄地の提供が何かあったというようなお話をちょっと耳にしたんですけれども、その状況は、今もしお話できればお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。

今の御質問ですけれども、情報によりますと、今現在、小池地区のほうで52ヘクタール、そこで、今、耕作放棄地の対策と……、失礼しました52アールでした、申しわけありません。耕作放棄地対策ということで、今取り組んでいるということで、そのあたりでスイートソルガムですか、そのあれについても、その耕作放棄地の1つの手法として考えられるというようなことで、町のほうから大学のほうに情報を提供したということはあったということは事実であります。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。もう積極的に連携をとって進めていただければなあと思います。

あと、何か日照権がというのがちょっと気になったんですけれども、放棄地へは、何か日照権と関係ないところにあるような気もいたしますけど、そういうところじゃないところにつくっていくのも大事なのかなって。それは今後連携していただきまして密にして、また阿見町の財産となるような、また、ぜひしていただきたいなと思います。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

続きまして、廃食油回収によるバイオディーゼル燃料の普及についてお伺いいたします。

昨年9月の定例会にも御質問いたしました。その後の進捗状況についてお伺いするものでございます。

昨日は麻生首相が温暖化効果ガス削減数値目標として、2005年比でマイナス15%と発表いた

しました。2020年まで待ったなしの状況でございます。阿見町では第5次総合計画後期基本計画におきまして、ごみの減量化・リサイクルの推進といたしまして食用廃油のリサイクルなど再資源の取り組みを奨励しております。

御承知のように、バイオディーゼルは、今までごみとして捨てられておりましたけれども、使用済みの植物油・エタノールなどを化学反応させることでディーゼルエンジンにそのまま使用できる、地球温暖化、人体にやさしいエコロジー燃料でございます。町民の方々からも廃食油を回収してバイオ燃料を活用する仕組み、そういう取り組みに対してぜひとも協力したい、どうすればよいのかという声も耳にしております。

お隣の美浦村では、もう早くから事業を推進し、霞ヶ浦の水質浄化運動を拡大するために年2回、集会場や区長の家には1斗缶を置き、住民がペットボトルに集め回収しております。回収1リットルに対し25円の県の補助を受け、稲敷市の精製業者に搬入していると聞き及んでおります。

また、お隣のつくば市におきましても、皆さん御存じだと思うんですけども、障害者の就労支援施設でも1リットル1円で回収いたしまして、6時間90リットルから100リットルのバイオ燃料を精製しまして、市のトラックや高校の送迎バスに利用している。県の商工会女性部も回収事業に協力しているところがございますけれども、各自治体で取り組みがかなり始まっていると聞き及んでおります。

推進に当たり補助制度もあるようですが、試験的に取り組んではどうかと考えます。当町の調査・検討はどうなっているのかお聞きいたしたいと思っております。

また、国ではバイオマス活用推進基本法案が5月8日の衆議院本会議で可決され、今国会の助成が期待されるところでございますけれども、その法案では政府がバイオマスの具体的な活用目標や基本計画を策定するとともに、地方自治体にも活用推進計画の策定を求めているほか、関係事業者や国民に対して政府や自治体の施策に協力を求めることなども盛り込まれております。

資源、環境、循環型社会の形成に向け、阿見町におきましても環境基本計画の制定が重要になりますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 次に、廃食油回収によるバイオディーゼル燃料の普及についての質問にお答えします。

直接的には廃食油の回収にかかわる質問ですが、基本的には地球温暖化防止対策、これにかかわる問題でありますので、この機会に一応最近の町としての地球温暖化への取り組み、これについて一通りお話をさしていただきたいと思っております。このバイオディーゼル燃料事業は、地

球温暖化防止対策の1つの手法でありますので、まず初めに、当町の地球温暖化防止対策の経過及び取り組みについて説明をさせていただきます。

地球温暖化問題につきましては、先進国から排出される温室効果ガスの具体的な削減目標や達成方法等を定めた京都議定書に基づき、2008年から2012年の5カ年に削減基準年1990年比で6%を削減することが義務づけられたこと、また、2010年までに原油換算50万キロリットルのバイオ燃料の導入が義務づけられたことなどから、マスコミや広報等による周知徹底が図られたところであります。

また、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットでは、主要8カ国の首脳により、温室効果ガスの長期削減計画目標が設定され、2050年まで、まあ、随分先の話であります。温室効果ガスを50%に削減する目標で合意されております。

そのようなことから、現在当町では、地球温暖化防止対策の推進に関する法律に基づきまして、温室効果ガス総排出量の削減目標を、第1期計画に1%加えた8%以上とした第2期阿見町地球温暖化防止対策実行計画を策定したところであります。実施期間は2008年から2012年までの5カ年間とし、役場庁舎、各出先機関から排出される温室効果ガスの削減に努めてまいります。

また、環境問題への意識の高揚を図るとともに、ごみの減量を推進して二酸化炭素を削減するため、レジ袋削減事業に取り組み、先般、町と事業者及び町民団体で組織する町民ネットワークの3者により、町におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を締結しました。これにより、町内の16店舗で6月1日からレジ袋の無料提供が中止になり、有料化が始まっております。この事業の最大の効果は、霞クリーンセンターの温室効果ガス排出量の削減、及び炉の延命化にあります。

さらに今年度から試験的に、町民課の東側壁面に緑のカーテン事業を始めております。緑のカーテンとは、つる植物を活用して窓を覆うように繁殖させ、カーテン状にしたもので、だれでも気軽に取り組むことができる地球温暖化防止対策の1つとして、市町村や一般家庭で広まっております。

緑のカーテンを設置した壁面では、設置していない壁面に比べ、最大で約10℃の温度低減が図られることも実証されており、冷房の使用を抑えることで地球温暖化防止対策に貢献する等の効果が期待されています。これから庁舎以外の各公共施設にも拡大し実施していきたいと考えます。

また、そのほか町民の皆様の模範となるよう、職員にも家庭や職場での省エネ、6月から9月までの4カ月間に、月に1度のノーマイカーデイ及びノー残業デイ等を実践しております。

以上がこれまでの当町の具体的な温暖化防止対策への取り組みであります。今後の環境政

策としましては、昨年度制定した町の良好な環境を確保し、将来に引き継いでいくための基本となる考え方や、町・町民・事業者のそれぞれの役割や責任を明確にして、環境保全及び創造に関する基本的な事項を定めた環境基本条例に基づき、快適な生活環境の確保など具体的な環境施策を実施するための阿見町環境基本計画を策定してまいります。

まあ、大分前置きが長くなりました。

ここで、御質問のバイオディーゼル燃料については、菜種やヒマワリ等の油糧作物、廃食油といった油脂を原料として製造する代替燃料でありまして、化石燃料に比べて大気中の二酸化炭素を増加させない特性を持ったバイオ燃料の1つと位置づけられております。

しかしながら、導入に当たっては、不適切な精製で製造され、混合が不十分なバイオ燃料により自動車に不具合が生ずることや、バイオディーゼル燃料製造施設整備の経費、回収方法及び回収拠点の設置、安定した廃油回収量及び使用量の試算、さらには法改正などによる品質管理が義務づけられたことなど、さまざまな課題があるのであります。

したがって、廃食油の回収によるバイオディーゼル燃料の製造や、2番目の御質問の耕作放棄地対策としてスイートソルガムを用いたバイオ燃料生産システム研究の過程等を十分見きわめながら、また、国や県の補助制度、先進自治体の推移も含めて、総合的に検討してまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。総合的に検討するっていうことで、前向きにこれはやっていくというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

それで、今のお話で、先進自治体の推移も見きわめながらということで、もし行政のほうでそういう事例等がありましたら、その中から阿見町に取り入れられるところは取り入れていくと思いますけれども、そういったところをここでお聞かせ願えればなと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。

バイオディーゼルの、特にですね、廃油を使った回収によるディーゼルの燃料のその先進地ということで、これはこの近くにも先進地ございまして、特に牛久市などは今年の4月からスタートしております。あと、新聞報道によりますけれども、つくば市でも今年から公用車にバイオ燃料をとというような記事も載ってますし、ここ最近ですね、やはり近隣でもこういった取り組みがなされております。

ちなみにですね、牛久市の事例についてちょっと御説明したいと思います。牛久市の場合ですね、自前で製造施設っていうのを整備しまして、そこで、その施設の中で精製をしている

ということでありまして、その廃油につきましては、市内の各家庭とか、それから各事業者から出る廃油等を燃料とすると、しているということでありまして、で、製造的には1日、今のこの施設では200リットルということでありまして、250リッターを回収した中で、製造的にバイオディーゼルとして成り立つものは200リットルということでありまして。

その製造されたものにつきましては、市の公用車とか、それからごみの収集車あるいは農業の機械などで利用をしているということでありまして、将来的にはもっと回収量を増やして民間に販売していくというようなことで、今現在、牛久市としてはスタートしたというところでありまして。

なかなか、いろいろ先ほど答弁の中の課題もございましたけども、やはりまだまだ牛久市さんのほうでも課題は若干あるようなことは話しておりました。回収の問題、例えばそれが職員で今回収してるというようなところもあります。そういうことで、1つの先進事例としては、ここ牛久市のほうでそういった形です。まあ牛久市の場合はバイオマスタウン構想っていうのを制定してまして、その中の1つの、1事業として実施しているという、かなり先進的な事例であります。

また、つくばについても以上なようなところでありまして。

それからですね、そういったその製造施設を持たない市町村で、そういった食糧油を利用しているという市町村もございます。ちなみに参考までには、土浦市、石岡、龍ヶ崎さんあたりでは各家庭から出る廃油をですか、例えば地区の公民館等に回収しまして、この専門業者、廃油の専門業者がございまして、その専門業者のほうに回収していただくということでありまして。

その回収した分につきましては、県のほうから補助金が出るということになっております。それは1リッター25円と、計算しますとそう多額的な金額ではないんですけども、そういった廃油を回収をしてそういった専門業者に処理していただくというような事例もございます。

そういったことから、今現在、阿見町、当町としましては、そういった体制、対応はしておりません。今後こういった先進事例を参考にしながらバイオディーゼルのですか、普及については検討して、早急なる検討をしていきたいということ考えております。

はい、以上です。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。早急なる検討、よろしく願いいたしたところですけども、交付金も今、県のほうにっていうことで、本当に1リットル25円ということで、そういったもし交付金等がそのほかにも、今かなり、日本は農業と環境だということで政府も力入れておりますけれども、もし教えていただければ、交付金等をほかに何か、そう

いった、そういうことはわからないでしょうかね。

今、その1リットル25円というのは県のどういったところから出ているのか。こちらであれなんでしょうけど、教えていただければうれしいと思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。

先ほどの1リッター25円ということですが、これは数年前の環境湖沼税にも絡むところですが、実際は県のほうから霞ヶ浦問題協議会のほうに交付金が流れまして、実際には問題協議会のほうから各そういった市町村にですね、交付されているということでもあります。

その他ですね、そういった廃油とバイオマスに関する制度的なもの、それから支援的なものとして、ちょっと余り勉強不足で申しわけないんですけども、まず今のところですね、そういったバイオディーゼルの燃料をする場合における補助としては、そのまず施設がかなりかかるということで、その施設費の補助が国のほうから2分の1ということで、特定財源という形で国のほうから2分の1の補助があるということでもあります。

先ほど難波議員のほうからありました、例のバイオマスのその今国会において制定されたということがありまして、さらに……。ちょっと済みません。お待ちください。あつたあつた。大変済みませんでした。今国会ですら、可決されまして、そのバイオマス活用推進基本法というのが成立されました。それによりまして、政府が一体となって今後バイオマス活用推進会議を新設するということでもあります。

それに基づいて地方自治体にも地域の実情に合った推進計画をつくるということで、今国会でなりましたので、今後これらについて国・県のほうから、それなりの町としての推進の計画策定についての義務づけが課されるかなということでもあります。その中には、恐らくそういった補助的なものも、中には取り入れられてくるのではなかろうかなという、今現在では判断をしております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、御丁寧な説明ありがとうございました。

もう時間も時間なんですけれども、最後に1点だけ、この半自動製造機とかそういうことは、今後の検討の中でぜひ検討していただきたいと要望して、これを終わりにいたします。

それで、あと1点は、これだけいろんなことをやろうとすると、前回も御質問いたしましたけれども人数がかなり、今年1名増えましたけれども、環境課のほうに。かなり政策から何か、もう厳しいんじゃないか、できないんじゃないかと本当危惧するんですけども、その辺の、今後、環境政策の部署の設定とか、そういうのまで進展があったのかどうか。強く希望し

たいんですけど、まあ難しいんでしょうかね。その辺をお聞きいたします。

○議長（諏訪原実君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

昨年からです、環境の部署で、やはりそういった、今、難波議員が言われたような環境政策に取り組むところが不足してるというような話は、町の内部でも話を出しております、十分認識しているところです。

ただ、来年度に向けてですね、具体的にどうするかというのはまだこれから検討するというふうな段階でございます。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。いろいろと本当に御丁寧な御答弁ありがとうございました。またしっかりと阿見町の未来が、着実に一步步1つ1つ丁寧な施策を重ねながら実を結ぶことをとともどもにしていきたいと思っております。

大変にありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、6番柴原成一君の一般質問を行います。

6番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔6番柴原成一君登壇〕

○6番（柴原成一君） 皆さんこんにちは。質問の前に、ちょっと誤字がありまして、教育長に指摘される前に訂正したいと思います。

一般通告書の質問の要旨、最後の小中学校はどのように取り組んでいるのですかの「組む」という字が間違っておりました。後で教育長に言われる前に訂正いたします。

質問の要旨ですけれども、小中学校における農業体験学習についてということでございます。当然、阿見町においては、農業は基幹産業に位置づけられると思います。農業者は減少する中、子供たちに農業体験させることは、いろんな効果が期待できると思いますが、小中学校はどのように取り組んでいるのですかというのが、質問の趣旨でございます。

ようやく田植えが終わったと思ったら、水の管理、草刈り等も大変な状況です。すっかり自分も日焼けしてしまいました。農作業というのは肉体労働ですが、作業している間、頭を使っていないかといえば、そんなことはありません。いろんなことを考えるというか、考えてしまいます。阿見町のことから日本の農業のことまであれこれ考えながら水周り——田周りとも言いますけれども、します。モグラとイタチごっこをしております。いろいろ考えさせられてアイデアが浮かんだりしますけれども、一日の終わりにはすっかり疲れてしまい、ほとんど覚えていません。晩酌なんかしてしまったら、もう何も忘れてしまいます。

そんな取りとめのない考えの中で、比較的脈絡を持って考えているのが、学校での農業体験の授業を積極的に推進することです。私らのころは、小学校にも小さな田んぼがあって、田植えのまねごとみたいなことをした記憶があります。今はさすがにそんなゆとりはないようです。逆に、最近土浦にできた野菜とかレタスなどの生鮮野菜をつくる工場、そこへ社会科見学に行くのはどうかなんて話が出たりして、私としてはちょっと違うんじゃないか。あれは機械屋さんと流通業者がもうかる仕組みで、農業者の未来ではないと思ったりします。

農業を身近に学べば、農業後継者が育つなんて単純なものではないとは思いますが、消費者教育としても農業の現場に触れるのは大事なことだと思います。最近、環境教育とか、食育とか、聞こえのいいキャッチフレーズみたいな言葉が聞こえてきますが、そんなものは農業を実地に学べば一気に見えてくると思うんです。

最近伺ったところでは、町の小学校では農業の体験授業みたいなことをなさっているそうです。それはいいことだなと思ひまして、興味があるなと思ひまして、どんな授業なんだろうということ今回質問をすることにしました。

そもそも、どの学校で、どのような趣旨で、どのような条件のもと行われているんでしょうか。まずはねらいとか目的、コンセプトの部分ですけども、農業体験の授業は、都市部・農村部ともに意味あることだと思いますので御質問いたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇を願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 小中学校における農業体験学習についての質問にお答えいたします。

まず、目的ですが、児童生徒が自然を慈しみ、農作物を育てる喜びと苦勞、また、食べ物を大切にする心を養うことにより、より一層豊かな人間性を育てると、そういうことであります。

次に、取り組みについて御説明申し上げます。

阿見町内の小学校8校、中学校3校、これは町内全部の学校でございますが、この学校では、理科や総合的な学習の時間に農業体験学習を年間計画に位置づけ、実施しております。主につくっている作物は、ジャガイモ・サツマイモ・ヤーコン——阿見の特産物です、ヤーコン。それから米、それから野菜ではナス・トマト・オクラと、大体そういう作物がつけられております。

この作物をつくるための田や畑はどうしてるかといいますと、学校内敷地を活用してつくっているところもありますし、学校近隣の農家の方々が田畑を無償で貸して下さっていると、そういうありがたい状況でもございます。耕作規模につきましては、学校によっては20平方メートル、まあ少ない面積ですけど、それから230平方メートルと、規模はさまざまでございます。

また、実穀小学校のように上長地区のうら谷津の休耕田750平方メートルを無償でお借りして米づくりを行っているところもございます。実穀小学校では9日の日に田植えを行いました。

なお、米づくりの場合には、地域の農業の方々から、また、ふれあい地区館の高齢者の方々から御指導をいただき、田植えから稲刈り、脱穀まで実施している学校もあります。実は、議長席にお座りの諏訪原実議員には舟島小学校で長年サツマイモの栽培、稲の栽培、そういうものをボランティアとして御指導いただいております。また、地域の農業者の方々より、種とか苗を提供してもらって栽培してる学校もありますし、学校によっては、最初から自分らで育てると、種をまき苗を育てると、そういう学校もございます。

収穫した農産物につきましては、家庭科の調理実習などで材料として食したり、児童生徒が家庭に持ち帰って、家族とともに味わい、その結果を感想として絵手紙などに表現したりして学校に届けてると、そういうこともございます。また、学校によりましては、学年集会や学校集会を開き、いも自慢コンテスト、また、焼きいも大会と、そういうものをPTAの協力によりまして行っております。

この結果、児童生徒たちは、自分が丹精込めて栽培し、収穫した農作物の味を十分に楽しんでおります。

何校かの小学校では、保護者やお世話になった農家の方々、また、地域のお年寄りを招待いたしまして、収穫祭を行っているところもございます。

このように一連の体験をした結果、教育的な効果としましては、農業の楽しさ、農作業の大変さや食べ物をつくる喜びを知ることができたり、また農作業を通じて仲間と協力し合うことの大切さを体得しております。

柴原議員におかれましては、大規模農業経営者ということでございますので、今後とも町内小中学校の児童生徒の将来の農業後継者、また、農業の理解者としての育成をしていきたいと、かように思いますので、ぜひぜひ今までに増しての御支援・御指導を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。

再質問でしょうかと思っておりましたが、答弁でお答えになってしまったので、大体わかったんですが。学校で使用してる田んぼとか畑の土地はどこから入手して、どこから借りているのか、使用してるとかっていうことと、野菜や稲の苗とか種ですね、その調達はどうしてるのかとか、栽培の指導は先生がやってるのかということをもっと最初に聞こうと思ったんですが、今の質問の中でお答えになってるんで、要は田んぼとか畑は無償で借りてるのかと、当然そう思いますけども、その指導ですね、それはどなたがやっているのか、それだけちょっと、まず確

認したいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） お答えいたします。

そういう農作物の栽培の指導，教育長の答弁の中でもありましたように，地域の高齢者とか，あと阿見小とか実穀小ですね，これは茨大の教授とか学生の方々に御協力をいただいと。それから，地元の農業者の方に，畑・田んぼ提供していただいて，あの栽培指導も同じようにしていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） それで，先ほど教育長の答弁の中でも教育的効果が何点か述べられたかと思いますが，特に目立った教育的効果があったらお尋ねしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 教育次長横田充新君。

○教育次長（横田充新君） はい，お答えいたします。

特にですね，小学校につきましては，理科の学習の一環ということもございませう。昔，議員さん方もあったかと思ひますけど，光合成の勉強だとか，そういう学習，重要な学習，それからそういう植物を観察すると。まあ学校のことでございませうので収穫が大きな目的ではなくて生育過程，そういうものも大きな目的，その過程を観察するということも大きな目的の1つになっております。

そういうことで，農作物をつくるということは，そういう自然に対する感謝の心，それからあと，そういう食べ物というのは苦労しないとつくれないと，そういう食べ物を大切にしようという心が育つのではないかと。

それからですね，こういう学習を通して給食を残すのが少なくなったと。これが見た目が一番わかる効果なのかなと思ひております。

それから，実穀小なんかではございませう，すぐ近くにありませう豊学校との共同作業等を行っております。そういう中で思いやりの心なんかも育んでいるんじゃないかなということもございませう。

それとあと，これも地域のボランティアの方々と協力して実施していることもございませうして，地域の方々の連携，これも重要な効果ではないかなと思ひております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） はい，ありがとうございます。私常々思うんですけど，最近正月に子供が雑煮を食べないとか，親がつくらないとかあると思うんですけど。確かに理科の授業

も大切ですが、そういった子供の時分から農作業を体験させるということは、とても情操教育っていうか、先ほど教育長もおっしゃいましたけど、子供の成育過程では大事なことだと思います。

ある意味、各小学校・中学校ばらばらでやっているんじゃないかと思いますが、やっぱり人、物、金、これを計画的に予算を計上し、そういう教育に力を入れていったらいいんじゃないかというふうに思って今回質問したわけですけども。農業だって教育も、継続っていうのは力かだと思います。その持続可能性、継続をつくるものが人と物と金、そのプログラムだと思います。そして、そういった農業体験プログラムをきちっと確立すれば、例えば東京の小学校との交流とか、そういうのにも使えると思いますし、最近は観光とか体験プログラムが流行していますけども、グリーンツーリズム、エコツアーなどの素材として加えることもできるかだと思います。

ましてや、また、最近では農業体験農園の動きが活発になっております。阿見町でもそういったことに即対応できるような体制が必要だと思いますんで、そういった研究も常々怠りなくお願いしたいのと同時に、先ほど言った小中学校の予算で、きちっとしたプログラムを立てて体験学習に取り組んでいただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで6番柴原成一君の質問を終わります。

休会の件

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月12日から6月18日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでございました。

午前11時30分散会

第 4 号

[6 月 19 日]

平成21年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成21年6月19日（第4日）

○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

○欠席議員

16番	櫛田	豊	君
-----	----	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	坪田	匡弘	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	横田充新君
消防長	瀬尾房雄君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
水道課長	坪田博君
予科練平和記念館 整備推進室長	湯原幸徳君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成21年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成21年6月19日 午前10時開議

- 日程第1 議案第43号 平成21年度阿見町一般会計補正予算(第2号)
議案第44号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第45号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第46号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第47号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第48号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第49号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第50号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第51号 21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約について
- 日程第3 請願第1号 「気候保護法(仮称)」の制定を求める請願
- 日程第4 意見書案第1号 「気候保護法(仮称)」の制定に関する意見書(案)
- 日程第5 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第43号 平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第44号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（諏訪原実君） 日程第1、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第44号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第45号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第48号平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は6月12日午前10時に開会し、午前10時22分まで審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員15名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち、総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、予科練平和記念館整備事業印刷・製本費126万円、運搬料99万2,000円の減額と、パンフレット等作成委託料224万3,000円の内容についてをお尋ねいたします。

その間に、今回の補正の内容ですけれども、今年度予科練平和記念館整備の最終年度ということで、全国の多くの人に記念館を知ってもらうということでPRをしていかなければならないと考えております。そのためにポスター7,000枚の作成とリーフレットを14万枚作成する予定で考えております。中身については、ある程度専門の業者の方にデザインをお願いしております。それを印刷をして全国に発送するという事業でございます。

当初の予算は、印刷・製本と郵便代と別々に計上しておりました。郵送の事務については町の職員が——私どもがやろうと計画していたわけなんですけれども、全国5万5,000カ所程度を考えておりましたが、非常に事務的にも負担が多いということで業者さんに見積もりをとりましたところ、現予算の中で発送まで含めてできるということで、予算の組み替えをしたということでございます。

ですから、今回印刷・製本費126万と運搬料99万2,000円で約225万2,000円の予算計上がされたわけなんですけれども、それを減額いたしまして、郵送代も一緒に業者さんをお願いしましたということで、予算を組み替えたということでございます。

以上質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） おはようございます。

命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果を、会議規則第77条により御報告申し上げます。

当委員会は去る6月12日午後2時に開会をし、午後2時48分までの間、慎重審議を行いました。議長にも御出席いただき、出席委員は全員参加6名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員20名の出席があり、また、議会事務局から局長以下2名の出席をいただき

ました。

初めに、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、民生教育常任委員会所管事項についての審査経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、次の質問がありました。

教育費委託金で、スクールライフサポーター活用調査研究委託金34万5,000円が歳入として載っていますが、この内容について説明をしてくださいという問いに対して、スクールライフサポーターは県の不登校児童生徒解消支援事業の1つで、小学校モデル校20校に不登校児童の相談相手や家庭を訪問するスクールライフサポーターを配置するという事業でございます。

これは20年、21年とスクールライフサポーター活用調査研究委託ということで受けまして、平成20年度は本郷小学校で1日6時間70日を実施していますとの答弁でありました。

また、これに関連しまして次の質問がありました。

本郷小で1日6時間70日というのは何人で、どのような仕事の内容かとの質問に対しまして、1人の方が1日6時間70日で相談に当たっています。昨年の例を申し上げますと、家庭訪問が8回、話し相手が148回と学習支援等も行っていました。子供たちとかかわった回数が412回と報告をされています。

これに続き、次の質問がございました。

次世代育成支援推進事業で、平成21年度予算では子供に優しい町づくり推進委員ということで、報酬5万9,000円。また、計画策定委託料219万5,000円と、ここにも報酬11万7,000円と出ていますが、これは委員が補充されたのか、また新たに後期の推進事業というお話も聞きましたが、この事業の内容はどのようなものかという質問がございました。

この質問に対して、今回の補正予算ですが、当初1回の会議を持つ内容で予算を組みましたが、今年度は後期行動計画、平成22年度から26年度までの後期5カ年計画の策定期に当たりました。委員の皆様の多くの意見をちょうだいすることで、会議の回数を3回に増やしました。委員の人員は変更ございませんとの答弁でありました。

次の質問です。

民生費の健康診断委託料で900万円が補正されていますが、この内容について説明してくださいという質問がございまして、保健衛生総務費の母子保健事業900万円の委託料ですが、妊婦健康審査の委託料です。これは妊娠中の母体や胎児の健康を図るため、妊婦が医療機関で定期的に健康診査をする制度でありまして、昨年まで5回だったものが、平成21年度から検診の回数が14回に拡充されました。この費用を町が医療機関に支払う委託費用であります。

当初予算を編成するときに、その単価が7万5,000円でしたが、今回正式に決まったもので9万5,000円となり、その不足分を計上したものでございますとの答弁がございました。

ここで質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に議案第44号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第44号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に議案第48号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

次のような質問がございました。

介護従事者処遇改善倫理特例基金繰入金で、これは2008年4月3日に介護従事者の処遇がよくないということで、介護報酬引き上げ3%の改善の予算かと思いますが、介護従事者に3%報酬を上乗せする予算なのでしょうか。この163万9,000円です。

との問いに対しまして、こちらは改善の事務費となります。平成21年度介護報酬改定に伴う制度説明、及び保険料改定に関するパンフレットを作成するための介護従事者処遇改善特例基金から、繰り入れとして国から支給されたものですとの答弁でした。

質疑を許し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第48号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に議案第49号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

以上、議案第43号、44号、48号、49号のうち、民生教育常任委員会所管事項の審査経過と結果を報告いたしました。

当委員会の決定に対し、議員の各位の御賛同をお願いをいたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は6月15日午前10時に開会し、午後11時28分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち、産業建設常任委員会所管事項につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、歳入の7ページ、荒川本郷地区都市再生機構負担金6,500万円は、新たに再生機構から出たものかとの問いに対し、これは5年間ということで昨年終わる予定でしたが、都市計画道路事業について一部荒川沖寺子線、本郷第一区画整理事業のカスミのところで道路がとまっております、その先について交差点や工事車両の関係により工事が延びたため、今年度繰り越しとなっております。工事の延びた分の負担が21年度になるということで、同じ金額を載せていますとのことでした。

また、荒川沖寺子線延伸の計画段階はとの問いに対し、今、川上お茶屋さんのところでとまっている先の路線につきましては、今年度21年度予算に計上し、土浦竜ヶ崎線までの区間の作業を進めていますとのことでした。

また、農業振興費、土木総務費、都市計画総務費、公園費それぞれのその他の保険料についての内容と、なぜこの時期なのかとの問いに対し、農業振興費は平地林保全整備事業、建設課では今年度発足した道路里親制度等、都市計画課でも同じく各種団体が活動する際のボランティア保険で、全国町村総合賠償保険制度では、活動中に石をはねたりして第三者にけがをさせたり、車を傷つけたりした場合には、適応範囲外だということが判明し、急遽6月補正で載せました。

内容についての質問に対しては、保険掛金1人当たり370円、賠償責任は対人対物1,000万円、障害は死亡及び後遺症に対し1,000万円、入院1日当たり5,000円、通院が1日3,000円ですとの答弁でありました。

次に、21ページ、公園維持管理費の維持補修費294万円の内容について質問があり、実穀近隣公園にあるため池への転落防止のための措置として、今あるガードレールを現在の70センチの高さを1.2メートルの高さに改良し、ガードレールの間はフェンスで覆うという転落防止のための費用でありますとの答弁でありました。

また18ページ農地費の中で、農業基盤整備事業施設等修繕料の60万円の内容について質問があり、これは当初予算額で79万8,000円ほど計上していましたが、本年4月に上長から下小池に流れる水路の両脇が陥没し、棚板が壊れたための緊急工事に58万2,750円かかりました。それで今年度行う予定工事の霞ヶ浦水門補修や、廻戸地区水利権専用表示板の補修工事がほぼ同額ということで、今回60万円ほど計上いたしましたとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち、産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第46号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、4ページ不動産売り払い収入で、本郷第一地区区画整理事業保留地処分金マイナスの909万2,000円の内容について質問があり、これは全体の事業の収支を合わせるために、人件費分を保留地処分金で減らしましたとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第47号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第43号から議案第50号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案8件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第43号から議案第50号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第51号 21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約について

○議長（諏訪原実君） 次に日程第2，議案第51号，21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第51号，21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約について、質疑を許しましたところ、今回の請負工事契約、これは工事の内容としては土工事、それから広場の園路工事、施設工事、雨水施設工事、照明施設工事、植栽工事、この6つに分かれているわけですが、ただ今まで議会においても分離発注を積極的に進めてくれと、そのような要望を出しておったのですが、なぜこれは一括発注になっているのか、その理由をお尋ねいたします。

今回の工事は公園工事ということで、今議員がおっしゃられたとおり、細かく分ければそれはできないということもないというふうに思います。ただ一体的にいろいろな業者さんが入るとなると、非常に工事的な部分で不都合が生じることも考えられるわけです。町としては必要なだけの分離発注ということも考えておきまして、この部分について植栽工事、例えば桜の木をメインとした植栽をしていくわけなんですけれども、それはやはり分離発注しようということ、今後9月以降になるかと思っておりますけれども、発注はする予定であります。

その他、土工事とか園路広場工事、施設工事、雨水排水工事、照明施設工事については、やはりある程度今までの公園施設工事として一体的に取り扱わないと工事に不都合が生じるということで、発注させていただきました。

今後、先ほども言いましたように、植栽については別途に発注はする予定であります。予科

練平和記念館の中でも公園整備以外に、いろんな備品の購入だとかそういったものもございませう。それは、あくまでも基本的には町内の業者ということも検討していかなくちゃいけないということで、備品、ある程度区分を分けまして、一本で発注することではなくて、何本かに分けて発注するようなことを考えております。

次に、本会議でも詳しく説明していただいたわけなんですけど、もう一度予科練平和記念館その他公園の図面の内容を説明していただきたいと思います。

今回の工事、資料の中にも書いてありますけれども、整備面積が2万4,000平方メートルということで、全体は約4ヘクタールの霞ヶ浦平和記念公園、廻戸地区近隣公園を含めると、4ヘクタールくらいになります。

1つには廻戸地区近隣公園と雄翔館・雄翔園、そういったものが一体となった活用が可能になる形で整備をしたいと考えております。

具体的には、予科練平和記念館を中心としまして、周辺には廻戸近隣公園から連結される道路、園路——丸くなっているところです。園路の整備と雄翔館・雄翔園のアクセスのための園路を整備します。また、125号線から車による進入については、予科練平和記念館と近隣公園の出入り口は最終的には1カ所になる予定です。廻戸地区近隣公園は近隣公園、予科練平和記念館は記念館ということではなくて、1カ所の入口から出入りするようになります。

今回の駐車場の台数ですけれども、大型バスが5台、身体障害者用の駐車スペースが3台と一般が58台の整備をします。廻戸近隣公園が19台でございませうので、全部で普通車は77台となります。

北側の細長い部分でございませう。近隣公園との整合を図るために、余りお金をかけないでダスト舗装という手法で整備をするわけなんですけども、イベント等があった場合には、ここも臨時駐車場で利用ができる形で、霞ヶ浦の景観というものもありますので、余り植栽をしないで整備をするということです。

その他植栽については、今、桜を基調として植栽を考えております。約30本ぐらいの桜を植えようということで、エントランス、125号線から入るところの部分、それと設備灯のあたり、それから雄翔館・雄翔園の入り口の部分をメインに、桜を配置する予定です。その他、ツバキだとかモチの木とかシイの木、ケヤキ等、そういったものをバランスよく配置したいと考えております。

あと、見晴らし広場というのがあるんですが、ここは地面から約1.5メートルから2メートルぐらいの高さをもって盛り土をする予定で芝生を張ります。これは、やはり霞ヶ浦の眺望・景観を楽しめる場所の創出というふうなこともありますので、そういう設備をしていきたいと考えております。

あとは、駐輪場はこの前もお話しましたが、15台から20台ぐらいに入る駐輪場を整備するというのでございます。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第51号、21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

議案第51号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第51号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願

○議長（諏訪原実君） 次に日程第3、請願第1号、「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願を議題といたします。

本案については、去る6月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） 先ほどの報告に引き続きまして、請願第1号、「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願について御報告申し上げます。

紹介議員の出席を求め、趣旨説明をいただきまして質疑に入りました。

具体化をするために目標値を設定するということは、大変重要であります。そこで、請願事項の1で温室効果ガスを1990年比ということで、1990年がベースになっていることの理由を聞かせてほしいとの質問がありました。

それに対し、90年が基準というのは、1992年に採択された地球の環境保全のための枠組み条

約です。その中で、先進国は温室効果ガスの人為的な排出量を1990年の水準に戻すと。これは、その条約の中の4条と合意したことに基づいています。日本もその提案国の1つであります。その後1990年が基準年というのが日本で行われた世界環境会議の京都議定書に継承され、2020年までの中期目標でも多くの国が90年を基準にしていますとありました。

次に、この提出者、新日本婦人の会茨城県阿見支部とはどういう会で、どういう人たちが入っているのかとの問いに対し、新日本婦人の会については、ここで質問を受けることを想定していませんでしたので、規約やメンバーの構成ということについては正確にお答えできませんが、阿見にも支部があり茨城県連もあって、全国組織になっている。それから運動としては、婦人の地位向上を一番に手がけて活動している団体であるというふうに思いますとのことでありました。

また、請願事項の2、CO₂を減らす人や企業が報われる制度をつくることというのがありますが、これは具体的な案があるのか、そして3番の再生可能エネルギーを大幅に増やす仕組みをつくること、これについては、ある程度の考えがあるのかとの問いに対し、2つ目の人や企業が報われる制度については、削減目標があると思います。

例えば、自分の企業は30%削減を50%削減した場合、その20%は目標より削減したと。そのような場合には、ほかの団体や企業に肩がわりをさせる制度は今話題になっていますので、そのようなところかというふうに思います。あと、人はということについて、個人でもそのようなポイント制度をつくり、削減すれば個人でポイントをもらえるということではないかと思えます。

3番目についてはエネルギーの消費を減らすためには、使い捨てではなく一たん使ったものも資源として活用するリサイクル社会のことを言っているというふうに思います。

次に、政府では確か60%から80%と掲げていると思うが、80%になると経済効果はマイナスになるのではないかと思うことと、家庭の負担が7万6,000円とかで、それ以上負担が増えると思うがどうかとの問いに対し、その辺は私は政府ではないのでわかりませんが、10日に発表して一般新聞にも一斉に出ていましたよね。家庭でも7万5,000円ぐらいの負担になると。

これは、本来ならば企業に向けて多いところを削減していかなくてはいけない。ヨーロッパの企業は政府と話し合って温暖化をとめようと積極的に動いているが、日本の企業はかなり消極的で、企業が出したのがせいぜい4%というか現状維持とかで、1990年比ヨーロッパ先進諸国に比べ3分の1か5分の1という数字になったのではないか。政府は企業にもっと要求すべきで、そうすればもっとヨーロッパ先進国並になるのではないかと思いますとありました。

以上、質疑を終結し、紹介議員に退席をしていただきまして、討論に入り、討論なし。討論を終結し、請願第1号、「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願については、賛成多数に

より、原案どおり採択されました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって請願第1号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第1号 「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）

○議長（諏訪原実君） 次に日程第4、意見書案第1号、「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

5番紙井和美君，登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 気候保護法の制定に関する意見書を提案するに当たり、経過について簡単に御説明申し上げます。

この意見書案につきましては、去る6月15日に開かれました産業建設常任委員会において審議した結果、全会一致で採択となり、本日ここに提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員紙井和美，賛成者、阿見町議会議員柴原成一，同じく小松沢秀幸，同じく倉持松雄，同じく千葉繁，同じく久保谷充。

提案理由は、意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

気候保護法（仮称）の制定に関する意見書（案）

2008年京都議定書の第一約束期間が始まったが、日本の対策は遅々として進まず、排出量も伸び続けている。一方年々気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深

刻な影響が及びかねない。

昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、長期的に2050年に温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのために先進国は2007年のバリ合意に沿って率先して大幅削減を実現しなければならない。

今後気候の安定化のために、日本が確実に低炭素社会を構築するには温室効果ガス削減の中長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的統合的に導入・策定し、実施していく法律が必要である。

こうした気候変動問題に、日本としても責任を持って対応するために、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。

また排出削減の実効性を担保するための制度として、CO₂二酸化炭素の排出量に応じて課税する炭素税や、排出量の上限を決め、それ以上に減らした企業は、その削減枠を売れる排出量取引などの制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化系の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入の促進となるような、固定価格買い取り制度などを実現すべきである。

よって国におかれては、上記の内容を約束する法律の実現を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

茨城県稲敷郡阿見町議会議長諏訪原実

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、御説明といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認めます。

よって意見書案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 平成21年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案いたしました議案につきまして、慎重審議の上、全議案議決をいただき、また一般質問や各常任委員会の審議を通してさまざまな御意見をいただきました。ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

さて、我が国の社会経済情勢は、世界中に広がった金融不安の影響により、国内の生産活動や雇用、消費などを直撃し、依然として厳しい状況下に置かれております。特に、企業の大幅減産による完全失業率や有効求人倍率の悪化の影響により、さらに消費が冷え込み、内需不振の長期化も懸念されております。

この100年に一度といわれている未曾有の経済危機に対して、国と地方では緊急雇用創出事

業や地域活性化経済危機対策交付金事業など、さまざまな経済対策に取り組んでいるところがあります。行政には、このような緊急経済対策のほか、住民の多種多様なニーズに即応したサービスや住民福祉、自主・主体的な地域づくりなどさまざまな施策を着実に進める役割が課せられております。

当町におきましては、かつてかなり硬直化の傾向がありました財政状況が、徐々に健全化してきておりましたが、昨年度後半からは経済危機の影響による町税の大幅な減収により、大変厳しい行政運営を強いられることになっております。

しかしながら、来月にはあみプレミアム・アウトレットがオープンし、また来年2月開館予定の予科練平和記念館の建設も順調に進んでいるなど、未来の町づくりに向けた明るい話題があるのも事実であります。

こういう状況というものを最大限に活かして、議会と執行部が一体になっていい方向を出していきたいと考えているところであります。この当町の持つ潜在力や地域特性をより一層活かしながら、さらなる阿見町の発展のために、町民の皆さんとの対話を大切に、福祉や医療、教育や文化、生活環境などの施策をなお一層充実させ、活力ある明るく住みよい町づくりに向けて引き続き努力してまいります。

議員各位におかれましては、町政に対しまして、これまで同様変わらぬ御指導、御協力のほどをお願いいたします。

梅雨が明けると夏本番になりますが、今年の夏は全国的に気温が高めで暑い夏になると予想されております。近く衆議院議員選挙、県知事選挙等があるということで、これらをめぐる話題も多く、大分にぎやかになってきておりますが、議員各位にはどうか御自愛の上、御健康でますます活躍いただきますよう御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

ここで最後に一言だけ申し上げさせていただきますが、実は17日につくば市で新型インフルエンザの患者が確認されました。守谷市でも1人出たということでもあります。こういう状況を受けまして、県では県の対策本部を設置し、またこの前新型インフルエンザ対策について全員協議会のときに説明させていただきましたが、町の対策本部も早速開きまして、この状況等について町民に周知徹底させるとともに、当面の対応の仕方の整理をしたわけであります。

この点について、町としてはホームページで周知を図るということ、またいろんな形で資料を提供していくということで整理しておりますので、その資料等について、まず議員の皆さん方にお配りして、こういうことで対応するんだということをぜひ御理解いただきたいということで、まあ改めて特別の説明を必要するほどの内容のものではありませんけれども、こういうものだとすることをまず知っていただく意味で、資料をお渡しさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

閉会の宣告

○議長（諏訪原実君） それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成21年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署 名 員 佐 藤 幸 明

署 名 員 細 田 正 幸

参 考 资 料

平成21年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第43号 議案第51号</p>	<p>平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 21霞ヶ浦平和記念公園整備工事請負契約について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第43号 議案第44号 議案第48号 議案第49号</p>	<p>平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第43号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第50号 請願第1号</p>	<p>平成21年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 平成21年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成21年3月～平成21年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	5月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回臨時会会期日程について ・その他
	5月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・請願及び陳情の取り扱い並びに議場への国旗掲揚について ・その他
	6月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例会会期日程について ・その他
行政改革 特別委員会	5月18日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・その他
議会だより 編集委員会	4月13日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第120号の発行について ・その他
	5月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第120号の校正について ・その他
全員協議会	3月24日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町耕作放棄地対策協議会会員の選任について ・その他
	5月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・あみプレミアム・アウトレットについて ・水道ビジョンの策定について

全 員 協 議 会	5月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・阿見町学校施設アスベスト分析調査報告について・その他
-----------	-------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
茨城県後期高齢者医療広域連合会	4月30日	茨城県後期高齢者医療広域連合 議会議員に対する事前説明会 ・広域連合の概要及び後期高齢 者医療制度について ・広域連合議会の概要について ・その他		藤井孝幸

請 願 文 書 表

平成 2 1 年 第 2 回 定 例 会

整 理 番 号	受 年 月 理 日	件 名 お よ び 要 旨	提 住 所 出 氏 者 名	紹 氏 介 議 員 名	議 決 結 果
1	平 成 21 年 6 月 2 日	<p>1. 件 名 「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願</p> <p>2. 主 旨 世界じゅうで地球温暖化の影響がますます大きくなり、人びとの生活基盤や命さえ奪いかねない事態が進行しています。世界の科学者たちは、気候変動をもたらす気温の上昇が、産業革命前のレベルから2℃を超えると、地球規模の回復不可能な環境破壊によって、社会や生態系が壊滅的な影響を受け、地球温暖化防止は人類にとって待ったなしの課題だと警告しています。</p> <p>先進国日本は、CO₂（二酸化炭素）など温室効果ガス削減で、「世界をリードする」とりくみが求められています。日本には温室効果ガスを減らす技術があります。市民一人ひとりの心がけと行動もひろがっています。地方自治体も積極的に動き始めています。</p> <p>今後、人類にとって危機的な状況に陥ることを避けるためには、CO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスを大幅に削減していかななくてはなりません。持続可能な地域社会をつくり、よりよい地球環境を次世代に引き継いでいくためにも、一人ひとりが温暖化防止のために取り組みやすくすることも必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条に基づいて、政府に対する「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書を、提出していただくよう請願するものです。</p> <p>（請願事項）</p> <p>1. 京都議定書の6%削減目標を守り、これから中長期にわたって温室効果ガスを2020年には1990年比30%、2050年には80%の排出削減目標を掲げること。</p> <p>2. CO₂（二酸化炭素）を減らす人や企業が報われる制度をつくること。</p> <p>3. 再生可能エネルギーを大幅にふやすしくみをつくること。</p>	<p>新 日 本 婦 人 の 会 茨 城 県 阿 見 町 阿 見 4 0 0 0 大 崎 信 子</p>	<p>細 田 正 幸</p> <p>浅 野 栄 子</p>	